

# 第4次 益田市男女共同参画計画

～ 性別による差別をなくし 一人ひとりが活躍し 個性と能力が輝くまち ～

令和3年3月  
(2021年3月)  
島根県益田市



## はじめに

男女共同参画社会とは、性別による差別がなく、誰もが自らの意思により、あらゆる分野で活動に参画する機会が確保され、個性や能力を発揮できる社会です。

このことは、将来に向け、「ひとが育ち 輝くまち 益田」をめざす上で、とても重要です。

本市では、平成13(2001)年に、第1次益田市男女共同参画計画を策定し、計画に基づく男女共同参画の取り組みを開始して、21年が経過しました。

更に、平成26(2014)年には、「益田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現を、市の重要な課題の一つであると位置づけ、取り組んでまいりました。

現在、少子高齢化の急速な進展、非正規労働者の増加など労働形態の変化、コロナ禍における新たな生活様式、配偶者などからの暴力被害の深刻化など、様々な課題への対応が必要となっています。

このような社会情勢を踏まえ、市民の皆様にご協力いただきました意識調査結果をもとに、「性別による差別をなくし 一人ひとりが活躍し 個性と能力が輝くまち」の実現に向け、ここに第4次益田市男女共同参画計画を策定いたしました。

男女共同参画社会は、行政の各分野での取り組みだけではなく、地域や職場、日常生活において一人ひとりが考え、気づき、行動することにより実現していくものでもあります。

市といたしましては、本計画に基づき、男女共同参画社会の実現のため、施策の一層の推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました益田市男女共同参画審議会の皆様をはじめ、意識調査等にご協力いただいた多くの皆様に心よりお礼申し上げます。

令和3年3月

益田市長 山本浩章



## 人権尊重都市宣言に関する決議

今日の産業・経済の進展と国民生活の向上は目覚ましいものがあります。その反面、複雑多様化する社会情勢の中において、人はすべて生まれながらにして人間として尊ばれ、生きる権利を有しているにもかかわらず、ややもすると利己主張・人命軽視の風潮や、差別意識の温存、法秩序軽視など、人権尊重思想の不徹底等が懸念され、誠に憂慮に耐えないところであります。

憲法が指し示す人権の尊重とその擁護こそは、地域づくりの基本をなすものであり、その思想をより広く、かつ深く全市民に浸透させ、明るく住みよい平和な社会環境を醸成するため、人権尊重都市とすることを宣言する。

上 決議する。

平成6年3月25日

益 田 市 議 会

# 目次

|         |                                  |     |
|---------|----------------------------------|-----|
| 第1部     | 計画策定にあたって                        |     |
| 1.      | 計画の趣旨                            | 1   |
| 2.      | 計画策定の背景                          | 1   |
|         | (1) 国際社会の動きと持続可能な開発目標(SDGs)      | 1   |
|         | (2) 国の動き                         | 3   |
|         | (3) 本市の動き                        | 4   |
|         | (4) 本市をとりまく状況                    | 6   |
| 3.      | 計画の位置づけ                          | 12  |
| 4.      | 計画の期間                            | 12  |
| 5.      | 基本理念                             | 13  |
| 第2部     | 施策内容                             |     |
| 1.      | 計画の施策体系                          | 15  |
| 2.      | 基本目標                             | 16  |
| <基本目標Ⅰ> | 男女の人権の尊重                         | 16  |
|         | 基本施策1 人権尊重の意識づくり                 | 18  |
| <基本目標Ⅱ> | 安心・安全な暮らしの実現                     | 20  |
|         | 基本施策2 女性に対するあらゆる暴力の根絶            | 22  |
|         | 基本施策3 生涯を通じた男女の健康支援              | 23  |
|         | 基本施策4 安心して暮らせる環境づくり              | 24  |
| <基本目標Ⅲ> | あらゆる分野における女性の活躍                  | 26  |
|         | 基本施策5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大        | 29  |
|         | 基本施策6 女性の活躍推進                    | 30  |
| <基本目標Ⅳ> | 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備              | 32  |
|         | 基本施策7 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備       | 34  |
|         | 基本施策8 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立       | 35  |
| 第3部     | 計画の推進                            |     |
| 1.      | 推進体制                             | 36  |
| 2.      | 市民、地域組織、事業者等との協働推進               | 36  |
| 3.      | 数値目標の設定                          | 37  |
| 4.      | 計画の進捗管理                          | 38  |
| 【資料編】   |                                  |     |
| ●       | 男女共同参画に関する意識調査結果について             | 41  |
| ●       | 男女共同参画社会基本法                      | 71  |
| ●       | 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」         | 78  |
| ●       | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」     | 91  |
| ●       | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」のしくみ | 105 |
| ●       | 益田市男女共同参画推進条例                    | 106 |
| ●       | 益田市男女共同参画推進条例施行規則                | 111 |
| ●       | 益田市男女共同参画審議会委員名簿                 | 113 |
| ●       | 用語の解説                            | 114 |
| ●       | 相談機関等                            | 116 |



## 第 1 部 計画策定にあたって

### 1. 計画の趣旨

男女共同参画社会の実現を 21 世紀のわが国社会の形成に関する最重要課題として位置づけ、平成 11（1999）年 6 月に男女共同参画社会基本法が制定されました。

この基本法は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に、社会のあらゆる分野で発揮できる男女共同参画社会をめざしたものです。国、地方公共団体、国民の責務を明確にしています。

本市では、この基本法の趣旨を踏まえ、平成 26（2014）年に「益田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現は、市の重要な課題の一つであると位置づけました。7 つの理念を基本として、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、相互の連携協力のもと、男女共同参画社会の実現をめざす、市の決意を表明しました。

また、本市の男女共同参画社会実現への推進は、第 1 次益田市男女共同参画計画（平成 13 年策定、平成 18 年改定）、第 2 次益田市男女共同参画計画（平成 23 年策定）、第 3 次益田市男女共同参画計画（平成 28 年策定）に基づき、取り組みを進めています。

この間、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」をはじめ、法制度の整備や意識啓発が行われていますが、性別による固定的役割分担意識や社会的慣習は生活の中に残っていると云えます。

また、少子高齢化の急速な進展、共働き家庭の増加、非正規労働者の増加など労働形態の変化、コロナ禍における生活様式の変化、配偶者などからの暴力被害の深刻化、防災、災害復興における男女共同参画の視点の必要性など、社会情勢が変化する中で、様々な課題への対応が必要となっています。

このような状況を踏まえ、男女共同参画のまちづくり実現のための指針となる「第 4 次益田市男女共同参画計画」を策定します。

### 2. 計画策定の背景

#### (1) 国際社会の動きと持続可能な開発目標（SDGs）

男女共同参画の取り組みは、国際連合（以下「国連」という。）を中心とした、世界的規模の動きと連動し推進されてきています。

国連では、昭和 50（1975）年を国際婦人年と定め、男女平等の推進、経済・社会・文化への婦人の参加などを目標に、世界的な活動を行うこととし、昭和 54（1979）年には、女子に対する差別の撤廃と男女平等に向けた「女子差別撤廃条約」を採択するなど、女性の地位向上をめざす取り組みを進めてきました。

また、平成 27（2015）年には、国連で先進国と発展途上国がともに取り組むべき、2030 年までの国際開発目標として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、

17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が、掲げられました。SDGsは、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール（目標）、ターゲットを設定しています。17の目標の中で「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画に関係が深い目標を意識し取り組んでいきます。

※ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」をいう。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。



持続可能な開発目標（SDGs）

資料：国際連合広報センター

| 17の持続可能な開発目標 |  |
|--------------|--|
| 目標 1         | あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる   |
| 目標 2         | 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する                           |
| 目標 3         | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する                                 |
| 目標 4         | すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する                            |
| 目標 5         | ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う                                  |
| 目標 6         | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する                                   |
| 目標 7         | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する                        |
| 目標 8         | 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する |
| 目標 9         | 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る                |
| 目標 10        | 各国内および各国間の不平等を是正する   |

|       |  |
|-------|--|
| 目標 11 | 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する   |
| 目標 12 | 持続可能な生産消費形態を確保する   |
| 目標 13 | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる   |
| 目標 14 | 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する   |
| 目標 15 | 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する        |
| 目標 16 | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
| 目標 17 | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化<br>する                                   |

## (2) 国の動き

日本において、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号。以下「基本法」という。）が制定されて、20 年余りが経過しました。基本法では、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、その促進に関する基本的な計画として、男女共同参画基本計画を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしています（13 条）。

平成 27（2015）年 8 月に、女性の職業生活における活躍推進のための取り組みを定め「事業主行動計画」の策定を義務づけた、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が成立し、国における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは新たな段階に入りました。

同年 12 月に閣議決定された「第 4 次男女共同参画基本計画」では、めざすべき社会として「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」、「男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会」、「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」、「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会」が掲げられました。

また、平成 30（2018）年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成 30 年法律第 28 号）が、議員立法により成立しました。

平成 27（2015）年に採択された SDGs のもと、持続可能な活力ある社会を次世代に引き継ぐためには、あらゆる分野において、男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、施策に反映する必要があるとしています。

### (3) 本市の動き

平成 6（1994）年 3 月に本市は、人権の尊重とその擁護こそが地域づくりの基本をなすものとして、人権尊重都市宣言を行い、人権尊重のまちづくりに努めています。

平成 26（2014）年には、益田市男女共同参画推進条例を制定し、この条例に基づき、男女共同参画社会の実現をめざしてその推進を図っています。

第 3 次益田市男女共同参画計画（平成 28 年策定）では、「男女の人権の尊重」、「安心・安全な暮らしの実現」、「あらゆる分野における女性の活躍」、「男女共同参画社会の実現にむけた環境整備」の 4 つの基本目標を掲げました。基本目標に対する施策として、基本施策（8 項目）、具体施策（19 項目）、取り組み内容（40 項目）をもとに、年次ごとの事業計画に基づく施策の実施状況を、益田市男女共同参画審議会に報告し、進捗状況の課題をもとに男女共同参画の推進に取り組みました。

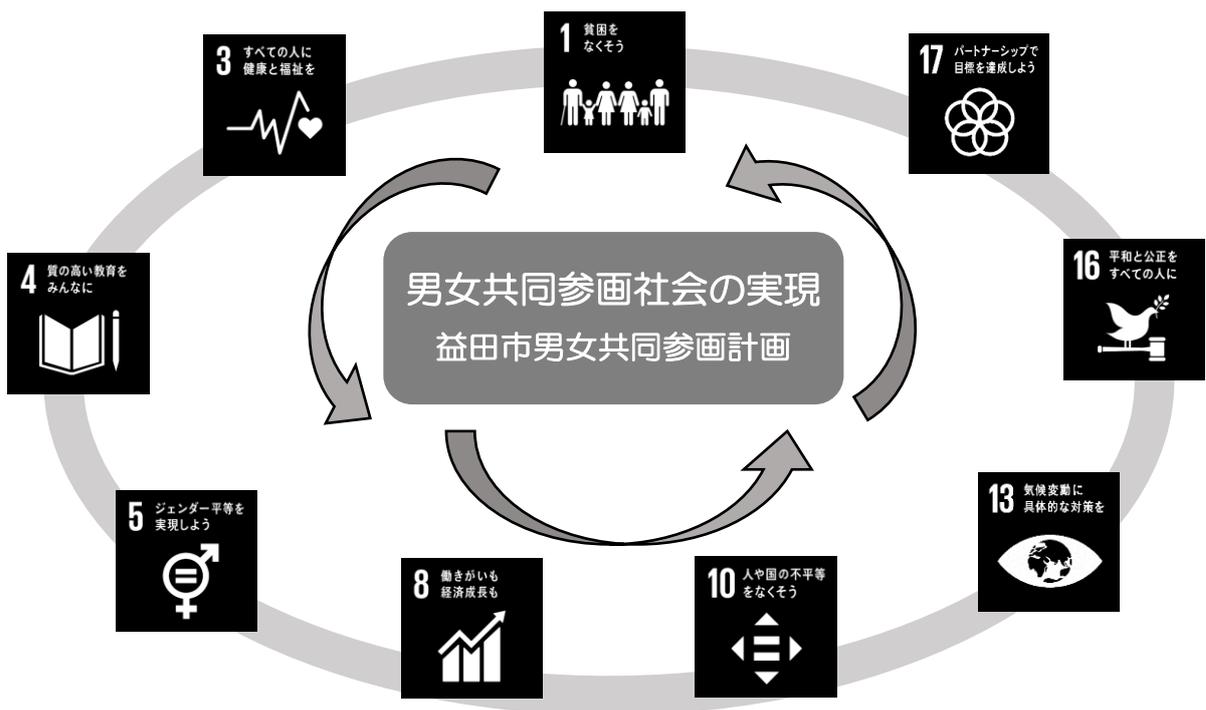
令和 2（2020）年 3 月に実施した市民の意識調査からは、性別を理由とした固定的な役割分担意識はわずかに改善したものの、生活の様々な場面で「男性優遇」を感じる不平等感が、男女を問わず存在していることがうかがえました。

基本法の定義にある「男女共同参画社会の実現」に至っているとは言えません。

性別による格差と差別の解消に向けて、一人ひとりが活躍し個性と能力が輝くまちとなることをめざし、第 4 次男女共同参画計画を策定し取り組んでいきます。

また、男女共同参画社会の実現にむけては国の SDGs 実施方針をもとに、関連の深い社会を中心に社会・環境・経済が相互に関連することを意識し、17 の持続可能な開発目標の中から関連の深い 9 項目を結びつけ、SDGs の輪を広げて取り組んでいきます。

#### 男女共同参画計画と関わりが深い 9 つのゴール



## 関連するSDGsのテーマ

|  |   |
|--|---|
| <p><b>I 【男女の人権の尊重】</b></p> <p><b>基本施策 1 人権尊重の意識づくり</b></p> <p> ◇一人ひとりが抱える問題に寄り添う</p> <p> ◇男女共同参画の意識づくり</p> <p> ◇性別による差別をなくす</p> <p> ◇互いの人権を尊重し誰もが暮らしやすいまち</p> <p> ◇公平・公正な相談体制</p> | <p><b>III 【あらゆる分野における女性の活躍】</b></p> <p><b>基本施策 5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</b></p> <p> ◇決定過程への女性の参画の機会を広げる</p> <p> ◇性別に関わりなく、誰もが能力を發揮できる</p> <p> ◇公平・公正な組織運営</p>   |
| <p><b>II 【安心・安全な暮らしの実現】</b></p> <p><b>基本施策 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶</b></p> <p> ◇生活の安定への支援</p> <p> ◇女性に対する暴力の根絶</p> <p> ◇互いの人権を尊重する</p> <p> ◇安心して相談できる支援体制</p>  | <p><b>基本施策 6 女性の活躍推進</b></p> <p> ◇情報発信と意識啓発</p> <p> ◇性別を理由にした固定的慣習をなくしあらゆる分野への女性の参画をすすめる</p> <p> ◇誰もが働きがいのある仕事ができる</p> <p> ◇性別にかかわらず誰もが能力を發揮できる</p>  |
| <p><b>基本施策 3 生涯を通じた男女の健康支援</b></p> <p> ◇生活を支える切れ目のない支援</p> <p> ◇生涯を通じた健康づくり</p> <p> ◇健康に関する知識の普及</p> <p> ◇性差に応じた健康支援</p>   | <p><b>IV 【男女共同参画社会の実現に向けた環境整備】</b></p> <p><b>基本施策 7 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備</b></p> <p> ◇社会保障制度の充実による男女共同参画の推進</p> <p> ◇保育体制の確保、介護支援の充実</p> <p> ◇ジェンダー平等に向けた施策の推進</p> <p> ◇交流により、市民みんなで男女共同参画を推進する</p> |
| <p><b>基本施策 4 安心して暮らせる環境づくり</b></p> <p> ◇困難を抱えている人への自立支援</p> <p> ◇福祉サービスの充実</p> <p> ◇男女共同参画の推進</p> <p> ◇関係機関との連携による支援</p>   | <p><b>基本施策 8 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立</b></p> <p> ◇男女共同参画の視点を取り入れた防災対策</p> <p> ◇災害に備える防災の取り組み</p>   |

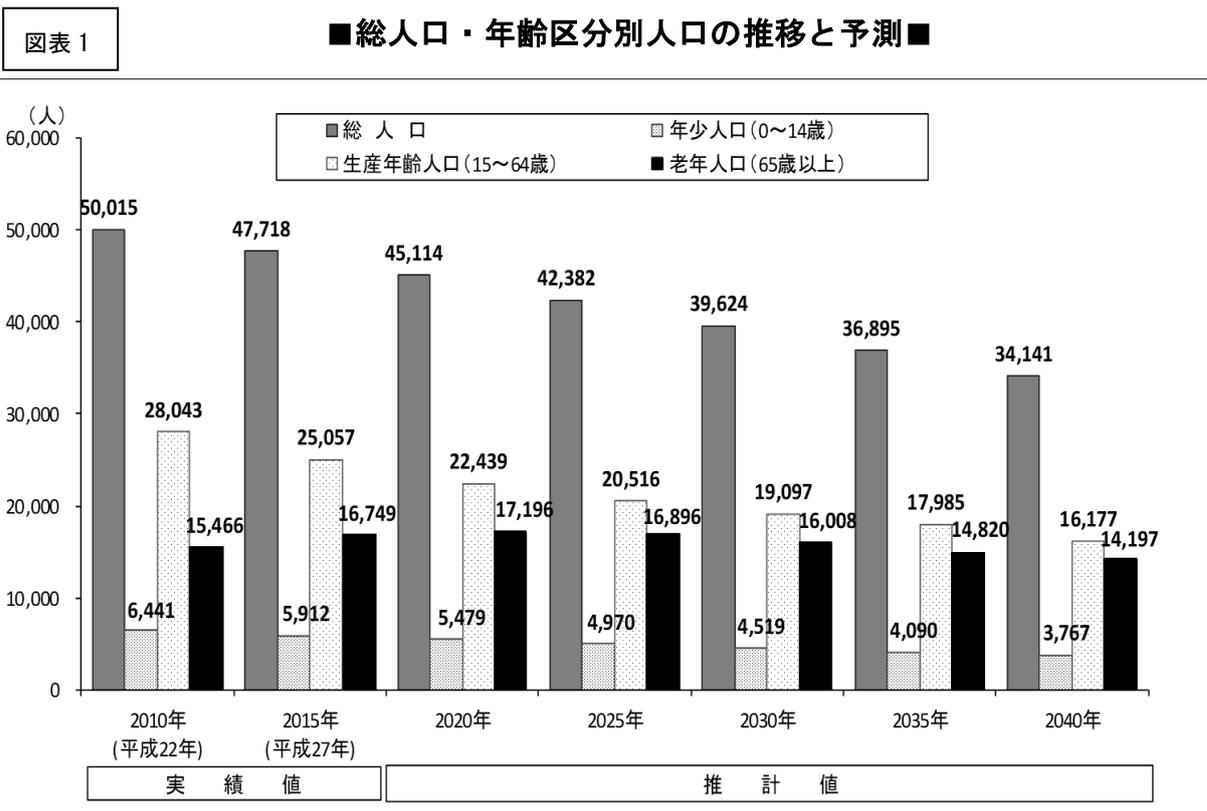
#### (4) 本市をとりまく状況

##### ア. 人口等の状況

##### (ア) 少子高齢化の進行

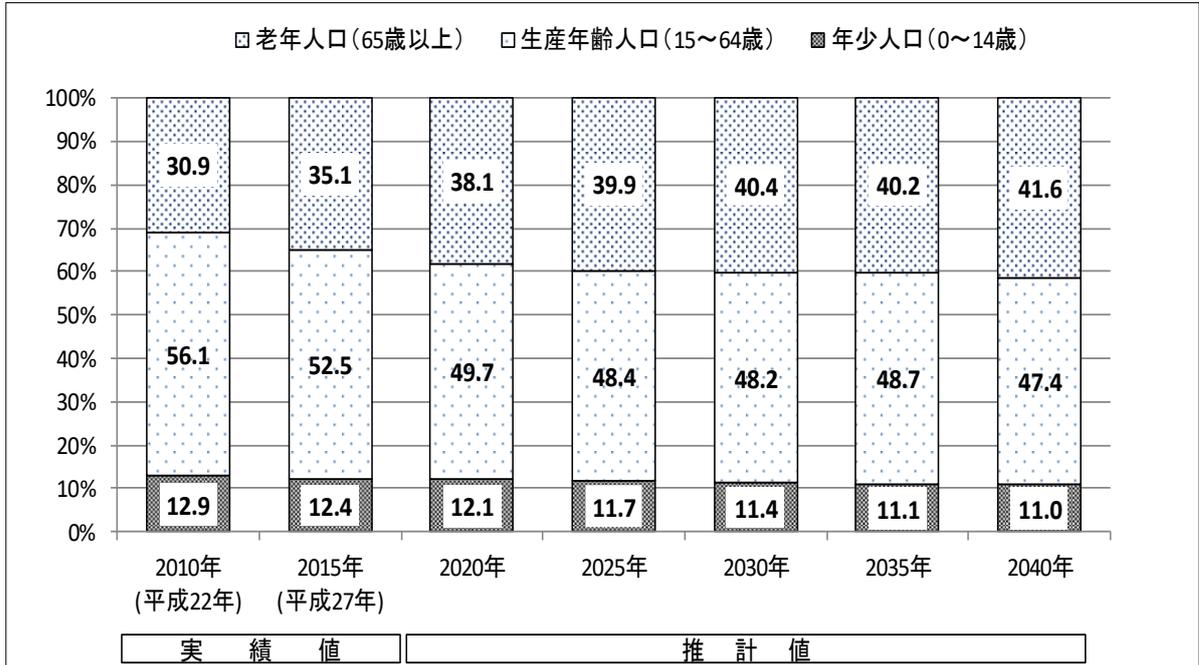
本市の総人口は、平成 30 年度末では 46,532 人ですが、その後は一貫して減少すると推計されています。年齢区分別では、14 歳以下の年少人口は一貫して減少し、また、65 歳以上の老年人口は 2020 年をピークに減少傾向で推移すると推計され、2040 年には高齢化率が 41.6%になると推計されています。

また、出生数は、平成 26 年は 343 人で、その後増減を繰り返しながら平成 30 年には 319 人に減少しています。人口千人当たりの出生率は、平成 26 年は 7.0%で、その後増減し、平成 28 年の 7.5%をピークに平成 30 年には 6.8%に減少しています。各年ともに島根県に比べると低くなっています。



図表 2

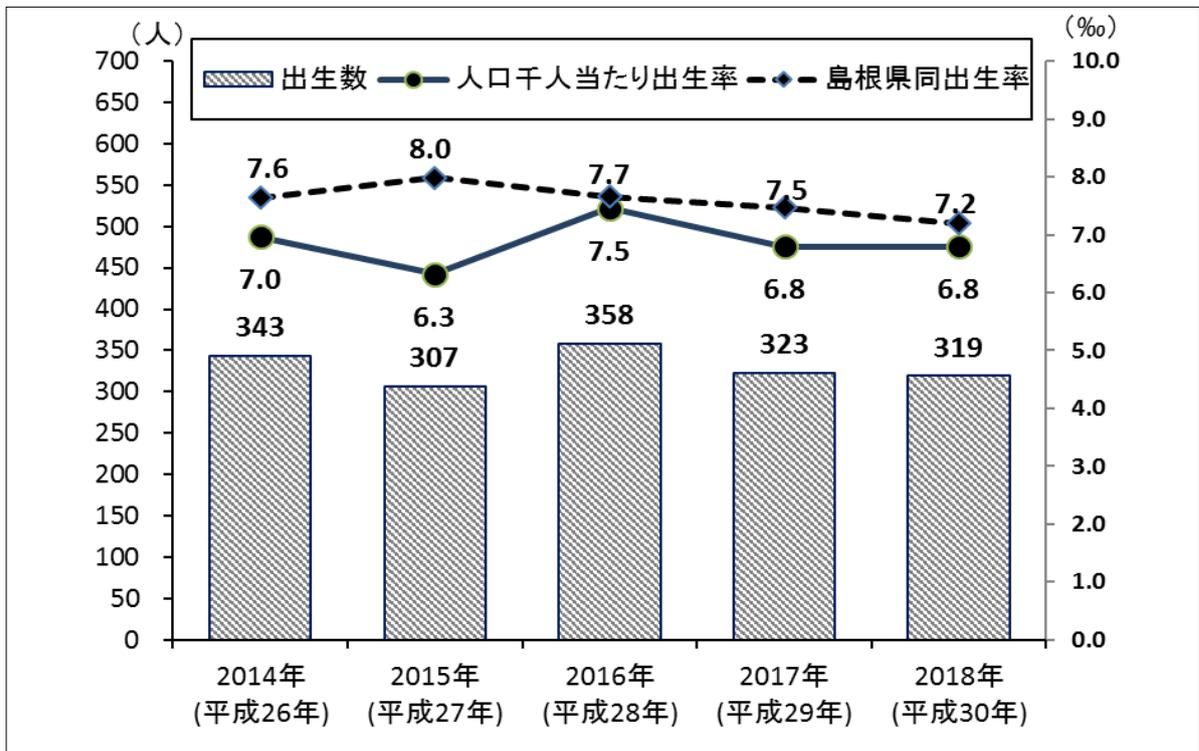
■総人口・年齢区分別人口の推移と予測（割合）■



資料：2015年までは「平成22年・27年国勢調査結果」（総務省統計局）実績値、2020年以降は「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）推計値

図表 3

■出生数の推移■



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

## (イ) 家族形態の変化

本市の家族類型別の世帯総数について、平成 22 年、平成 27 年の国勢調査からは、5 年間で世帯総数は 211 件減少し、平成 27 年には 18,982 件となった一方で、単独世帯は 412 件増加し、5,485 件となっています。

また、男親又は女親と子ども世帯が全世帯総数に占める割合は、H22 年、H27 年とも 8.8%となっています。

世帯総数が減少し、単独世帯が増加傾向にあることや、男親又は女親と子どもの世帯が約 1 割を占める中で、雇用の安定や、生活環境の確保などが課題と言えます。

図表 4

### ■益田市の家族類型別の一般世帯の推移■

(件数)

| 年       | 人口<br>(人) | 世帯総数<br>(不詳を<br>含む) | 親族世帯  |            |                |           | 非親族<br>を含む<br>世帯 | 単独世帯  |
|---------|-----------|---------------------|-------|------------|----------------|-----------|------------------|-------|
|         |           |                     | 核家族   |            |                | 核家族<br>以外 |                  |       |
|         |           |                     | 夫婦のみ  | 夫婦と<br>子ども | 男親又は女親<br>と子ども |           |                  |       |
| 平成 22 年 | 50,015    | 19,193              | 4,865 | 4,158      | 1,688          | 3,285     | 123              | 5,073 |
| 平成 27 年 | 47,718    | 18,982              | 4,848 | 4,048      | 1,677          | 2,772     | 132              | 5,485 |

資料：「平成 22 年・27 年国勢調査結果」（総務省統計局）人口等基本集計、小地域集計

|          |           |     |       |     |       |
|----------|-----------|-----|-------|-----|-------|
| 世帯総数に占める | ひとり親世帯の割合 | H22 | 8.79% | H27 | 8.83% |
|          | 単独世帯の割合   | H22 | 26.4% | H27 | 28.9% |

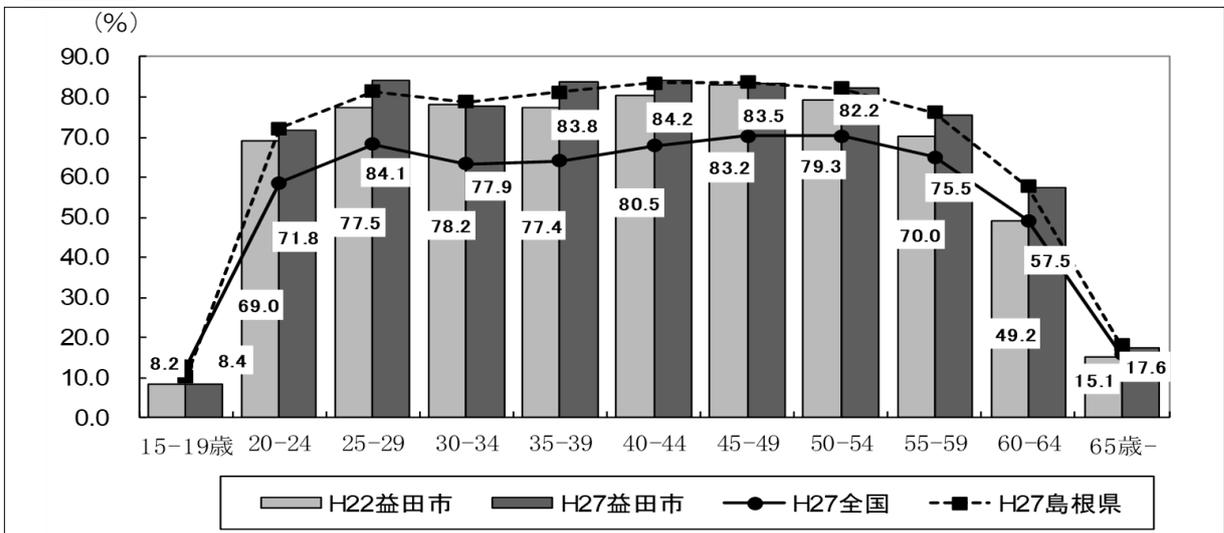
## イ. 労働状況の変化

女性の就業率については、平成 22 年から平成 27 年にかけて、20 歳以上の年代は、30-34 歳を除き、いずれも就業率が増加しています。特に、25-29 歳、35-39 歳は増加幅が大きくなっています。

また、第 2 期益田市子ども・子育て支援事業計画に関する意識調査によると、母親の就業状況は、就学前では、「フルタイムで就労している」が 42.3%から 49.4%に、7.1 ポイント増加しています。その一方で、小学生では、「フルタイムで就労している」が 65.2%から 56.4%に 8.8 ポイント減少し、「パート・アルバイト等で就労している」が 21.9%から 29.8%へ 7.9 ポイント増加しています。

図表 5

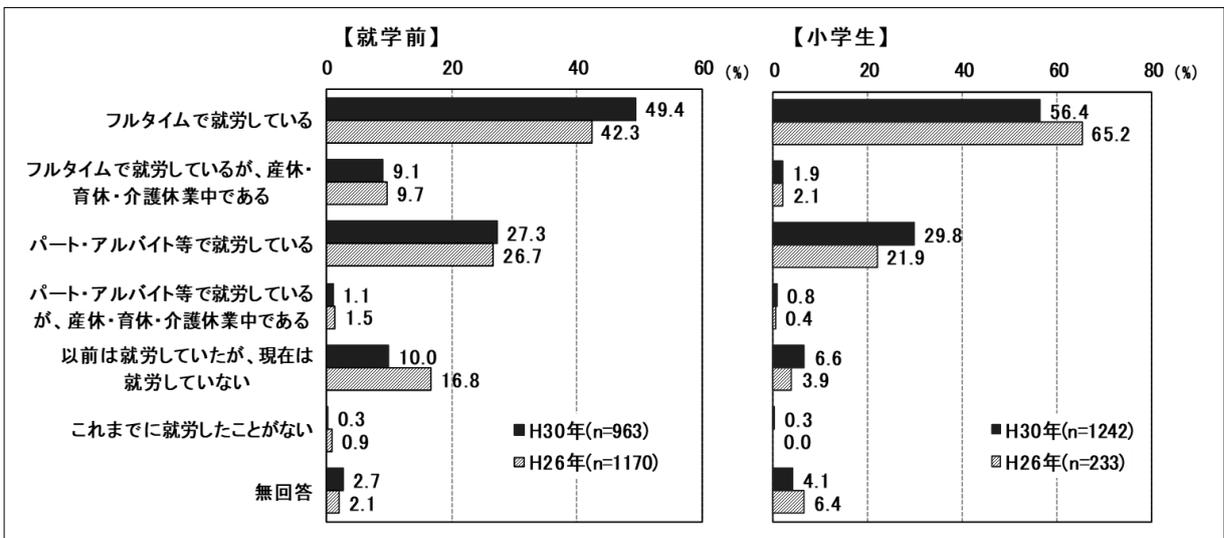
■女性就業率の推移■



資料：「平成 22 年・27 年国勢調査結果」（総務省統計局）

図表 6

■就労状況（母親）■



資料：図表 6 は、第 2 期益田市子ども・子育て支援事業計画より抜粋し引用

## ウ. 政策・方針決定過程への女性の参画の状況

審議会等への女性の参画率は令和2年4月1日現在、島根県では47.2%、島根県内8市11町村の平均値は25.8%、益田市では29.4%でした。

島根県内8市11町村の平均値を上まわっているものの、益田市の目標値である40%には到達できていません。

政策や方針決定過程において多様な意見を反映し、男女が平等に参画する機会を得るために、審議会等において性別に偏りのない委員構成が必要と言えます。

図表 7

### ■県及び市町村における審議会等の女性の参画率■

令和2年4月1日現在

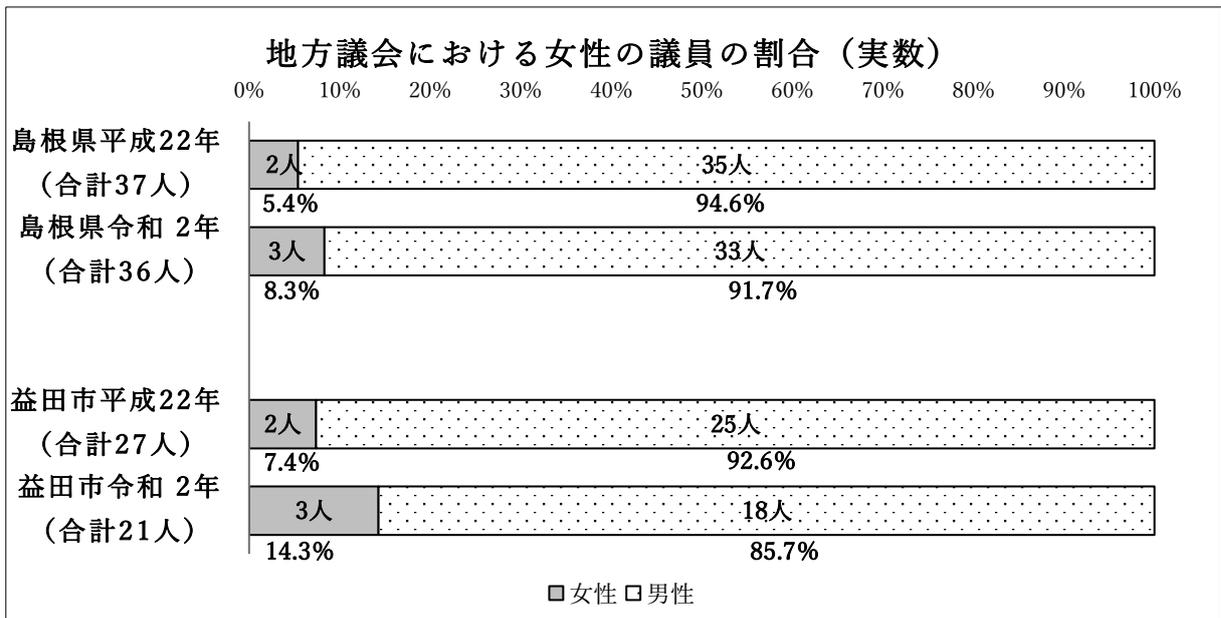
|                 | 審議会等数                           |                     | 委員実数(人)                     |                           | 女性参画率(%) |               |
|-----------------|---------------------------------|---------------------|-----------------------------|---------------------------|----------|---------------|
|                 |                                 | うち<br>女性を含む審<br>議会等 |                             | うち<br>女性(人)               |          | H31.4.1<br>現在 |
| 島根県             | 129<br>(休止中・委員不在等<br>24 審議会を含む) | —                   | 1,546<br>(休止中・委員<br>不在等を除く) | 730<br>(休止中・委員<br>不在等を除く) | 47.2     | 46.5          |
| 市町村<br>(8市11町村) | 679                             | 543                 | 8,732                       | 2,253                     | 25.8     | 25.4          |
| 益田市             | 62                              | 55                  | 949                         | 279                       | 29.4     | 29.1          |

資料：島根県女性活躍推進課調査

令和2年4月1日現在で、島根県議会の女性議員の割合は8.3%、益田市議会の女性議員の割合は14.3%です。10年前と比較して、地方議会における女性議員の割合はわずかに増えています。

図表 8

### ■地方議会における女性の議員の割合■



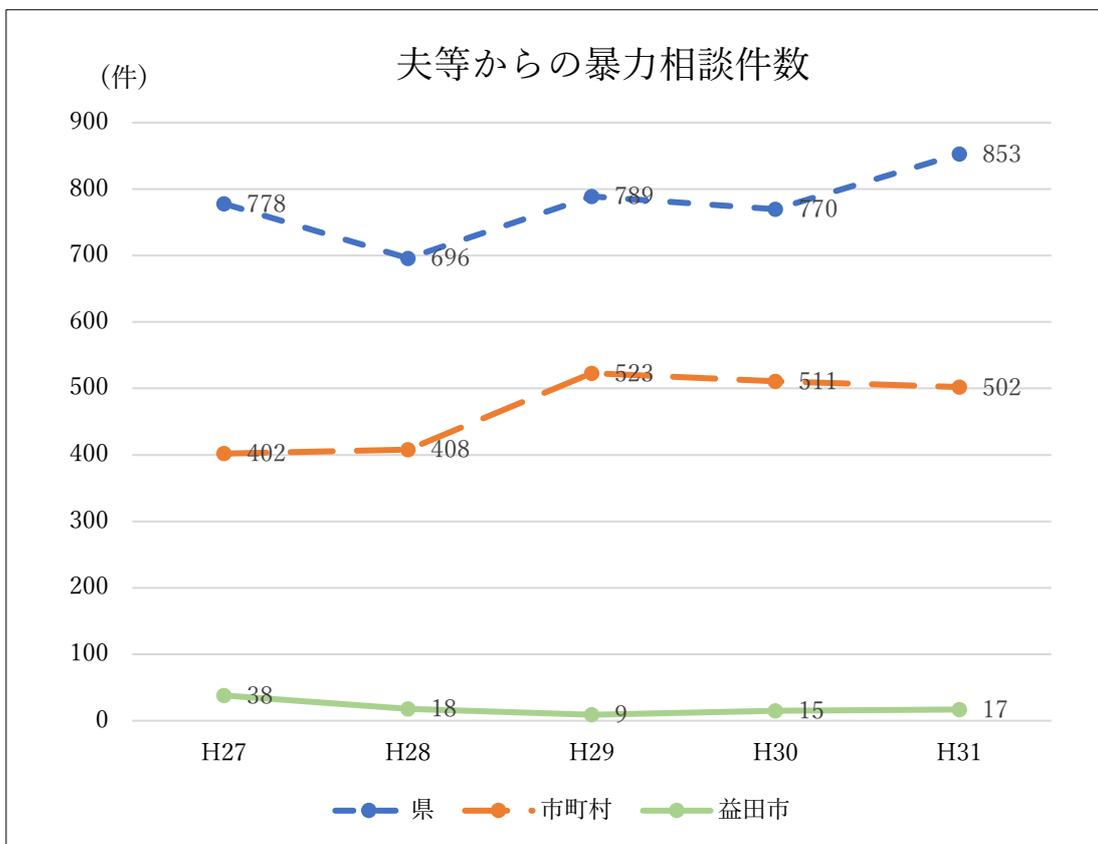
## 工. 相談窓口における夫等からの暴力を主訴とする相談件数

島根県の女性相談センター及び各児童相談所で受けた相談件数は、最近 5 年間は概ね 800 件前後で推移しており、県内市町村の相談窓口で受けた「夫等からの暴力」を主訴とする相談件数については 500 件前後、益田市での相談件数は横ばい状態で推移しています。

このように、島根県内においても益田市においても、DVで悩む女性がいなくなったとは到底言えない状況です。

図表 9

■夫等からの暴力を主訴とする窓口相談件数（島根県調べ）■



資料：配偶者暴力に係る相談件数（女性相談センター）、夫等の暴力件数（青少年家庭課）

### 3. 計画の位置づけ

- 本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」、益田市男女共同参画推進条例第 9 条に基づく「男女共同参画計画」として、位置づけます。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく計画であるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」に規定する計画にあたります。
- 本計画は、益田市総合振興計画や関連する諸計画との整合性を図り、本市における男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するための指針として示すものです。

### 4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間とします。

なお、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



## 5. 基本理念

本計画では、男女共同参画社会基本法の 5 つの基本理念を踏まえ、益田市男女共同参画推進条例に規定している 7 つの基本理念に基づいて、男女共同参画社会の実現をめざします。

### □男女共同参画社会基本法の 5 つの基本理念

|              |                      |
|--------------|----------------------|
| 基本<br>理<br>念 | ①男女の人権の尊重            |
|              | ②社会における制度又は慣行についての配慮 |
|              | ③政策等の立案及び決定への共同参画    |
|              | ④家庭生活における活動と他の活動の両立  |
|              | ⑤国際的協調               |

### □益田市男女共同参画推進条例の 7 つの基本理念

|              |   |
|--------------|---|
| 基本<br>理<br>念 | ①男女が個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けず、個人として能力を発揮する機会が確保されること。   |
|              | ②ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為が根絶されること。   |
|              | ③社会における制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないように配慮されること、及び男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。 |
|              | ④男女が社会の対等な構成員としてそれぞれのワーク・ライフ・バランスを尊重され、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。                 |
|              | ⑤家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会における活動に対等に参画することができること。            |
|              | ⑥妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること、及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。                     |
|              | ⑦男女共同参画社会の形成の促進に関する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。  |

※ ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者その他親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的、精神的、性的、社会的、経済的など、あらゆる形の暴力行為をいう。

※ ワーク・ライフ・バランス（和訳：仕事と生活の調和）

一人ひとりが、やりがい及び充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事と家庭、地域生活等との調和が保たれ、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。

## 第2部 施策内容

### 1. 計画の施策体系

| 基本目標（4項目） |                     | 基本施策（8項目） |                      | 具体施策（19項目）  |  |
|-----------|---------------------|-----------|----------------------|---|--|
| I         | 男女の人権の尊重            | 1         | 人権尊重の意識づくり           | (1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進<br>(2) 学校教育における男女共同参画の推進<br>(3) 社会教育における男女共同参画の推進<br>(4) 相談体制の充実 |  |
| II        | 安心・安全な暮らしの実現        | 2         | 女性に対するあらゆる暴力の根絶      | (1) 暴力根絶に向けた意識啓発の推進<br>(2) 適切な相談の実施<br>(3) 被害者に対する支援  |  |
|           |                     | 3         | 生涯を通じた男女の健康支援        | (1) 性差に応じた健康支援<br>(2) 妊娠・出産等に関する健康支援  |  |
|           |                     | 4         | 安心して暮らせる環境づくり        | (1) 男女共同参画の視点に立った生活支援<br>(2) 福祉サービスの充実  |  |
| III       | あらゆる分野における女性の活躍     | 5         | 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大  | (1) 審議会等への女性の積極的登用<br>(2) 庁内における女性の積極的登用<br>(3) 地域における男女共同参画の推進                             |  |
|           |                     | 6         | 女性の活躍推進              | (1) 男女共同参画に取り組む事業者への支援<br>（ワーク・ライフ・バランスの実現）<br>(2) 多様な働き方への支援                               |  |
| IV        | 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備 | 7         | 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備 | (1) 子育て支援の充実<br>(2) 介護支援の充実   |  |
|           |                     | 8         | 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立 | (1) 防災分野での男女共同参画の推進   |  |

## 2. 基本目標

### 基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重

男女共同参画社会を実現するには、性別に関わりなく、互いを個人として尊重することが大切です。

個人の意思により選択されたものでない、性別を理由とした固定的な役割分担意識は、男女共同参画の推進の妨げになると考えます。

市民の意識調査からは、性別を理由とした固定的な役割分担意識は、わずかに改善したものの、生活の中で「男性優遇」を感じる男女の不平等感が、性別を問わず存在していることがうかがえます。特に女性では、すべての項目で「男性優遇」を感じる率が、男性をうわまわっていました。

本市では、条例において男女共同参画を「男女が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮でき、共に責任を担うことをいう」と、定義しています。

性別に関わりなく、互いを個人として尊重することのできる人権尊重の意識づくりを、家庭、学校、地域、職場で、相互に働きかけながらすすめていきます。

また、研修や連携をとおして、相談員の資質の向上を図り、相談体制の充実に取り組みます。

#### <現状と課題>

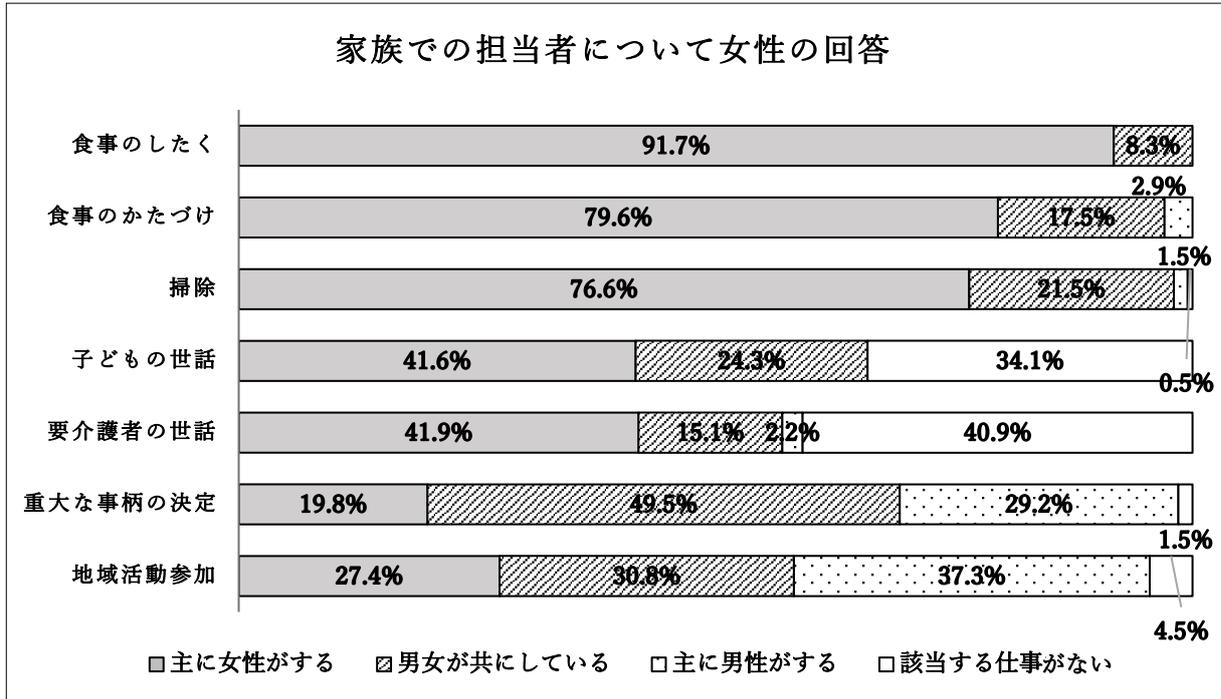
本市で、令和2年3月に実施した「男女共同参画に関する意識調査（以下「意識調査」という。）」の結果によると、男女の地位の平等についての質問では、男性の方が優遇されていると答えた人の割合が、政治の場では81.9%（平成27年5月に実施した前回調査（以下「前回」という。）82.3%）、社会通念・慣習・しきたりなどでは78.7%（前回81%）、社会全体では78.7%（前回80.4%）と5年前の調査よりもわずかに減少しているものの、さまざまな領域での男女不平等（男性優遇）を感じている人が、約8割を占めています。

また、固定的な役割分担意識については、「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」と肯定的に答えた人の割合は、33.7%（前回35.9%）、「自治会などの団体の代表者は男性の方がうまくいく」と肯定的に答えた人の割合は、63.9%（前回64.7%）でした。一方で、家族内の役割分担については、家事分担を主に女性が担っている現状があり、全体的には依然として固定的な役割分担意識が残っています。

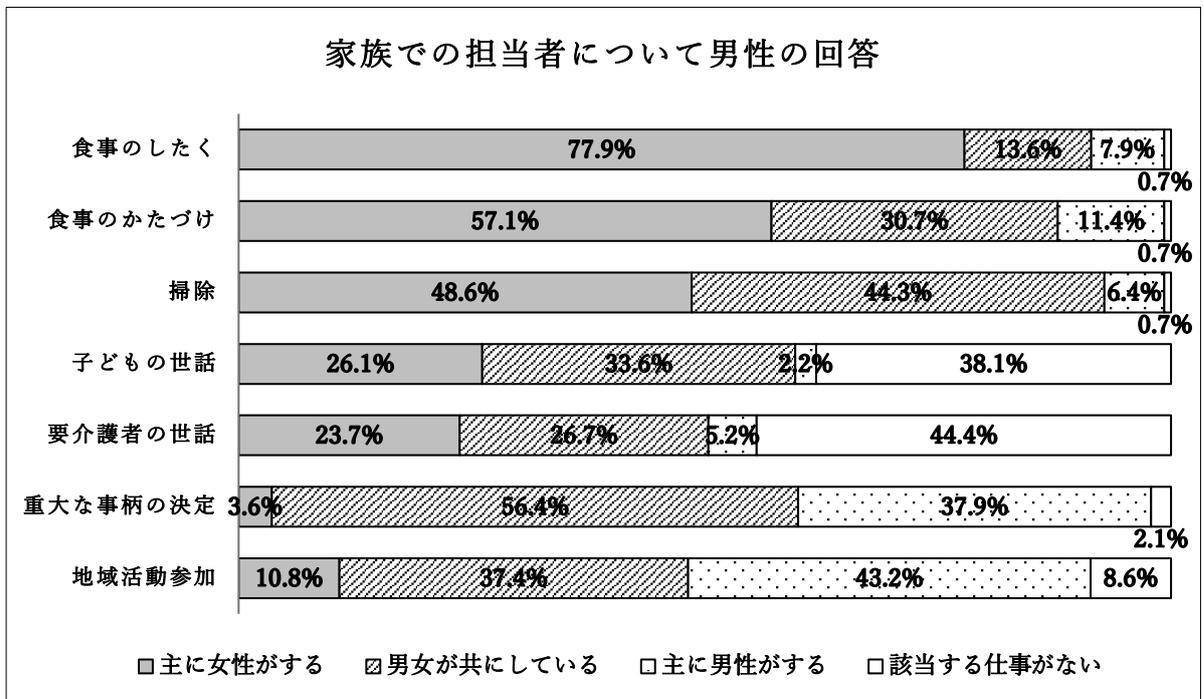
性別に関わりなく、互いを個人として尊重することのできる男女共同参画社会の実現にむけた意識づくり、環境づくりに取り組む必要があります。

図表 10

■ 家族内の役割分担 ■



図表 11



資料：図表 10、図表 11 令和2年3月「男女共同参画に関する市民の意識調査」

## 基本施策 1 人権尊重の意識づくり



### (1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進

|   | 具体的取り組み   | 取り組みの内容   | 所管課    |
|---|-----------|---|--------|
| 1 | 講演会や研修の開催 | 性別による人権問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けて人権尊重意識を高めるための講演会や研修を開催します。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>●人権教育、啓発活動の実施</li> <li>●男女共同参画に関する講座等の実施</li> <li>●コロナ禍における啓発への工夫</li> <li>●益田市男女共同参画計画の周知</li> </ul>   | 人権センター |
| 2 | 意識啓発の充実   | 男女共同参画の視点に立った慣行の見直しや意識啓発を進めます。また、男女共同参画に関する世界や国の動きについて、情報提供を行います。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>●市広報やホームページ、ケーブルテレビ等での情報提供</li> <li>●男女共同参画週間や人権週間でのパネル展示</li> <li>●男女共同参画通信の発行</li> <li>●男女共同参画に関する書籍やDVD等の資料の充実</li> <li>●行政内部メールを活用した情報発信</li> </ul> | 人権センター |

### (2) 学校教育における男女共同参画の推進

|   | 具体的取り組み              | 取り組みの内容   | 所管課             |
|---|----------------------|---|-----------------|
| 3 | 男女共同参画の視点に立った学校教育の充実 | 学校教育全体を通じて、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>●人権の尊重についての教育の推進</li> <li>●男女平等、男女相互理解についての教育の推進</li> <li>●家族や家庭生活の大切さについての教育の推進</li> </ul> | 学校教育課           |
| 4 | 教職員に対する男女共同参画の意識づくり  | 男女共同参画への理解を深めるため、教職員を対象とした研修を実施します。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画を進めるための教職員研修の実施</li> <li>●女性の人権課題を取り上げた教職員研修の実施</li> </ul>                           | 学校教育課<br>人権センター |

(3) 社会教育における男女共同参画の推進

|   | 具体的取り組み | 取り組みの内容  | 所管課   |
|---|---------|--|-------|
| 5 | 学習機会の提供 | <p>固定的な性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための取り組みを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民学習センターでの講座の実施</li> <li>●各地区公民館での学習機会の提供</li> <li>●世代間交流等、対話を通じた働きかけの実施</li> </ul> | 社会教育課 |

(4) 相談体制の充実

|   | 具体的取り組み | 取り組みの内容   | 所管課    |
|---|---------|---|--------|
| 6 | 相談体制の強化 | <p>あらゆる人権問題の相談に対応するため、相談担当者の資質の向上や相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化に努め、支援の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政機関等相談担当者ネットワーク会議の充実</li> </ul> | 人権センター |
| 7 | 研修会等の実施 | <p>生活相談員等の資質向上のための研修会を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●DV等男女共同参画に関するテーマを取り入れた講座の実施</li> </ul>   | 福祉総務課  |

## 基本目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現

女性に対する暴力をはじめ、あらゆる暴力は重大な人権侵害です。

個人の人権を著しく侵害し、その自立や自由な活動を妨げる暴力の根絶のために、未然防止や若年期からの予防を啓発し、被害者の保護、支援に取り組む必要があります。

市民の安心・安全な暮らしを実現するためには、ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV、性犯罪、マタニティ・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなどの、人権侵害を生み出さない、許さない取り組みが必要です。さらに、DV被害を深刻化させないためには、相談につながる行動がとれるよう相談窓口や支援内容の周知が重要です。

また、安心して新たな命を育み、出産し、子どもを育てることのできる健康支援や環境づくり、性差に応じた健康支援や健康づくりは、男女とも生涯を通じて大切です。

高齢化や核家族化、単身世帯の増加傾向の中で、介護や子育て、障がい者への支援の充実を求める声は強まっているといえます。

あわせて、女性の就業率の増加、就労形態の変化、コロナ禍における経済に与える影響や生活様式の変化など、暮らしをとりまく様々な変化の中で、福祉サービスの充実や、男女共同参画の視点に立った生活支援に取り組むことで、安心・安全な暮らしの実現を図ります。

### <現状と課題>

意識調査の結果によると、セクシュアル・ハラスメントの被害について、自分自身が被害を受けたと答えた女性の割合は26.2%（前回14.7%）、ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害について、自分自身が被害を受けたと答えた女性の割合は、身体的暴力12.7%、精神的暴力19.1%、性的暴力9.3%でした。暴力そのものの根絶に向けて、引き続き、発生防止のための意識啓発、被害者支援の充実が必要です。

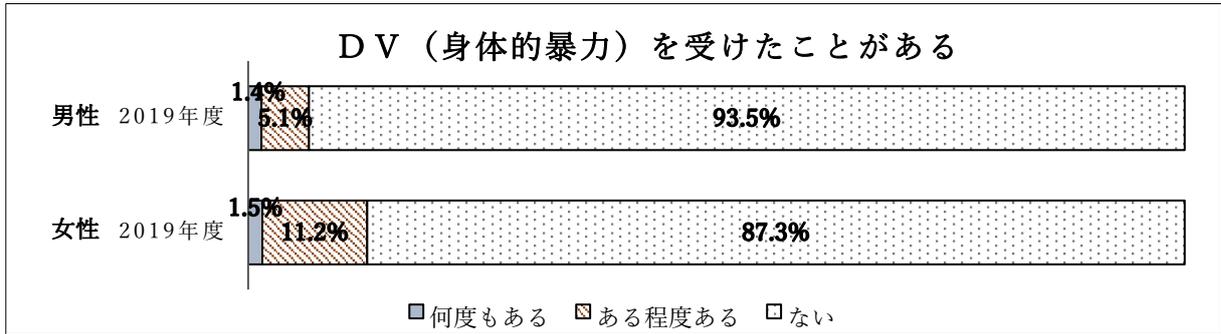
被害者の保護、支援のためには、日常生活の中で相談機関を知ることが必要です。意識調査の結果によると、DVの相談機関について男女とも約6割が知らないと答えており、全体では58.0%（前回63.7%）と、前回より減少したものの、回答した人の半数以上が知らないと答えています。相談機関の周知徹底が必要です。

また、妊娠・出産・育休が理由で職場からの嫌がらせを受けたことがあると答えた人は、女性で9.0%、男性で9.7%であり、出産・育休が理由での職場からの嫌がらせは、女性だけでなく、男性にも同様にあることがわかりました。

男女共同参画社会で実現される安心・安全な暮らしのために、男女ともに健康で暴力のない多様な生き方が尊重される環境づくりを進めていきます。

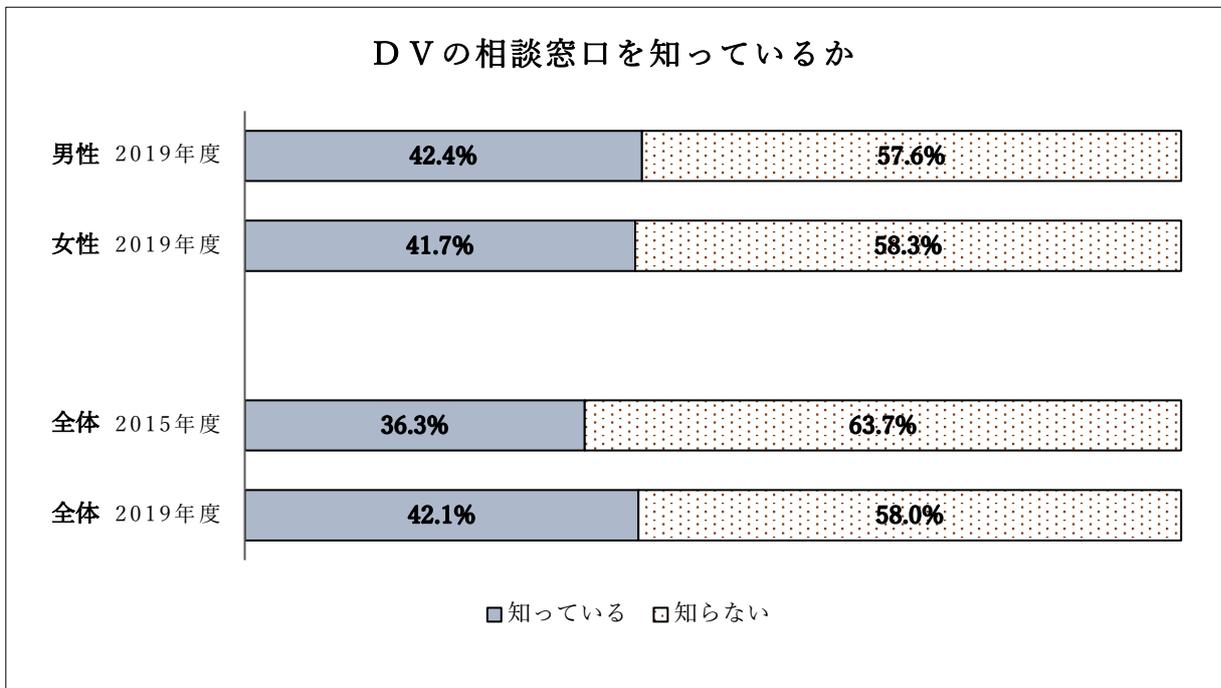
図表 12

■ DV（身体的暴力）の被害状況 ■



図表 13

■ DV相談窓口の認知度 ■



資料：図表 12、図表 13 令和 2 年 3 月「男女共同参画に関する市民の意識調査」

※マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

働く女性が妊娠・出産を理由として職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせ行為。

※セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

性的な言動による嫌がらせ行為。

※デートDV（交際相手からの暴力）

身体的、精神的、性的、社会的、経済的など、あらゆる形の暴力行為をいう。

## 基本施策 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶



### (1) 暴力根絶に向けた意識啓発の推進

|   | 具体的取り組み    | 取り組みの内容   | 所管課                                     |
|---|------------|---|---|
| 8 | 意識啓発と予防の充実 | <p>女性に対する暴力が重大な人権侵害であることを周知し、暴力防止に向けた講演会や街頭啓発活動を行い、意識啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性に対する暴力をなくす運動」啓発活動への参加</li> <li>●市広報やホームページ、ケーブルテレビ等での情報提供</li> <li>●リーフレットや相談カードの設置</li> <li>●DV相談窓口の周知</li> <li>●セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止対策の推進</li> <li>●性犯罪・性暴力に対する啓発の推進</li> </ul> | 子ども家庭支援課<br>人権センター<br>産業支援センター<br>教育総務課 |
| 9 | 若年層への意識啓発  | <p>男女の人権尊重の意識啓発及びデートDVの未然防止教育を積極的に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●中学生を対象としたデートDV防止教育の実施</li> <li>●教職員を対象としたデートDVの研修会の実施</li> </ul>  | 人権センター<br>学校教育課                         |

### (2) 適切な相談の実施

|    | 具体的取り組み    | 取り組みの内容  | 所管課                |
|----|------------|--|--------------------|
| 10 | 相談体制の充実    | <p>相談しやすい体制づくりに努め、相談者へ適切な支援を行います。また、相談担当者の資質向上のため、県等関係機関が実施する研修に積極的に参加します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各機関での相談体制の充実</li> <li>●研修等による相談担当者の資質の向上</li> </ul> | 子ども家庭支援課<br>人権センター |
| 11 | 関係機関との連携強化 | <p>庁内外の関係機関との連携強化を図り、適切な支援が行えるように努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●益田圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡会への参加</li> <li>●女性相談庁内連絡会の開催</li> </ul>                             | 子ども家庭支援課           |

(3) 被害者に対する支援

|    | 具体的取り組み  | 取り組みの内容   | 所管課      |
|----|----------|---|----------|
| 12 | 被害者支援の充実 | <p>関係機関との連携により、被害者に対する適切な情報提供及び支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ワンストップ・同行支援の実施</li> <li>●児童相談所、警察署と連携した支援の実施</li> </ul> | 子ども家庭支援課 |

**基本施策 3 生涯を通じた男女の健康支援**



(1) 性差に応じた健康支援

|    | 具体的取り組み | 取り組みの内容  | 所管課   |
|----|---------|--|-------|
| 13 | 性教育の実施  | <p>性と生殖に関して健康であることの重要性について正確な知識を持ち、自分自身を大切に、相手の心身の健康についても思いやりを持てるような教育を行います。</p> <p>「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点を持ち取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学習指導要領に基づいた学校における性教育の実施</li> <li>●性に関する情報提供</li> </ul>        | 学校教育課 |
| 14 | 健康の保持増進 | <p>性差に応じた健康保持を支援するための取り組みを推進します。男女が適切に健康の自己管理ができるよう生涯を通じた健康保持に関する普及啓発に努めます。</p> <p>「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点を持ち取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●健康相談、健康教育の実施</li> <li>●健康教育等で、男性の調理実習等、男女共同参画の視点をもつ</li> </ul> | 健康増進課 |

※ パワー・ハラスメント

職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であり、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるもの。

※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全に性生活を営み、子どもをいつ何人産むか産まないかなどについて、女性の自己決定を尊重する考え方のことで、安全な妊娠・出産や子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざすものであり、国際的に女性の人権の一つとして認識されている。

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

|    | 具体的取り組み      | 取り組みの内容   | 所管課                              |
|----|--------------|---|----------------------------------|
| 15 | 子どもと妊産婦の健康支援 | <p>妊娠・出産期における子どもと母親の健康を確保し、育児支援の充実を図ります。</p> <p>「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点を持ち取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●母子健康手帳交付時の保健指導・相談の充実</li> <li>●妊婦健診に対する費用の助成</li> <li>●妊婦とその家族を対象にした事業の実施</li> <li>●乳児家庭全戸訪問事業の実施</li> </ul> | <p>子ども家庭支援課</p> <p>子育て支援センター</p> |

**基本施策 4 安心して暮らせる環境づくり**



(1) 男女共同参画の視点に立った生活支援

|    | 具体的取り組み | 取り組みの内容   | 所管課   |
|----|---------|---|---|
| 16 | 相談体制の充実 | <p>困難な状況に置かれている家庭、高齢者、障がい者、外国人等からの相談に対して、適切な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●連絡会議を開催し、相談支援関係機関との連携強化を図る</li> <li>●事例検討に、男女共同参画の視点を持つ</li> </ul> | <p>障がい者福祉課</p> <p>子ども家庭支援課</p> <p>高齢者福祉課</p> <p>福祉総務課</p> <p>人権センター</p> |

|    | 具体的取り組み      | 取り組みの内容   | 所管課    |
|----|--------------|---|--------|
| 17 | 自立のための支援     | ひとり親家庭等の自立と就業の促進に対して、きめ細かい支援の充実に努めます。<br>●母子家庭高等技能訓練促進給付金の支給<br>●児童扶養手当の支給<br>●自立支援教育訓練給付金の支給                       | 子ども福祉課 |
| 18 | 関係機関との連携     | 困難な状況に置かれているひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人等に対して、医療、教育、就労等分野を超えた総合的な取り組みが必要であるため、関係機関と連携を図り支援を行います。<br>●関係機関との連携を図り、状況に応じた対応を行う | 全課     |
| 19 | 外国人保護者に対する支援 | 言葉や文化・習慣の違いにより課題を抱えた外国人の子育て家庭に対して支援を行います。<br>●子育て家族の交流の場の提供   | 子ども福祉課 |

## (2) 福祉サービスの充実

|    | 具体的取り組み            | 取り組みの内容   | 所管課     |
|----|--------------------|---|---------|
| 20 | 高齢者福祉サービスの充実       | 認知症や一人暮らしの高齢者をはじめとして、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう高齢者福祉サービスの充実を図ります。<br>●福祉サービスガイド「ちえぶくろ」・パンフレット配布、ホームページ掲載等による情報提供<br>●介護保険制度の充実<br>●介護保険制度以外のサービスの充実 | 高齢者福祉課  |
| 21 | 障がい（障がい児）福祉サービスの充実 | 障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう障がい（障がい児）福祉サービスの充実を図ります。<br>また、介護離職者ゼロをめざします。<br>●移動支援事業・日中一時支援事業の実施<br>●児童発達支援・放課後等デイサービスの実施<br>●ユニバーサルデザインの推進   | 障がい者福祉課 |

### ※ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

## 基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

家庭、職場、地域、学校、政治など、あらゆる分野において、政策や方針などを決定する場面に男女が参画する機会を平等に持つこと、そしてその機会を十分に活用できることは、男女共同参画社会の実現にとって欠かせないことです。しかし現状では、管理職や政治家に女性が少ないということにもうかがえるように、意思決定の場面で声が大きく影響力をもつのは男性であることが少なくありません。そのため女性の声は、政策に反映されにくくなっています。そうなってしまう理由には、固定的な性別役割意識がいまだ根強く残っていることが挙げられます。

男性中心の政策・方針決定にもっと女性が参画できるようにするためには、ジェンダーにとらわれず、だれもが自分らしい生き方を追求できる社会をつくることが求められます。個人を、「男性だから、女性だから」と性別の枠にはめるのではなく、その人として尊重することが重要です。

それは、男性であれ女性であれ、各々がライフステージに応じて理想・目標とするワーク・ライフ・バランスを実現するということにもつながります。こうした考えから、性別による固定観念をとりはらい、個人個人の多様なワーク・ライフ・バランスを支援していきます。具体的には、働き方の見直しや、家事や育児・介護の領域への男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

### <現状と課題>

本市では、審議会等への女性の参画率を40%にすることを目標に取り組みを進めてきました。令和2年度の審議会等への女性の参画率は、島根県47.2%、市町村全体で25.8%、益田市は29.4%でした。

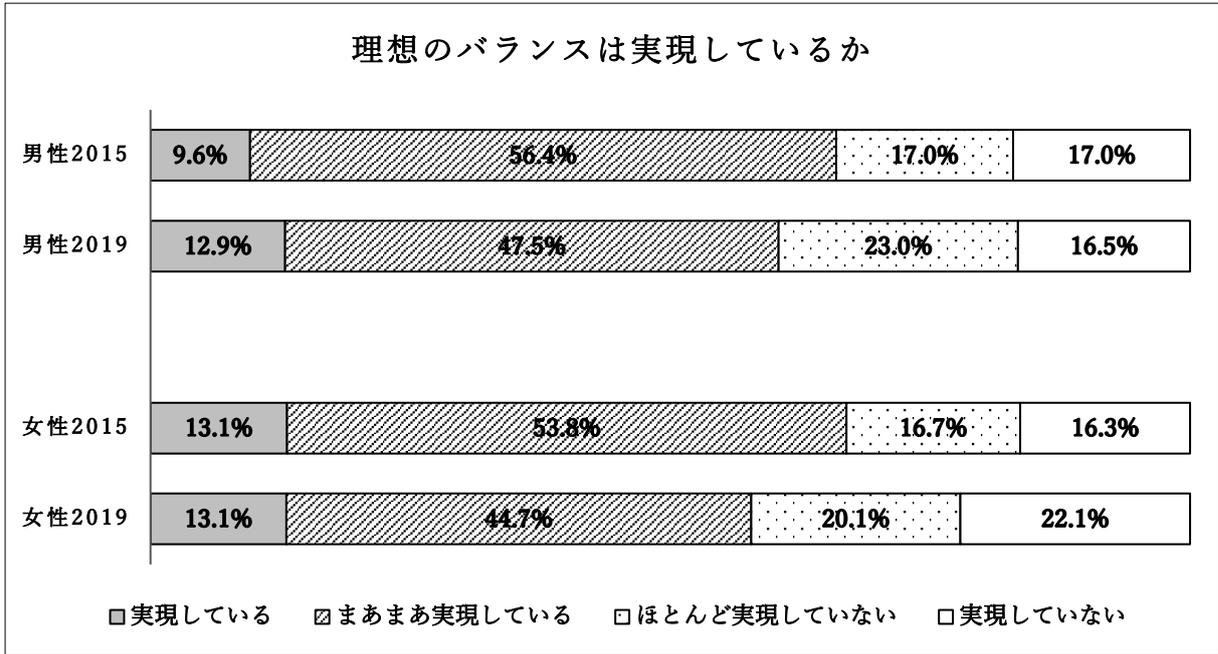
女性が含まれない審議会等のゼロをめざすなど、市内や地域においても、意思決定の場へ女性の参画の拡大を図る取り組みを進め、女性の参画率向上を実現していく必要があります。

また、女性の参画を増やすには、社会全体でのワーク・ライフ・バランスの推進が必要ですが、意識調査の結果によると、理想のワーク・ライフ・バランスが実現していると答えた人の割合は、男性60.4%（前回66%）、女性57.8%（前回66.9%）で、実現していると答えた人は、男女とも減少しています。仕事、家庭、趣味などの自分の活動のバランスを100%とした場合、その理想とする比率の平均では、男性は「仕事」、女性は「家庭」の理想比率が高く、男女に差があります。

また、地域には女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、習慣、しきたりがあると答えた人の割合は、全体で45.6%（前回41.3%）と増加していました。地域社会に根づいている、性別による固定的な社会通念、慣習の見直しに取り組むことが女性の社会参画、ワーク・ライフ・バランスの実現に必要といえます。

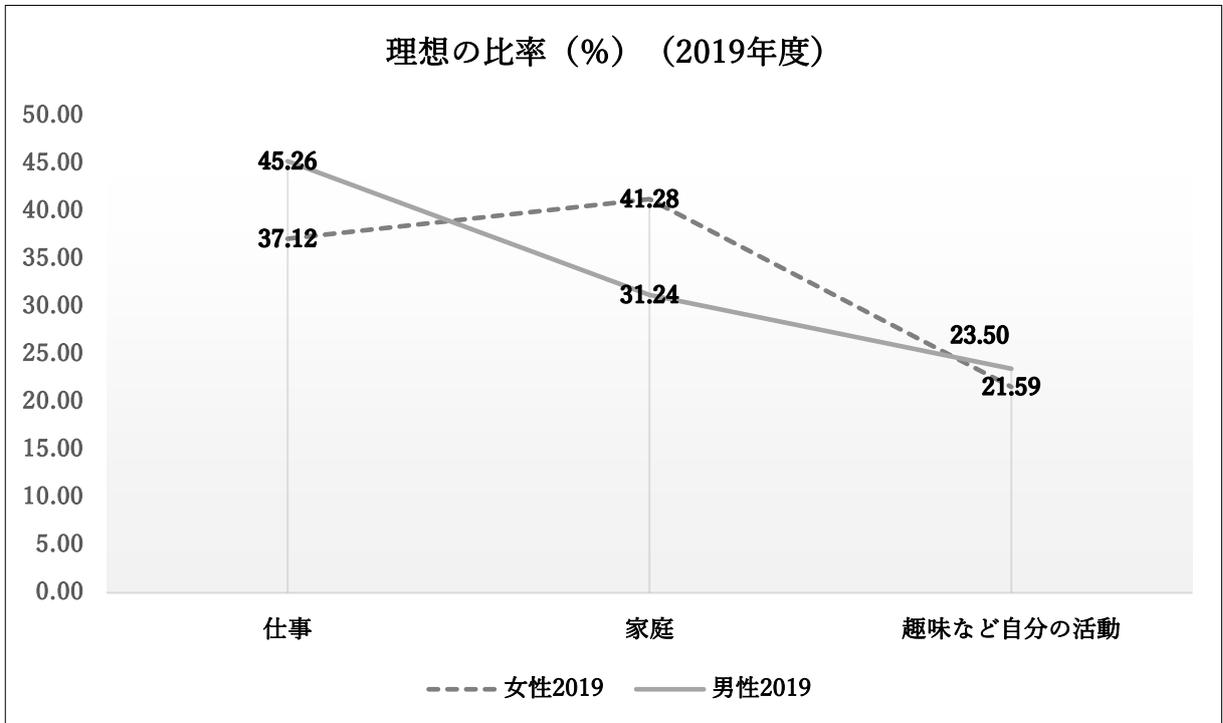
図表 14

■ワーク・ライフ・バランス■



図表 15

■ワーク・ライフ・バランスの理想の比率■

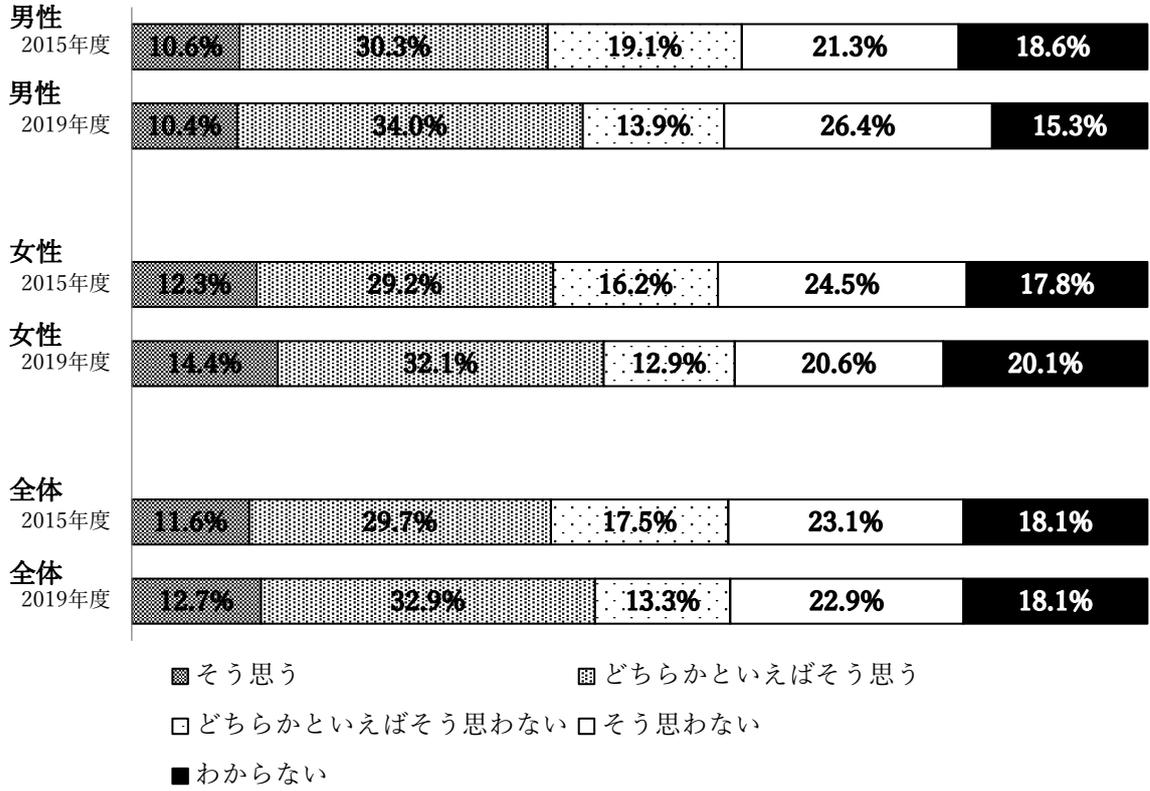


資料：図表 14、図表 15 令和2年3月「男女共同参画に関する市民の意識調査」

図表 16

■女性の社会参画について■

地域には女性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、  
習慣、しきたりがある



資料：令和2年3月「男女共同参画に関する市民の意識調査」

## 基本施策 5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大



### (1) 審議会等への女性の積極的登用

|    | 具体的取り組み        | 取り組みの内容   | 所管課 |
|----|----------------|---|-----|
| 22 | 審議会等への女性の積極的登用 | 審議会等への女性参画率の目標を 40%として、積極的に女性の参画を拡大します。<br>●女性参画率向上に向けた取り組み<br>●女性委員「ゼロ」をなくすための取り組み | 全課  |

### (2) 庁内における女性の積極的登用

|    | 具体的取り組み       | 取り組みの内容  | 所管課 |
|----|---------------|--|-----|
| 23 | 女性の管理職等への登用促進 | 性別にとらわれない職員配置と職務分担を促進するとともに、女性職員の管理職への登用を進めます。<br>●女性職員のスキルアップを支援する講座・研修会を通じた人材育成<br>●役職登用者へのフォローの実施 | 人事課 |
| 24 | 市職員研修の実施      | 正しい知識を習得し、人権尊重意識や男女共同参画の視点に立って、それぞれの職務の遂行に努めます。<br>●人権・同和教育研修を業務と位置づけ、参加促進を強化                        | 人事課 |

### (3) 地域における男女共同参画の推進

|    | 具体的取り組み         | 取り組みの内容   | 所管課            |
|----|-----------------|---|----------------|
| 25 | 地域における女性の参画拡大   | 地域自治組織及び自治会等の意思決定の場への女性の参画を拡大し、女性の視点も含めた男女共同参画を推進します。<br>●地域自治組織等の役員への女性の参画拡大<br>●公民館運営委員会への女性の参画拡大 | 人口拡大課<br>社会教育課 |
| 26 | 農林漁業団体への女性の参画拡大 | 農林漁業関係団体などにおける女性の参画を促進し、男女共同参画を推進します。<br>●女性グループ活動の支援   | 農林水産課          |

## 基本施策 6 女性の活躍推進



### (1) 男女共同参画に取り組む事業者への支援

|    | 具体的取り組み              | 取り組みの内容  | 所管課                                 |
|----|----------------------|--|-------------------------------------|
| 27 | 職場における女性の活躍支援        | 採用者に占める女性比率、勤続年数の男女差、労働時間の状況、管理職に占める女性比率などの状況調査を通して職場における女性の活躍推進に関する取り組みを行う事業者を支援します。<br>●労働実態調査の活用<br>●女性活躍推進に関する制度等の周知                 | 産業支援センター<br>人権センター                  |
| 28 | ワーク・ライフ・バランス実現のための支援 | ワーク・ライフ・バランスをはじめ、男女共同参画についての意識啓発の推進や制度の周知を図ります。<br>●講演会等を通じた意識啓発<br>●育児・介護休業制度の周知<br>●男性の育児・介護休業取得率向上をめざす取り組み                            | 子ども福祉課<br>産業支援センター<br>人権センター        |
| 29 | 働きやすい職場環境づくりへの支援     | 仕事と子育て等の両立支援に取り組む事業者を支援します。<br>●しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度への協力<br>●ワーク・ライフ・バランスに関する制度等の情報提供<br>●子育てを応援するイクボス（管理職）の拡大<br>●主体的に子育てするイクメンの拡大 | 子ども福祉課<br>産業支援センター<br>人権センター<br>人事課 |

#### ※ イクボス

職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことをいう。

#### ※ イクメン

子育てする男性（メンズ）の略語。積極的に子育てを楽しみ、自らも成長する男性のことをいう。

(2) 多様な働き方への支援

|    | 具体的取り組み      | 取り組みの内容   | 所管課      |
|----|--------------|---|----------|
| 30 | 就労支援のための情報提供 | 関係機関と連携し、就労支援のための情報提供を行います。<br>●ホームページや広報を活用した各種イベントの周知 | 産業支援センター |
| 31 | 起業への支援       | 起業をめざす人に対する支援を行います。<br>●関係機関と連携し、空店舗などの情報提供や補助を実施       | 産業支援センター |

## 基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備

男女共同参画の視点に立ち、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直しを進めるとともに、それを支える子育て・介護の支援基盤の整備に努めます。

また、災害の発生は、すべての人の生活に大きな影響を及ぼします。とりわけ、女性や子ども、脆弱な状況にある人が、より多くの影響を受けることが指摘されています。

非常事態においても、さまざまな立場の人に対して、きめ細かな対応ができるよう、防災対策についてはその検討段階から、多様な声が反映されることが必要です。防災分野での男女共同参画の視点を取り入れた、事前の備え、避難所運営、被害者支援に努めます。

### <現状と課題>

意識調査結果では、男女共同参画社会の実現に向け、優先的に取り組むべき課題をたずねたところ、関心の高いものから順に、「高齢者施設や介護サービスの充実」64.5%、続いて「子育て環境・サービスの充実」62.1%、「DV被害者支援」50%でした。

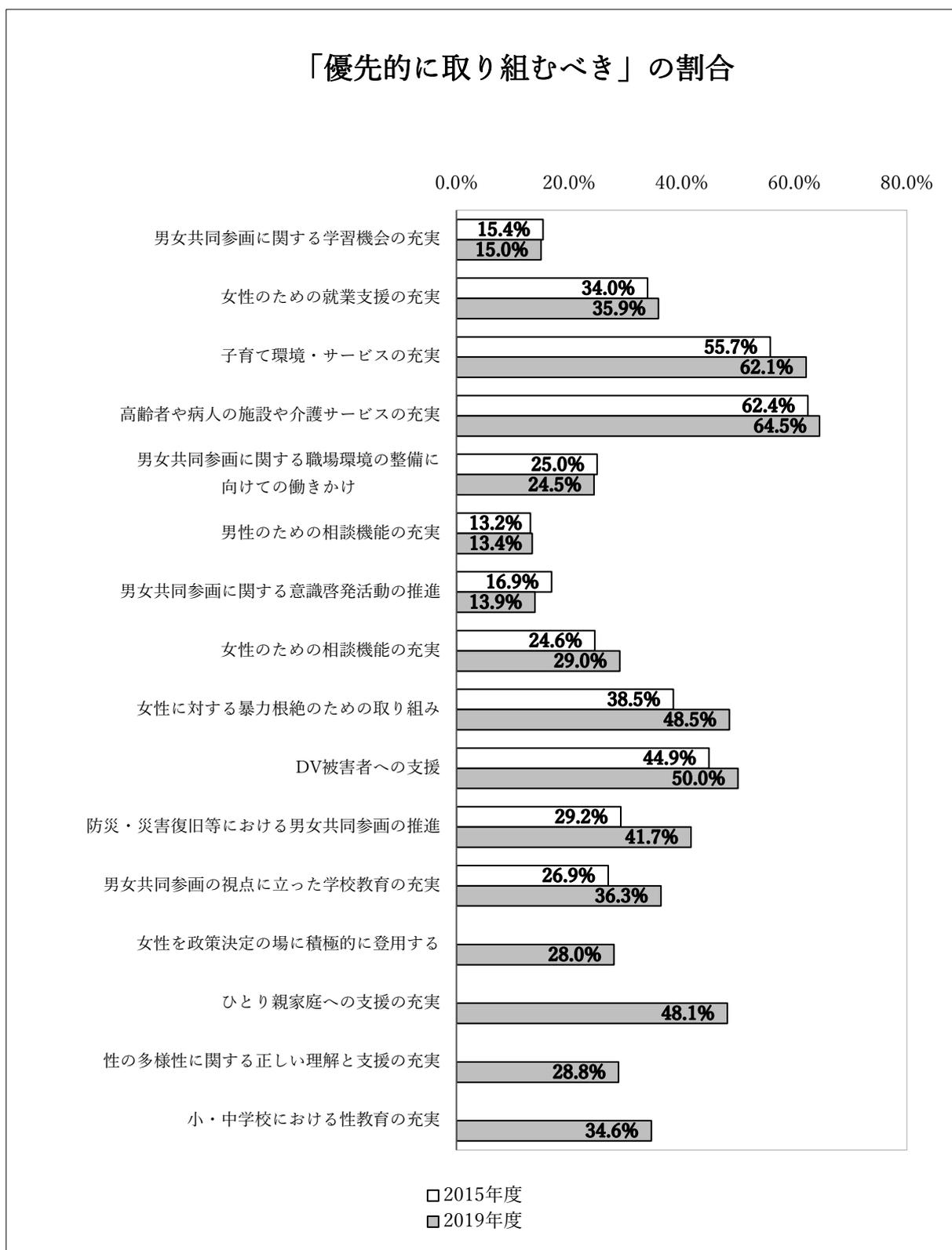
前回との比較においては、「女性に対する暴力根絶のための取り組み」48.5%（前回 38.5%）、「防災・災害復旧等における男女共同参画の推進」41.7%（前回 29.2%）、「男女共同参画の視点に立った学校教育の充実」36.3%（前回 26.9%）と、前回より割合が増え、関心が高まっています。

今回の調査から加えた、「ひとり親家庭への支援の充実」については、48.1%と関心が高く、優先的に取り組む必要があるといえます。

身近でかつ喫緊な課題への要望が強くあげられています。

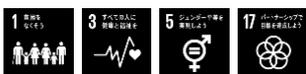
図表 17

■益田市として、優先的に取り組むべき課題■



資料：令和2年3月「男女共同参画に関する市民の意識調査」

## 基本施策 7 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備



### (1) 子育て支援の充実

|    | 具体的取り組み        | 取り組みの内容   | 所管課                             |
|----|----------------|---|---------------------------------|
| 32 | 保育サービス、家庭支援の充実 | <p>様々な就労などの生活形態に応じて、子育て支援サービスを充実し、安心して生活することができる環境を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保育所・幼稚園における保育サービスの充実</li> <li>●特別保育サービスの実施</li> <li>●ファミリー・サポート・センター事業の実施</li> <li>●子育て短期支援事業の実施</li> <li>●家庭支援の充実</li> </ul> | 子ども福祉課<br>子ども家庭支援課<br>子育て支援センター |
| 33 | 放課後児童の居場所の確保   | <p>小学生が安全に安心して生活できる放課後の居場所を確保することにより、子育て支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●放課後児童クラブの拡充</li> <li>●放課後子ども教室の実施</li> </ul>   | 子ども福祉課<br>社会教育課                 |
| 34 | 交流機会や相談の場の提供   | <p>子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援センター事業の実施</li> <li>●子育てサロンの実施</li> </ul>   | 子ども福祉課<br>子育て支援センター             |

### (2) 介護支援の充実

|    | 具体的取り組み           | 取り組みの内容   | 所管課               |
|----|-------------------|---|-------------------|
| 35 | 介護に関する知識の普及と心理的支援 | <p>仕事と介護が両立できるように、高齢者を介護している家族に対して介護に関する知識を普及し、介護技術の向上と精神的ストレスや不安感の解消を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護者を対象とした研修会、交流会の実施</li> </ul>  | 高齢者福祉課            |
| 36 | 介護者への支援           | <p>介護者の疾病等で一時的に介護が困難な状況になった場合に、高齢者、障がい者の生活の安定を図り、介護者の負担を軽減します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険制度の充実（再掲）</li> <li>●介護保険制度以外のサービスの充実（再掲）</li> <li>●障がい者短期入所、日中一時支援の実施</li> </ul> | 高齢者福祉課<br>障がい者福祉課 |

## 基本施策 8 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立



### (1) 防災分野での男女共同参画の推進

|    | 具体的取り組み             | 取り組みの内容  | 所管課             |
|----|---------------------|--|-----------------|
| 37 | 防災対策に関する男女共同参画の意識啓発 | 男女共同参画の視点に立った防災対策の必要性について、意識啓発を行います。<br>●防災に関する研修会等の実施<br>●益田市男女共同参画推進条例の周知    | 危機管理課<br>人権センター |
| 38 | 自主防災組織への女性の参画促進     | 災害に備え地域で組織する自主防災組織において、組織委員や役割に応じて編成される各班への女性の参画を促進します。<br>●自主防災組織への女性の参画促進を図る | 危機管理課           |
| 39 | 男女共同参画の視点に立った避難所運営  | 性別の違いに配慮した避難所運営を推進します。<br>●女性の視点を取り入れた避難所の環境整備を行う                              | 危機管理課           |

## 第3部 計画の推進

### 1. 推進体制

男女共同参画社会を実現するためには、各部署の業務を通じて、男女共同参画の視点を持ち、計画的に推進することが重要です。政策立案に携わる各関係課長で構成する益田市男女共同参画計画推進委員会を中心に、各部署と連携し一体となって取り組みます。

計画の取り組みにあたっては、学識経験を有する者、その他市長が必要と認める者から構成する益田市男女共同参画審議会において、年次ごとの計画、進捗状況等について審議を行い、審議会の意見を反映しながら男女共同参画施策の推進を図ります。

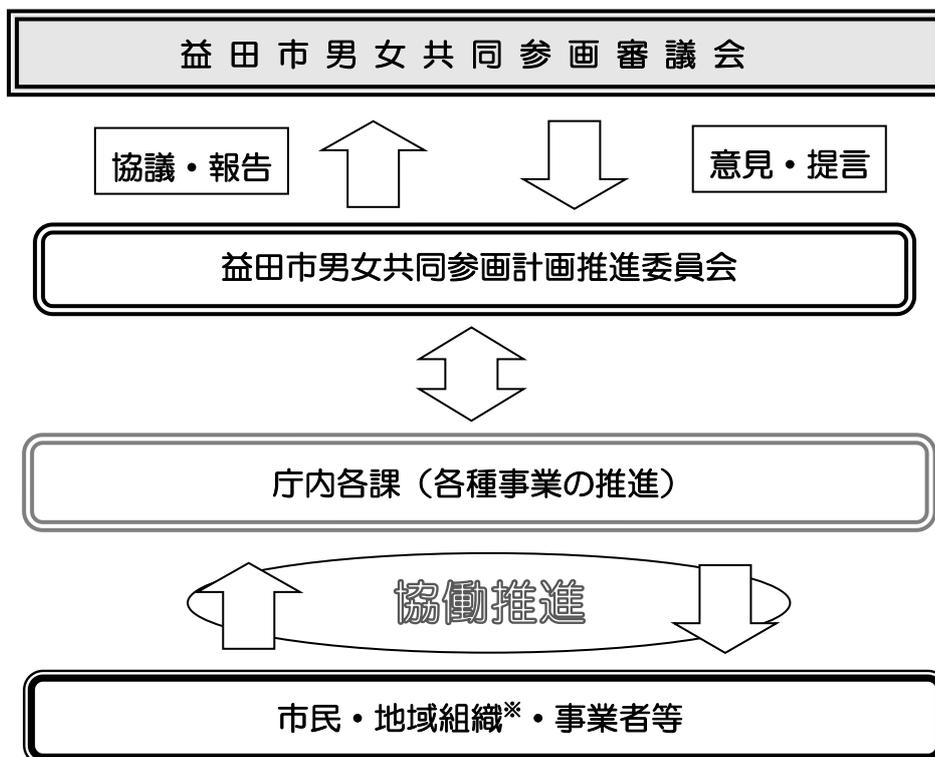
### 2. 市民、地域組織、事業者等との協働推進

男女共同参画社会を実現するためには、行政だけでなく市民や地域組織、事業者等が男女共同参画について理解を深め、それぞれが主体的に取り組んでいくことが大切です。

市民、地域組織、事業者等との協働推進で取り組みます。

また、5年ごと及び必要に応じて、市民への意識調査を行い、実態を把握し市民の意見を取り入れながら進めていきます。

併せて、男女共同参画都市宣言についても検討していきます。



※地域組織とは、地域自治組織、自治会、NPO 法人など地域の様々な組織をいう。

### 3. 数値目標の設定

| 基本目標   | 基本施策                        | 項目  | 現状値 (R2)   | 目標値 (R7)  | 参考                       |
|--|-----------------------------|---|------------|---|--------------------------|
| I  | 1                           | 益田市男女共同参画推進条例の認知度<br>(「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と答えた人の割合)        | 42.0%      | 80%   | 市民意識調査                   |
|  |                             | 益田市男女共同参画計画の認知度<br>(「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と答えた人の割合)          | 45.1%      | 80%   | 市民意識調査                   |
|  |                             | 固定的役割分担意識にとらわれない人の割合 ※1.                                      | 66.3%      | 70%   | 市民意識調査                   |
|  |                             | 学校教育の場における、男女の地位の平等意識<br>(「学校教育の場で男女は平等になっていると思いますか」平等の回答の割合) | 60.8%      | 70%   | 市民意識調査                   |
|  |                             | 益田版「カタリ場」の小中学校での開催割合  | 96.0%      | 100%  | 開催割合                     |
|  |                             | 生活相談員の研修開催数   | 3回         | 6回  | 開催回数                     |
|  |                             | II  | 2          | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)の認知度<br>(「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と答えた人の割合) | 80.7%                    |
| DVの相談窓口の認知度<br>(ドメスティック・バイオレンスに関する窓口を知っている「知っている」と答えた人の割合) | 男性 42.4%<br>女性 41.7%        |   |            | 男性 50%<br>女性 50%  | 市民意識調査                   |
| デートDV(交際相手からの暴力)の認知度<br>(「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と答えた人の割合)  | 30.6%                       |   |            | 40%   | 市民意識調査                   |
| 3  | 全体計画に基づく組織的な性に関する指導の実施状況    |   | 79.2%      | 100%  | 県教育庁保健体育課調査              |
|  | 1年間の地域や職場での健康に関する学習の場への参加状況 |   | 18.2%      | 20%   | 健康ますだ市 21 健康づくりに関するアンケート |
| 4  | 主観的幸福感の高い高齢者の割合 ※2.         |   | 42.1% (R元) | 50%   | 介護予防・日常生活圏域二一調査          |
|  | 障がい者の介護の実態調査<br>介護による離職者    |   | —          | 0人  | 新規の調査                    |
| III  | 5                           | 審議会等への女性の参画率  | 29.4%      | 40%   | 国、県調査審議会等女性の参画率          |
|  |                             | 女性が委員として参加している審議会等への比率  | 88.7%      | 100%  | 国、県調査審議会等女性の参画率          |
|  |                             | 市の施策への女性の意見反映度<br>(「十分に反映されている」「ある程度反映されている」と答えた人の割合)         | 56.4%      | 80%   | 市民意識調査                   |
|  |                             | 家族経営協定数   | 37件        | 42件   | 協定数                      |

| 基本目標 | 基本施策 | 項目  | 現状値<br>(R2)   | 目標値<br>(R7)  | 参考     |
|------|------|---|---------------|--------------|--------|
|      | 6    | ワーク・ライフ・バランスの認知度<br>(「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と答えた人の割合) | 64.8%         | 80%          | 市民意識調査 |
|      |      | 益田鹿足雇用推進協議会等事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスをはじめ、女性活躍推進に関する情報提供を行う | 年3回           | 年3回          | 情報提供回数 |
|      | 7    | ファミリー・サポート・センター事業会員登録者数(依頼・提供)                        | 238人          | 250人         | 登録者数   |
|      |      | 放課後児童クラブ数   | 16施設          | 17施設         | クラブ数   |
|      | IV   | 8   | 自主防災組織への女性の参画 | 67組織<br>(R元) | 80組織   |

※1. 市民意識調査において「男は外で働き、女は家庭を守るべき」というような固定的な性別による役割分担について「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合。

※2. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において「あなたは現在どの程度幸せですか」を0～10点の11段階で回答。8～10点をつけた人の割合を「主観的幸福感の高い高齢者の割合」とする。

#### 4. 計画の進捗管理

本計画の実施にあたっては、益田市男女共同参画審議会において評価するとともに、益田市男女共同参画計画推進委員会と連携を図り改善や見直しなど必要な措置を講じます。評価結果についてはホームページ等を通じて公表します。

## 【資料編】

- 男女共同参画に関する意識調査結果について
- 男女共同参画社会基本法
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」のしくみ
- 益田市男女共同参画推進条例
- 益田市男女共同参画推進条例施行規則
- 益田市男女共同参画審議会委員名簿
- 用語の解説
- 相談機関等



## 男女共同参画に関する意識調査結果について

### 1. 調査の目的

男女共同参画に関する市民の意識や生活実態、要望を把握し、次期策定の「第4次益田市男女共同参画計画」の基礎資料にするとともに、調査結果を参考に今後の男女共同参画社会の実現に向けた施策に一層の充実を図る。

### 2. 調査の対象及び抽出方法

益田市住民基本台帳から無作為抽出した満18歳以上の1,000人

### 3. 調査の方法と実施時期

郵送配布・郵送回収による郵送調査方法（市民に対しての計画策定の周知及び意識調査回収率向上のため、告知端末放送を実施）

令和2年3月2日（月） 調査票発送

5月13日（水） 最終回答票到着

### 4. 調査内容

性別役割、女性の社会参画、女性と仕事、仕事と家庭・地域・個人の生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）、女性の人権、男女共同参画の重要課題について、全14問のアンケート調査。

### 5. 回収結果

回収数 383人

回収率 38.3%

有効回収数 383人（男性145人、女性213人、無回答25人）

## 意識調査アンケート内容

### ■男女の役割などについて

問1 次にあげるような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。(〇はそれぞれ1つずつ)

|                     | 男性が<br>優遇 | やや男性<br>が優遇 | 平 等 | やや女性<br>が優遇 | 女性が<br>優遇 |
|---------------------|-----------|-------------|-----|-------------|-----------|
| (1) 家庭生活で           | 1         | 2           | 3   | 4           | 5         |
| (2) 職場で             | 1         | 2           | 3   | 4           | 5         |
| (3) 地域活動で           | 1         | 2           | 3   | 4           | 5         |
| (4) 学校教育の場で         | 1         | 2           | 3   | 4           | 5         |
| (5) 政治の場で           | 1         | 2           | 3   | 4           | 5         |
| (6) 法律や制度上で         | 1         | 2           | 3   | 4           | 5         |
| (7) 社会通念・慣習・しきたりなどで | 1         | 2           | 3   | 4           | 5         |
| (8) 社会全体で           | 1         | 2           | 3   | 4           | 5         |

問2 次にあげることがらについて、どう思いますか。(〇はそれぞれ1つずつ)

|                                     | そう<br>思う | そう<br>思う<br>どちらか<br>といえは | そう<br>思わない<br>どちらか<br>といえは | そう<br>思わない |
|-------------------------------------|----------|--------------------------|----------------------------|------------|
| (1) 男は外で働き、女は家庭を守るべきである             | 1        | 2                        | 3                          | 4          |
| (2) 自治会などの団体の代表は、男性の方がうまくいく         | 1        | 2                        | 3                          | 4          |
| (3) 女性には細かな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ | 1        | 2                        | 3                          | 4          |
| (4) 子育ては、やはり母親でなくてはと思う              | 1        | 2                        | 3                          | 4          |
| (5) 世帯主に男性になるのは当然だと思う               | 1        | 2                        | 3                          | 4          |
| (6) 家事は女性の方が向いていると思う                | 1        | 2                        | 3                          | 4          |
| (7) 介護は女性の方が向いていると思う                | 1        | 2                        | 3                          | 4          |
| (8) 男女ともに、経済的に自立することが望ましい           | 1        | 2                        | 3                          | 4          |
| (9) 職場の上司は、女性よりも男性の方がよいと思う          | 1        | 2                        | 3                          | 4          |

■女性の社会参画について

問3 市の政策について女性の意見や考え方がどの程度反映されていると思いますか。(〇は1つ)

- 1 十分に反映されている                      2 ある程度反映されている  
3 あまり反映されていない                  4 ほとんど(全く)反映されていない

問4 市の政策に、女性の意見や考え方をもっと反映させるべきだと思いますか。(〇は1つ)

- 1 そう思う                                      2 ややそう思う  
3 どちらともいえない                      4 あまりそう思わない  
5 そう思わない

問5 あなたがお住まいの地域についておたずねします。それぞれについて、当てはまる番号に1つずつ〇をつけてください。

|   | そう思う | どちらかといえば<br>そう思う | どちらかといえば<br>そう思わない | そう思わない | わからない |
|---|------|------------------|--------------------|--------|-------|
| (1) 女性が、地域でいきいきと活躍している                      | 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| (2) 地域には、女性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、習慣・しきたりがある | 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| (3) 自治会は、いつも男性が仕切っている                       | 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |

■仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について

問6 「仕事」と「家庭」と「趣味など自分自身のための活動」の3つの間のバランスとして、現在あなたはどんな理想をお持ちですか。また、それは実現していますか。

(1) 理想とするそれぞれの比率について、数字をご記入ください(合計が100パーセントになるようにしてください)。

仕事 → (        )パーセント  
 家庭 → (        )パーセント  
 趣味など自分自身のための活動 → (        )パーセント

---

100    パーセント

(2) 上記で答えたバランスは、実現していますか。(〇は1つ)

- 1 実現している                              2 まあまあ実現している  
3 ほとんど実現していない                  4 実現していない

問 7 あなたが平日家庭で過ごす時間は平均何時間ですか（睡眠時間含む）。

約（ ）時間

問 8 家族の中で次のような仕事は主に男女のどちらが担当していますか。（○はそれぞれ1つずつ）

|                         | 主に女性がする | 男女が共にしている | 主に男性がする | 該当する仕事がない |
|-------------------------|---------|-----------|---------|-----------|
| (1) 食事のしたく              | 1       | 2         | 3       | 4         |
| (2) 食事のかたづけ             | 1       | 2         | 3       | 4         |
| (3) 掃除                  | 1       | 2         | 3       | 4         |
| (4) 子どもの世話              | 1       | 2         | 3       | 4         |
| (5) 介護の必要な高齢者・病人の世話     | 1       | 2         | 3       | 4         |
| (6) 家庭における重大な事柄の決定      | 1       | 2         | 3       | 4         |
| (7) 地域活動への参加(自治会・PTAなど) | 1       | 2         | 3       | 4         |

### ■女性の人権について

問 9 あなたはこれまで、以下の(1)～(6)について経験したことがありますか。それぞれ当てはまる番号一つずつに○をつけてください。

|  | 何度もある | ある程度ある | ない |
|--|-------|--------|----|
| (1) セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある<br>(性的嫌がらせ：相手の意思に反して行われる性的な言動)                  | 1     | 2      | 3  |
| (2) 配偶者（事実婚を含む）や交際相手から身体的暴力を受けたことがある<br>(なぐる、ける、つきとばす、物を投げつけるなど身体に対する暴力)   | 1     | 2      | 3  |
| (3) 配偶者（事実婚を含む）や交際相手から精神的暴力を受けたことがある<br>(人格を否定するような暴言、メール、交友関係の監視、無視、脅迫など) | 1     | 2      | 3  |
| (4) 配偶者（事実婚を含む）や交際相手から性的暴力を受けたことがある<br>(嫌がっているのに性的な行為を強要される、避妊に協力しないなど)    | 1     | 2      | 3  |
| (5) ご自身やパートナーが、妊娠・出産・育児休業等が理由で、職場で嫌がらせを受けたことがある                            | 1     | 2      | 3  |
| (6) 「男だから」「女だから」といった理由で、差別を受けたことがある  | 1     | 2      | 3  |



問 13 次のような言葉やことごとらについて知っていますか。(〇はそれぞれ1つずつ)

|                                       | 概要を<br>知っている | 言葉を聞いた<br>ことはある | 知らない |
|---------------------------------------|--------------|-----------------|------|
| (1) ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)            | 1            | 2               | 3    |
| (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)   | 1            | 2               | 3    |
| (3) 益田市男女共同参画推進条例                     | 1            | 2               | 3    |
| (4) 益田市男女共同参画計画                       | 1            | 2               | 3    |
| (5) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)            | 1            | 2               | 3    |
| (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法) | 1            | 2               | 3    |
| (7) デートDV(交際相手からの暴力)                  | 1            | 2               | 3    |
| (8) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)   | 1            | 2               | 3    |
| (9) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律           | 1            | 2               | 3    |

### あなたやご家族のことについて

問 14 あなたご自身やご家族のことについて、それぞれ当てはまる番号に〇をしてください。

|               |              |                 |           |       |
|---------------|--------------|-----------------|-----------|-------|
| あなたの性別        | 1 女性         | 2 男性            |           |       |
| あなたの年齢        | 1 18～19歳     | 2 20～29歳        | 3 30～39歳  |       |
|               | 4 40～49歳     | 5 50～59歳        | 6 60～69歳  |       |
|               | 7 70～79歳     | 8 80歳以上         |           |       |
| あなたの世帯        | 1 単身世帯       | 2 夫婦のみ世帯        | 3 親子二世帯世帯 |       |
|               | 4 三世帯以上の世帯   | 5 その他(具体的に)     |           |       |
| あなたのお住まいの地区   | 1 益田         | 2 吉田            | 3 高津      | 4 安田  |
|               | 5 鎌手         | 6 種             | 7 北仙道     | 8 豊川  |
|               | 9 真砂         | 10 西益田          | 11 二条     | 12 美濃 |
|               | 13 小野        | 14 中西           | 15 東仙道    | 16 都茂 |
|               | 17 二川        | 18 匹見上          | 19 匹見下    | 20 道川 |
|               |              |                 |           |       |
| あなたの益田市での居住年数 | 1 1年未満       | 2 1年以上5年未満      |           |       |
|               | 3 5年以上10年未満  | 4 10年以上20年未満    |           |       |
|               | 5 20年以上      |                 |           |       |
|               |              |                 |           |       |
| あなたの就労形態      | 1 無職・学生・家事専業 | 2 常勤            |           |       |
|               | 3 パート・アルバイト  | 4 任期付き契約社員・派遣社員 |           |       |
|               | 5 自営・フリーランス  |                 |           |       |
|               |              |                 |           |       |
|               |              |                 |           |       |

## ■回答者の基本属性

## ①性別

|        | 度数  | パーセント | 有効パーセント |
|--------|-----|-------|---------|
| 女性     | 213 | 55.6  | 59.5    |
| 男性     | 145 | 37.9  | 40.5    |
| 無回答・無効 | 25  | 6.5   |         |
| 合計     | 383 | 100.0 | 100.0   |

女性回答者が約6割、男性回答者が約4割で、若干女性の回答が多くなっている。

## ②年齢

|        | 度数  | パーセント | 有効パーセント |
|--------|-----|-------|---------|
| 18-19歳 | 5   | 1.3   | 1.3     |
| 20-29歳 | 15  | 3.9   | 4.0     |
| 30-39歳 | 27  | 7.0   | 7.2     |
| 40-49歳 | 45  | 11.7  | 12.0    |
| 50-59歳 | 58  | 15.1  | 15.4    |
| 60-69歳 | 89  | 23.2  | 23.7    |
| 70-79歳 | 97  | 25.3  | 25.8    |
| 80歳以上  | 40  | 10.4  | 10.6    |
| 無回答・無効 | 7   | 1.8   |         |
| 合計     | 383 | 100.0 | 100.0   |

60歳以上の回答が約6割を占めている。益田市全体の60歳以上人口は44%（平成30年時点）であるので、今回の調査の回答者は高齢層が多めになっていると言える。ただし、前回調査（2015年度）でも、60歳以上の回答者は約6割を占めていた。

## ③世帯構成

|          | 度数  | パーセント | 有効パーセント |
|----------|-----|-------|---------|
| 単身世帯     | 64  | 16.7  | 17.2    |
| 夫婦のみ世帯   | 117 | 30.5  | 31.4    |
| 親子二世帯世帯  | 142 | 37.1  | 38.1    |
| 三世帯以上の世帯 | 40  | 10.4  | 10.7    |
| その他      | 10  | 2.6   | 2.7     |
| 無回答・無効   | 10  | 2.6   |         |
| 合計       | 383 | 100.0 | 100.0   |

親子二世帯世帯がもっとも多く(38.1%)、次いで夫婦のみ世帯が多くなっている(31.4%)。

#### ④地区

|        | 度数  | パーセント | 有効パーセント |
|--------|-----|-------|---------|
| 益田     | 89  | 23.2  | 23.7    |
| 吉田     | 78  | 20.4  | 20.7    |
| 高津     | 51  | 13.3  | 13.6    |
| 安田     | 30  | 7.8   | 8.0     |
| 鎌手     | 11  | 2.9   | 2.9     |
| 種      | 3   | 0.8   | 0.8     |
| 北仙道    | 4   | 1.0   | 1.1     |
| 豊川     | 10  | 2.6   | 2.7     |
| 真砂     | 4   | 1.0   | 1.1     |
| 西益田    | 30  | 7.8   | 8.0     |
| 二条     | 5   | 1.3   | 1.3     |
| 美濃     | 6   | 1.6   | 1.6     |
| 小野     | 8   | 2.1   | 2.1     |
| 中西     | 17  | 4.4   | 4.5     |
| 東仙道    | 9   | 2.3   | 2.4     |
| 都茂     | 6   | 1.6   | 1.6     |
| 二川     | 1   | 0.3   | 0.3     |
| 匹見上    | 10  | 2.6   | 2.7     |
| 匹見下    | 2   | 0.5   | 0.5     |
| 道川     | 2   | 0.5   | 0.5     |
| 無回答・無効 | 7   | 1.8   |         |
| 合計     | 383 | 100.0 | 100.0   |

#### ⑤居住年数

|            | 度数  | パーセント | 有効パーセント |
|------------|-----|-------|---------|
| 1年未満       | 5   | 1.3   | 1.3     |
| 1年以上5年未満   | 11  | 2.9   | 2.9     |
| 5年以上10年未満  | 18  | 4.7   | 4.7     |
| 10年以上20年未満 | 37  | 9.7   | 9.8     |
| 20年以上      | 308 | 80.4  | 81.3    |
| 無回答・無効     | 4   | 1.0   |         |
| 合計         | 383 | 100.0 | 100.0   |

益田市での居住年数は、回答者の約8割が「20年以上」となっている。

## ⑥就労形態

|             | 度数  | パーセント | 有効パーセント |
|-------------|-----|-------|---------|
| 無職・学生・家事専業  | 137 | 35.8  | 37.3    |
| 常勤          | 113 | 29.5  | 30.8    |
| パート・アルバイト   | 51  | 13.3  | 13.9    |
| 任期付き契約・派遣社員 | 20  | 5.2   | 5.4     |
| 自営・フリーランス   | 46  | 12.0  | 12.5    |
| 無回答・無効      | 16  | 4.2   |         |
| 合計          | 383 | 100.0 | 100.0   |

「無職・学生・家事専業」が最も多く(37.3%)、次いで「常勤」が多くなっている(30.8%)。

|             | 女性     | 男性     |
|-------------|--------|--------|
| 無職・学生・家事専業  | 45.6%  | 27.5%  |
| 常勤          | 23.8%  | 40.1%  |
| パート・アルバイト   | 18.9%  | 5.6%   |
| 任期付き契約・派遣社員 | 3.4%   | 7.7%   |
| 自営・フリーランス   | 8.3%   | 19.0%  |
| 合計          | 100.0% | 100.0% |

男女別で見ると、女性は「無職・学生・家事専業」が最も多く(45.6%)、男性は「常勤」が最も多い(40.1%)。

## ■質問項目

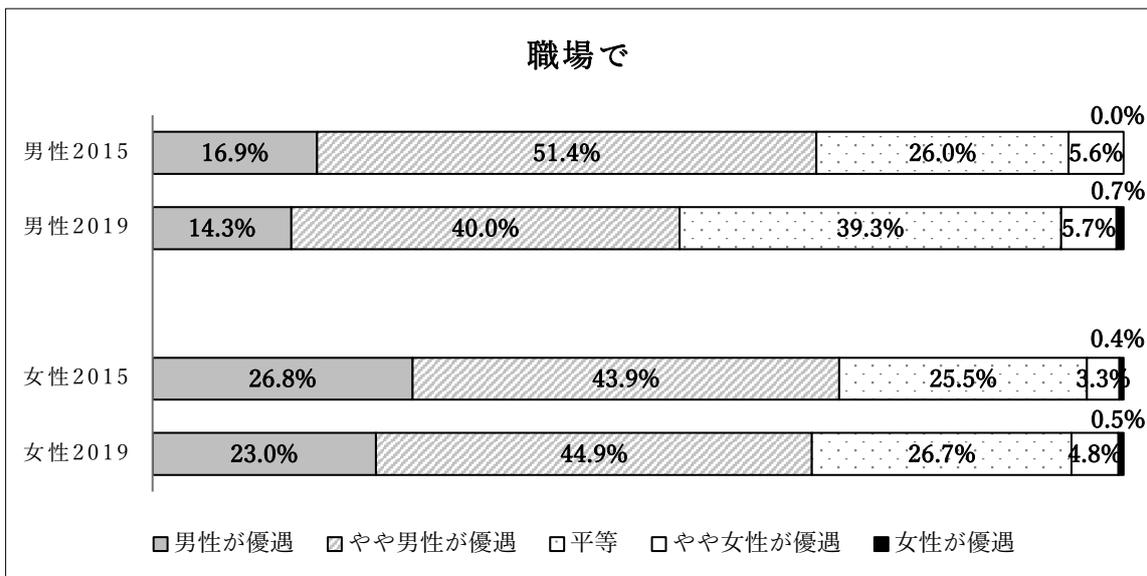
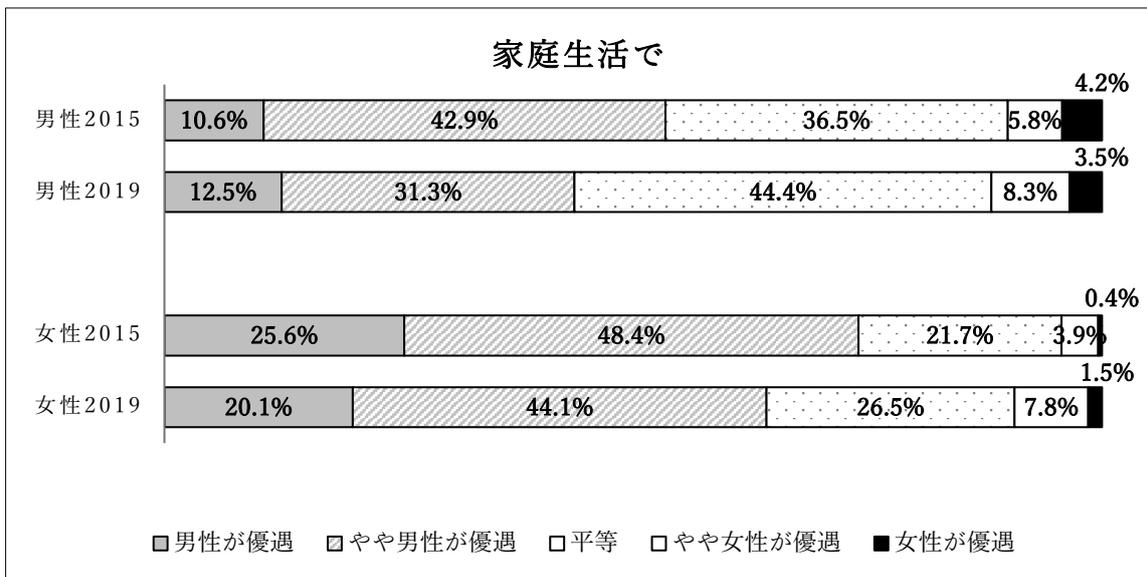
質問項目は以下の通りである。★は、2015年度調査においても扱った項目で、本報告では結果を比較している。

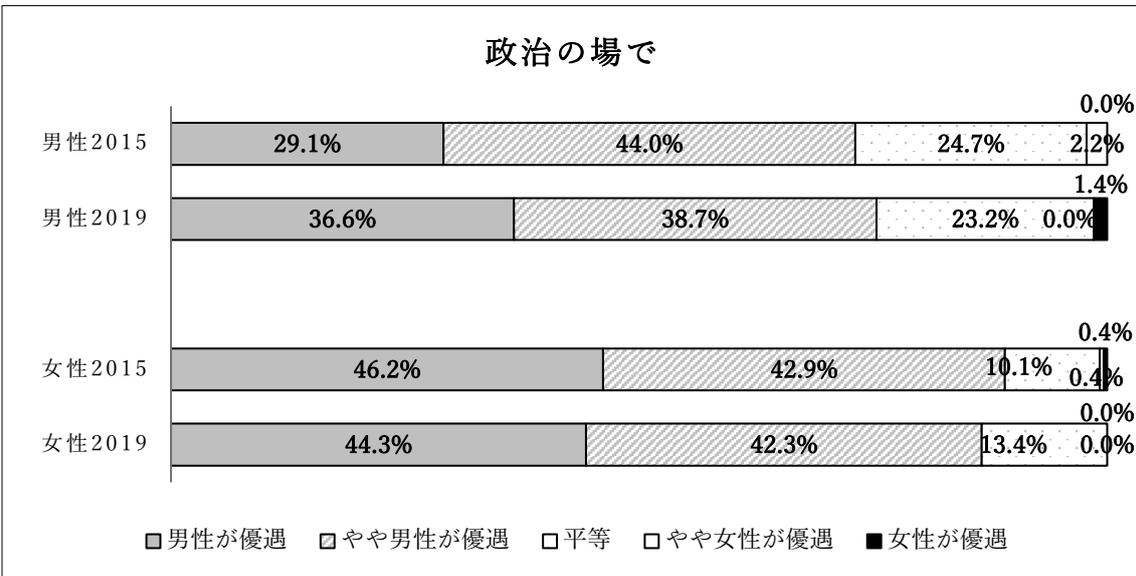
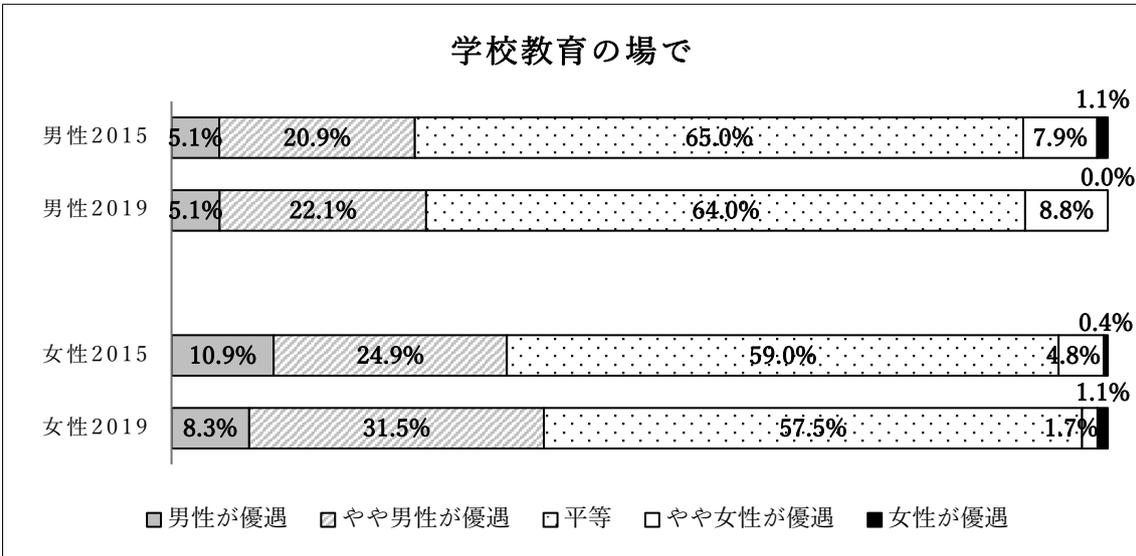
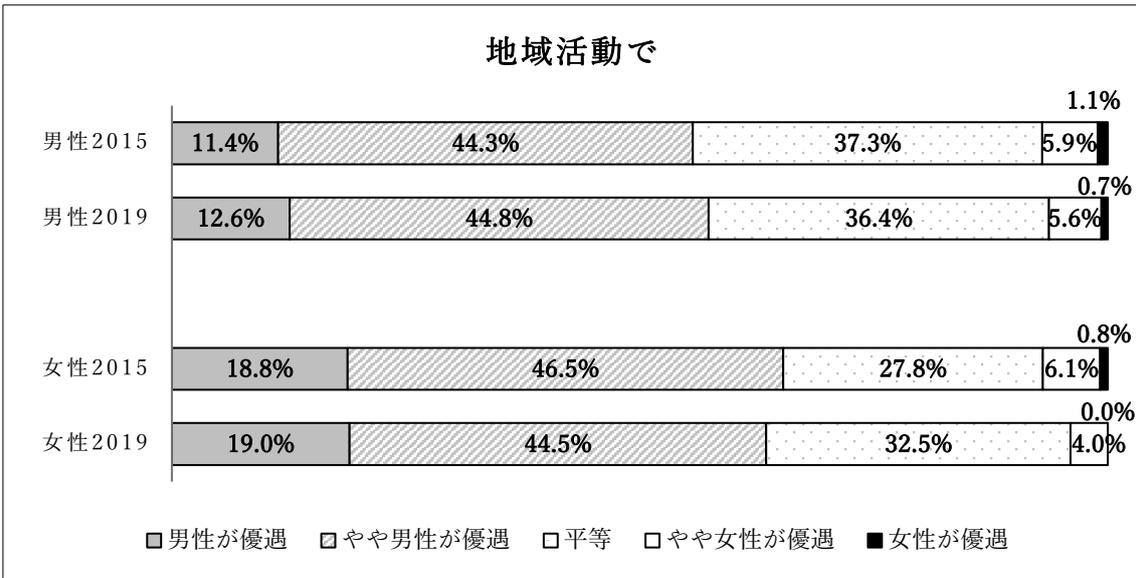
- ★問1 男女の地位について
- ★問2 男女の役割について
- ★問3・4 市の政策について
- ★問5 地域の男女共同参画について
- ★問6 ワーク・ライフ・バランスについて
- 問7 平日家庭で過ごす時間について
- 問8 家族の性別役割について
- 問9・10・11 DV・性差別について
- ★問12 市として取り組むべき課題について
- ★問13 男女共同参画に関するキーワードについて
- 問14 基本属性

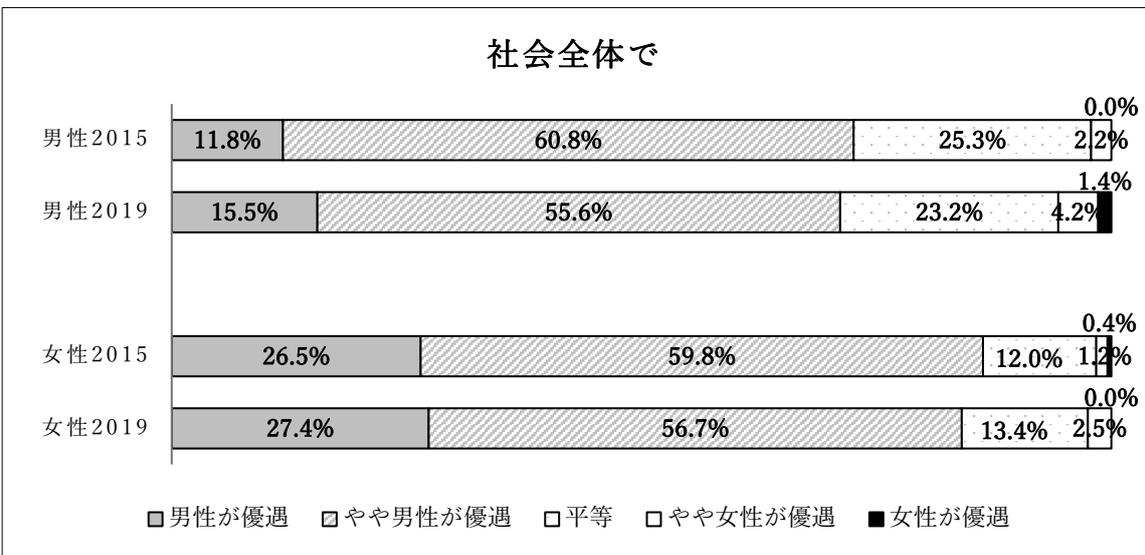
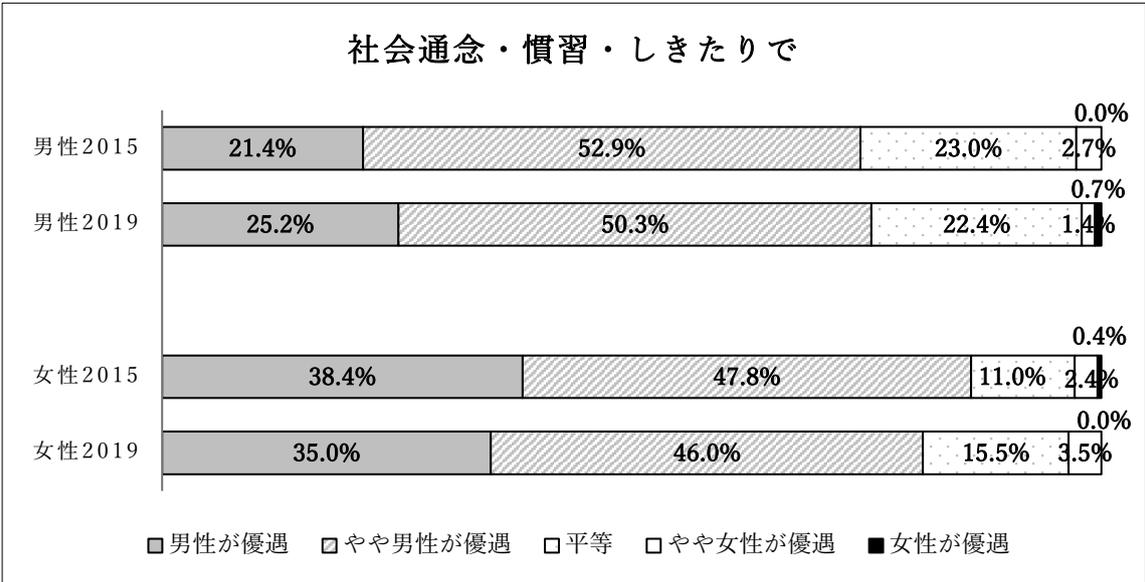
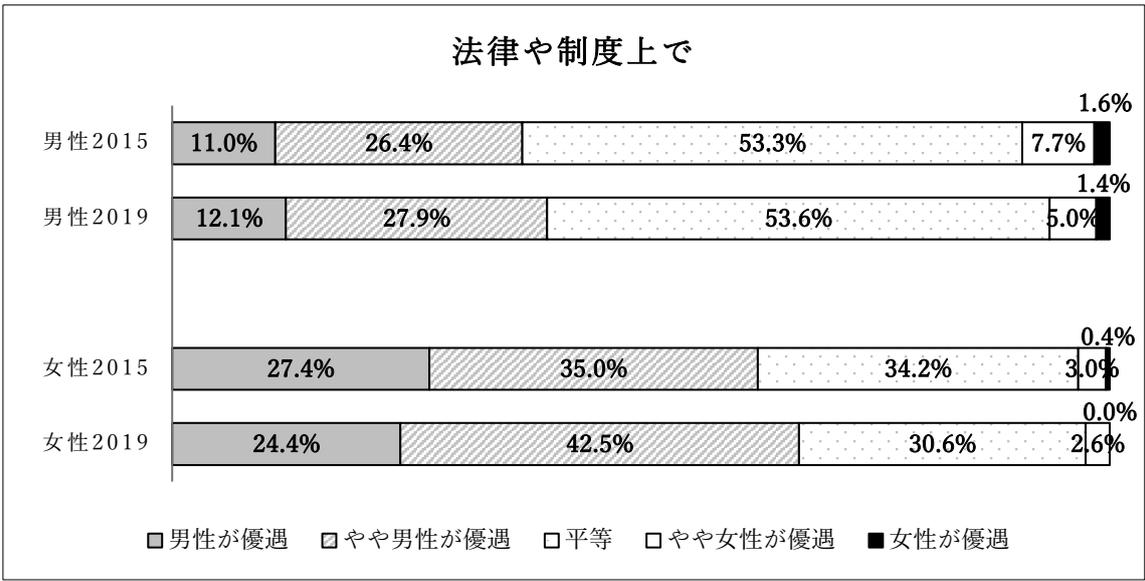
■結果

①男女の地位について

いずれの項目でも、女性が優遇されているという回答は10%未満しかない。また、男性に比べて女性では、すべての項目で男性が優遇されているという回答比率が高い。これらは前回調査（2015年度）と変わらない傾向である。前回調査との違いに目を向けると、「家庭生活で」「職場で」について、男性の「平等」という回答比率が今回調査では10ポイント以上上がった。「家庭生活で」については、男女とも前回調査よりも「男性が優遇」と「やや男性が優遇」を合わせた比率が減少している。

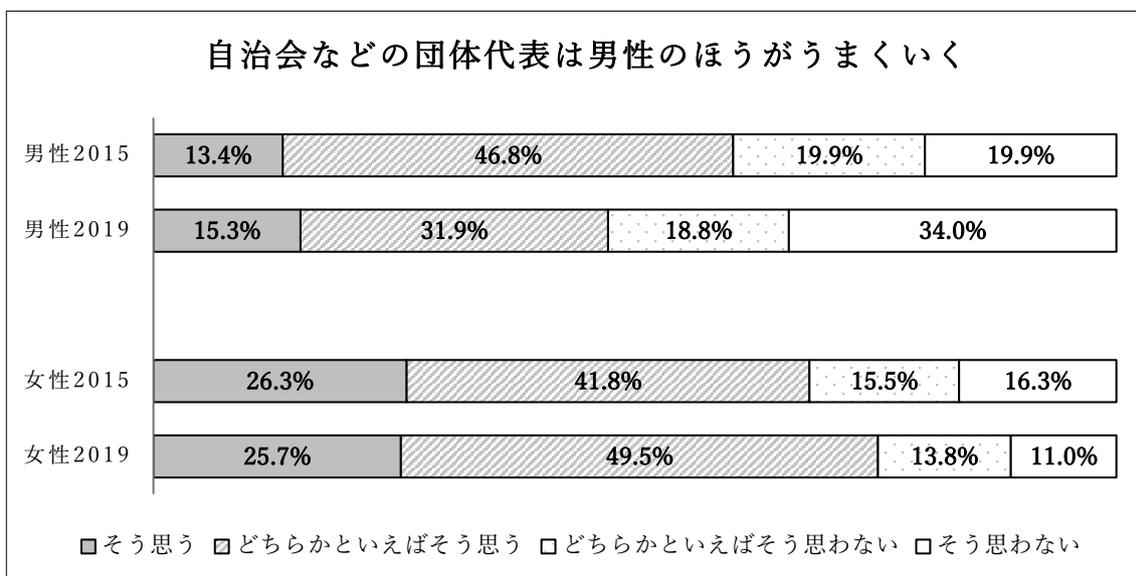
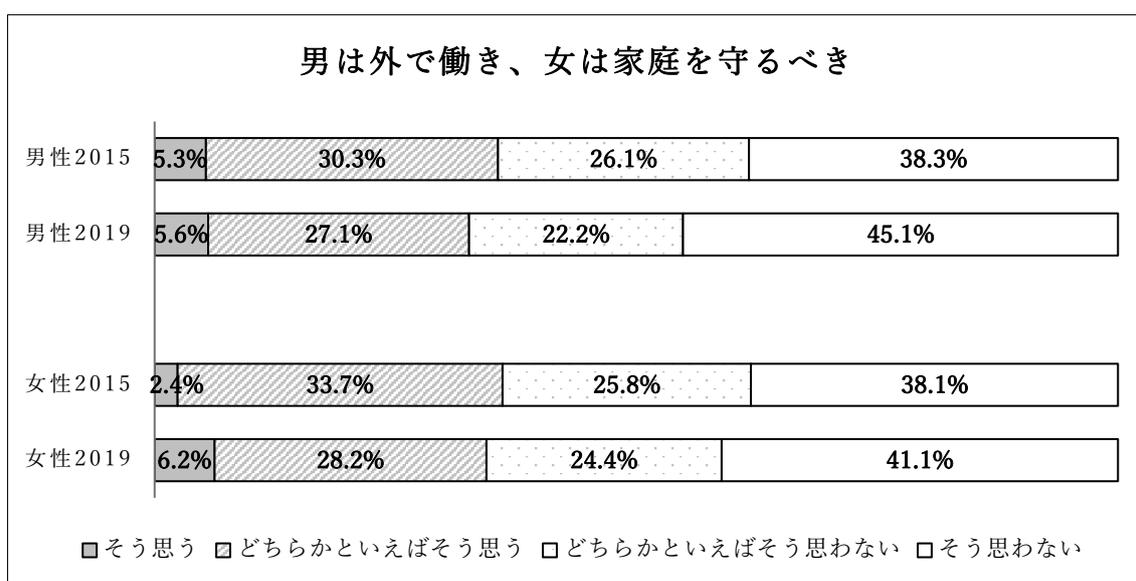




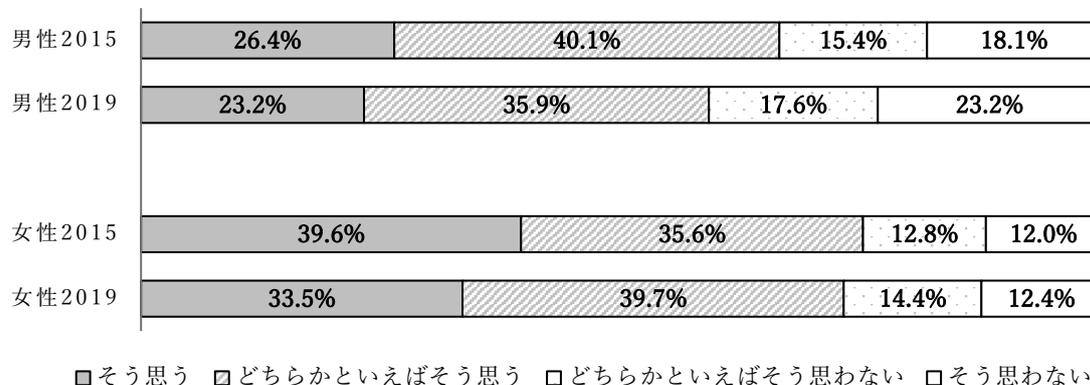


## ②男女の役割について

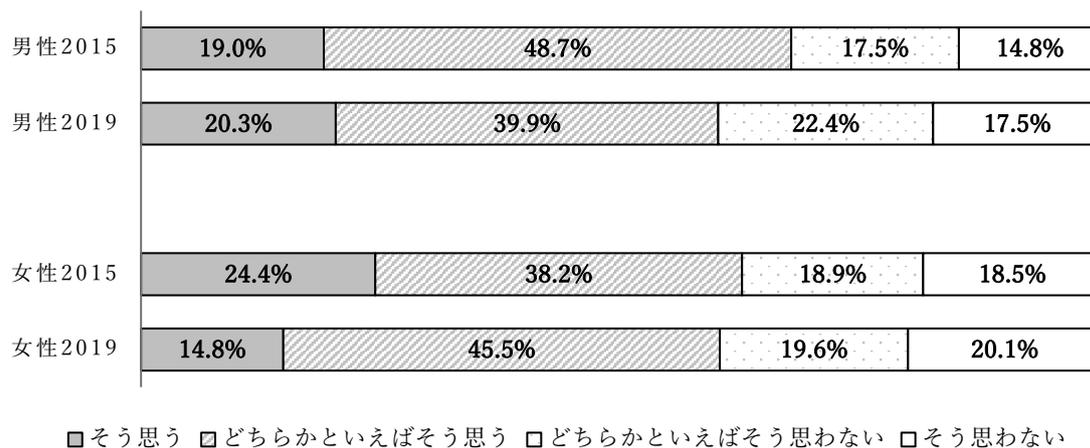
前回と比べて男性の意識が、これまでの性別役割から自由になってきていることがうかがえる。とくに「自治会などの団体の代表は、男性の方がうまくいく」「世帯主に男性になるのは当然だと思う」で、「そう思わない」の割合が10ポイント以上増大している。一方、女性は男性ほど大きな変化は見られないが、「自治会などの団体の代表は、男性の方がうまくいく」「家事は女性の方が向いていると思う」「介護は女性の方が向いていると思う」では、「ややそう思う」が若干増えており、これまでの性別役割を肯定する割合がやや増えている。



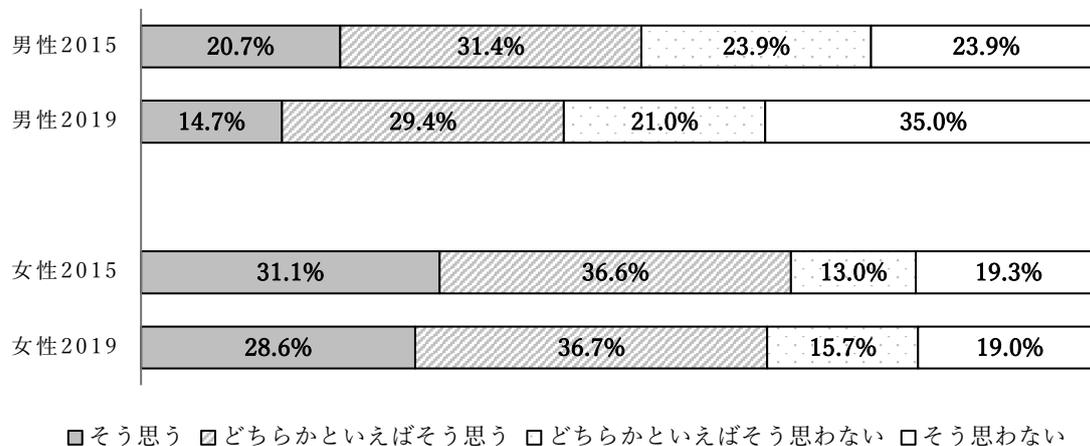
女性には細かな気配りが、男性には  
いざというときの決断力が必要



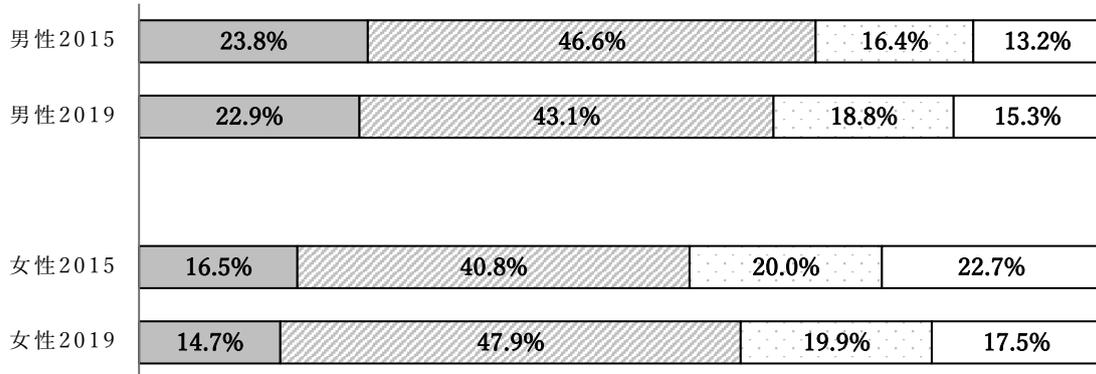
子育てはやはり母親でなくては



世帯主に男性になるのは当然だ

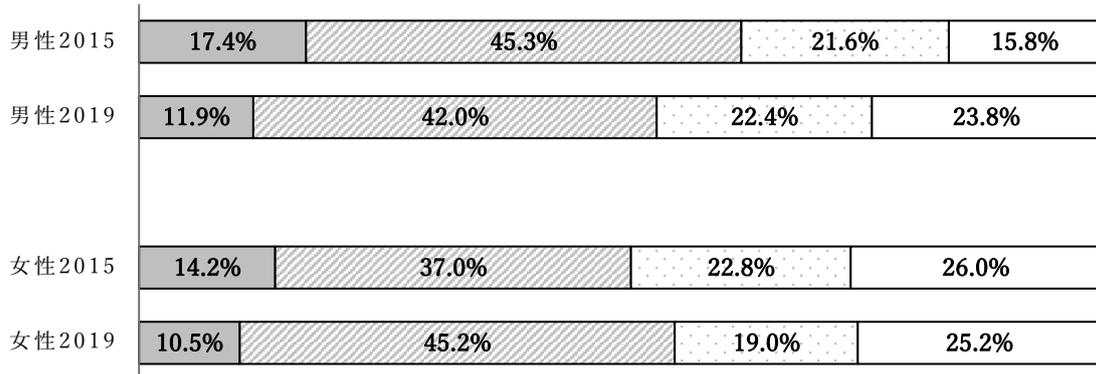


### 家事は女性のほうが向いている



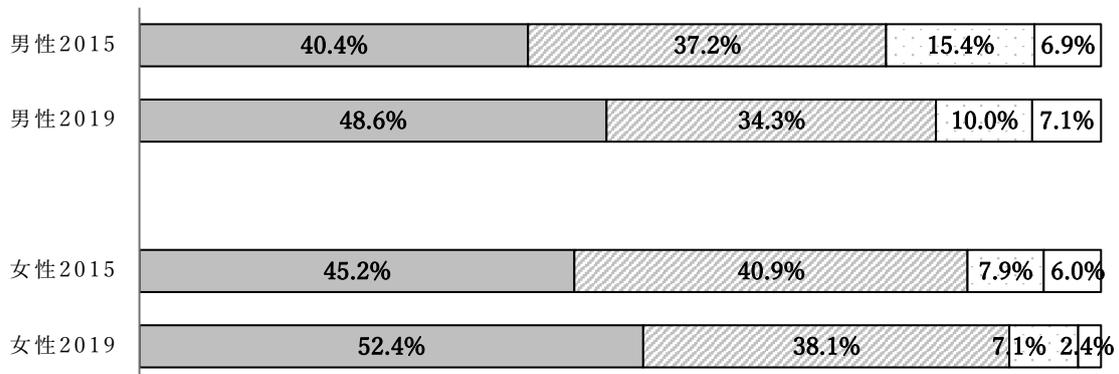
そう思う
  どちらかといえばそう思う
  どちらかといえばそう思わない
  そう思わない

### 介護は女性のほうが向いている

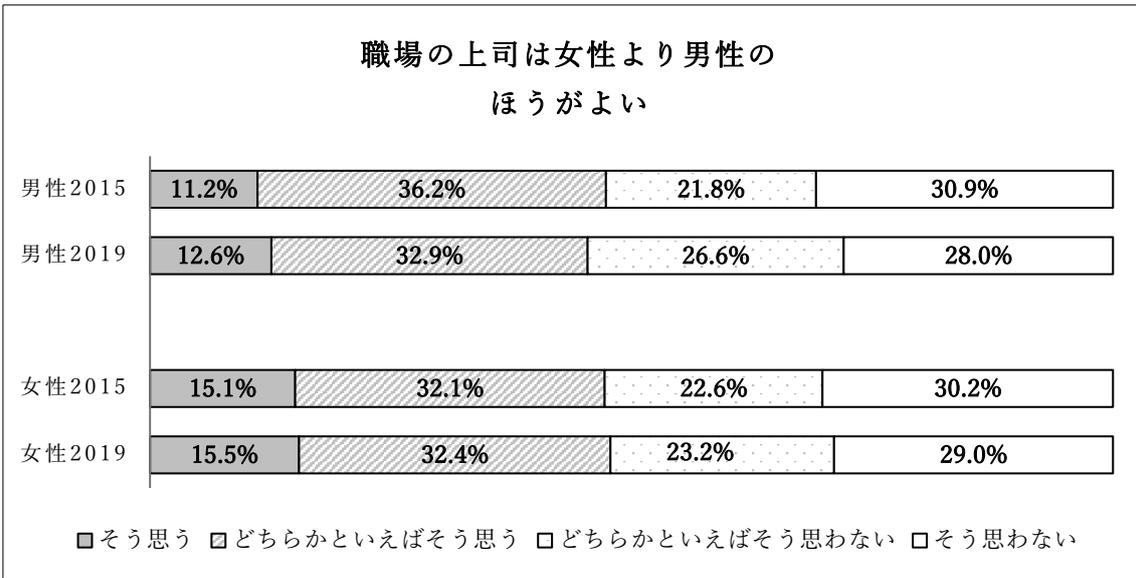


そう思う
  どちらかといえばそう思う
  どちらかといえばそう思わない
  そう思わない

### 男女ともに、経済的に自立することが望ましい

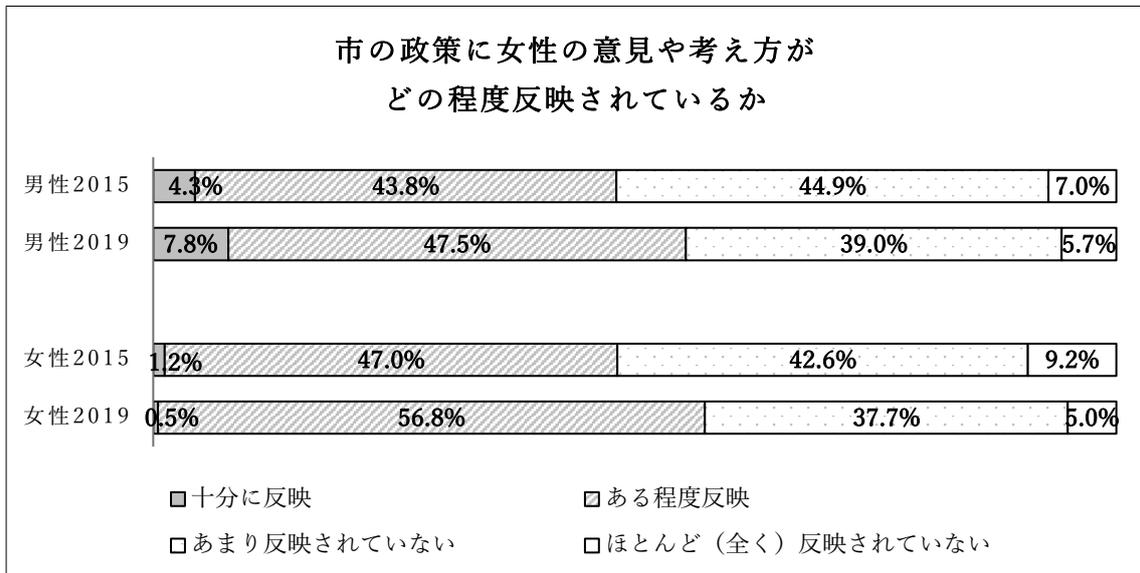


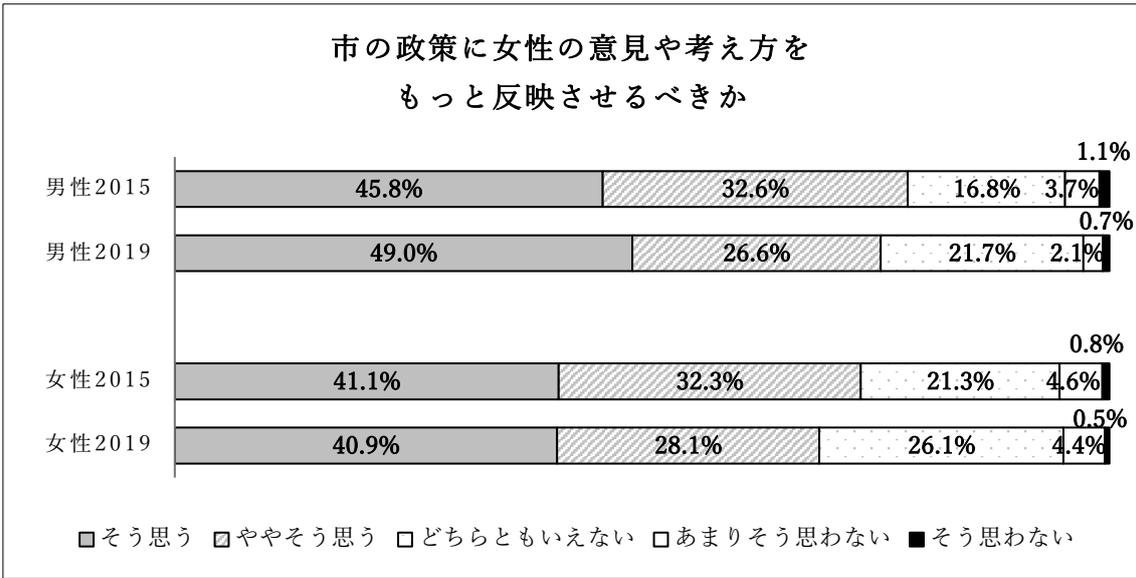
そう思う
  どちらかといえばそう思う
  どちらかといえばそう思わない
  そう思わない



### ③市の政策について

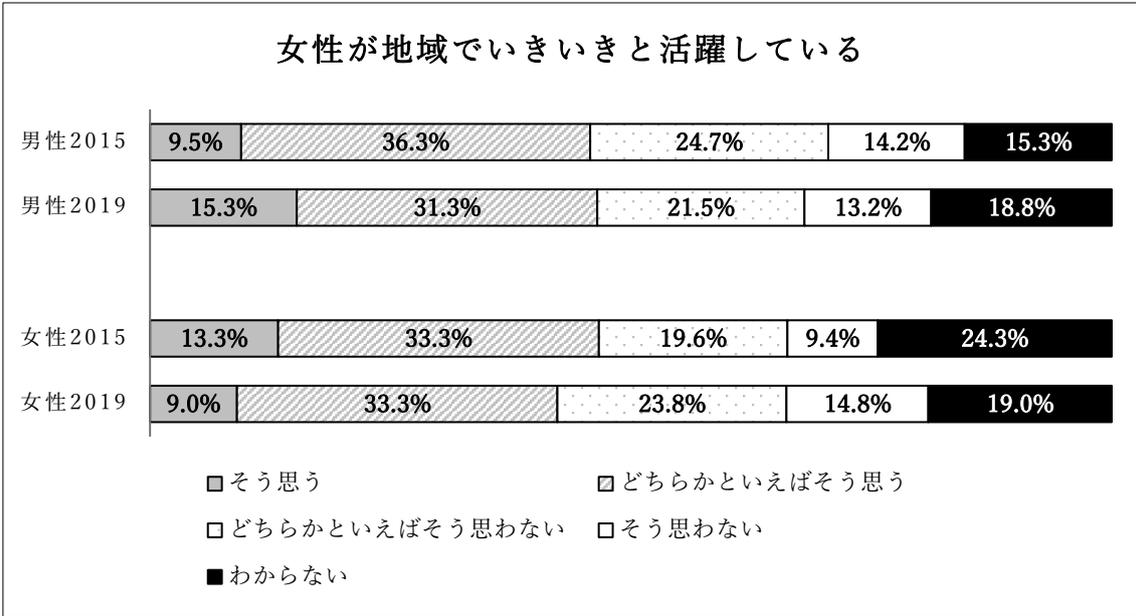
益田市の政策に女性の意見や考え方がどの程度反映されているかについて、反映されていないという回答は、男女とも前回調査よりも減少している。また、男女とも半数以上が反映されていると捉えている。今後もっと反映させるべきかについては、男女とも 7 割以上がもっと反映させるべきと回答している。



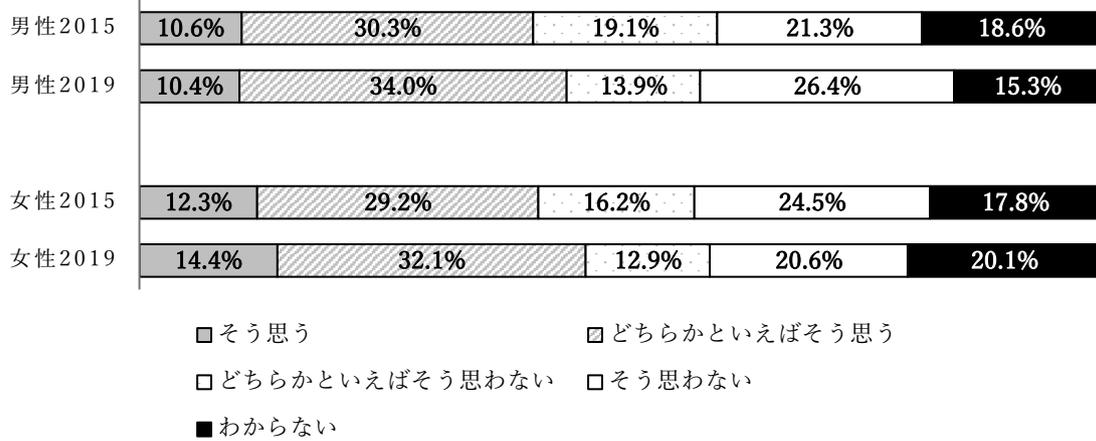


④地域の男女共同参画について

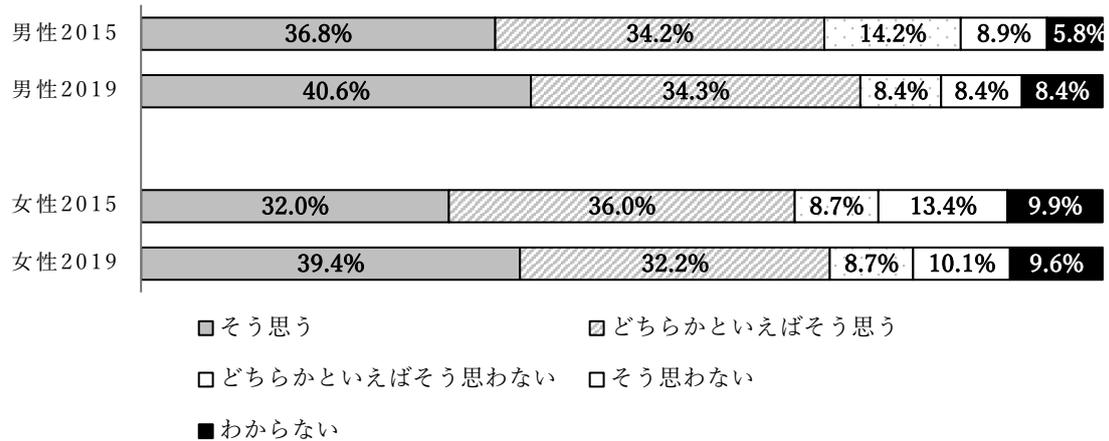
女性が地域でいきいきと活躍しているかについては、女性は前回に比べて「そう思う」が減少している一方で、男性では「そう思う」が増大している。地域において女性に対する偏見がある、男性がいつも仕切っているという回答は、男女とも前回より増えている。



地域には女性を取り巻くさまざまな偏見、  
固定的な社会通念、習慣・しきたりがある



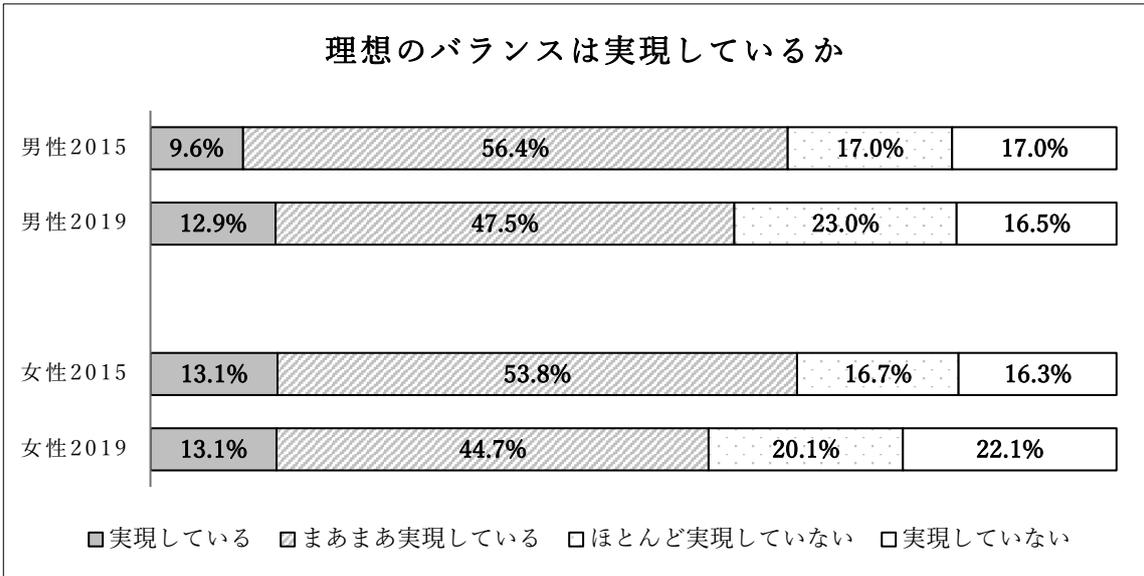
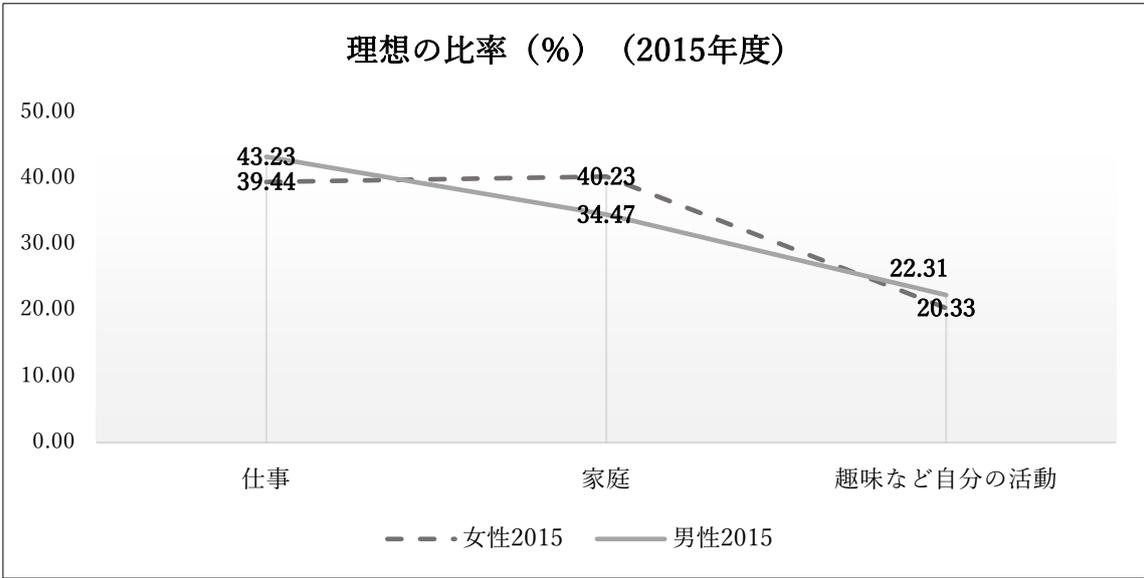
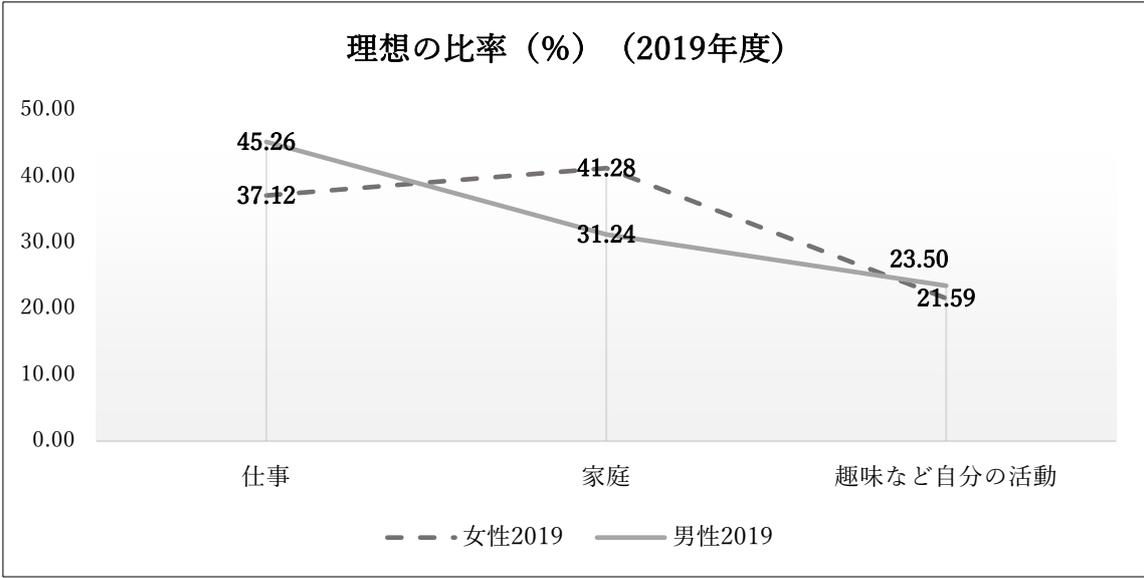
自治会は、いつも男性が仕切っている



⑤ワーク・ライフ・バランスについて

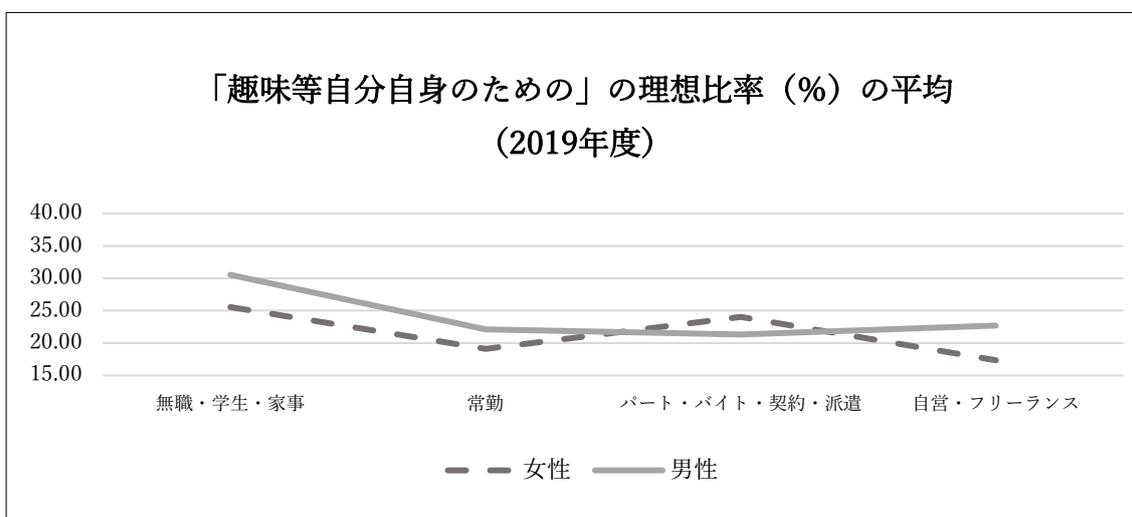
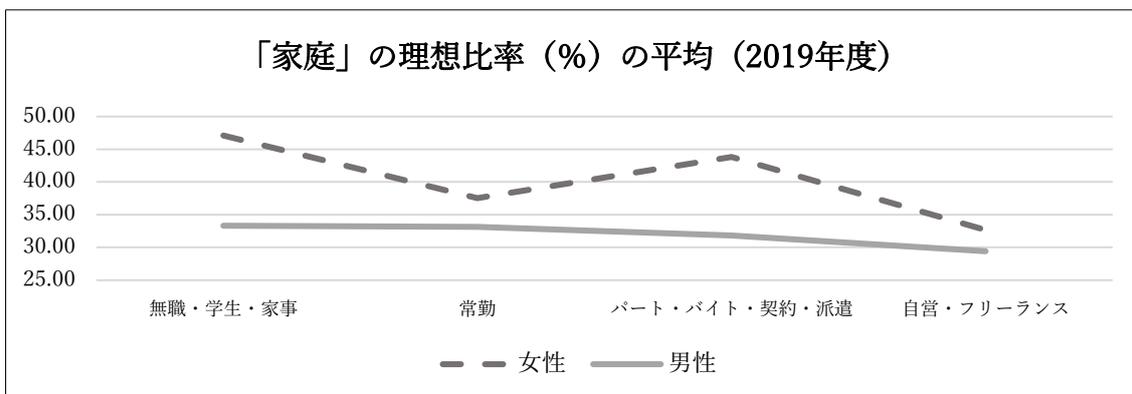
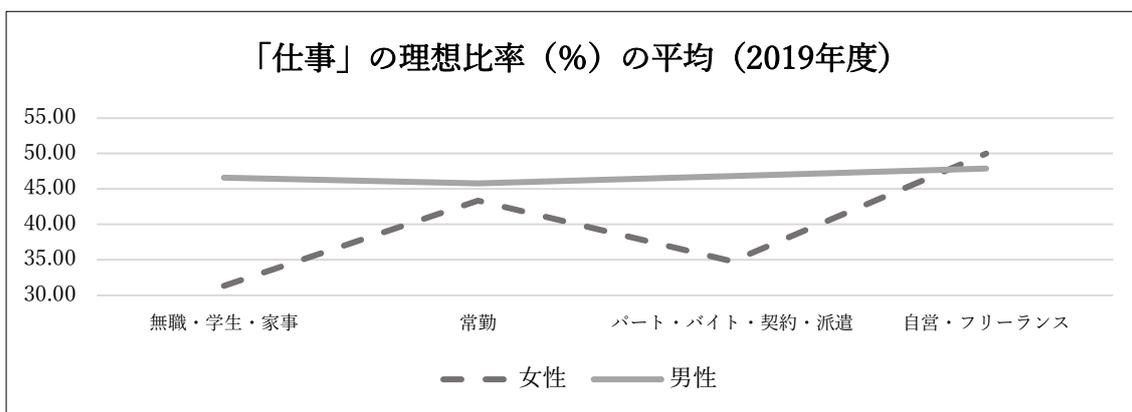
回答者にとっての「仕事」と「家庭」と「趣味など自分自身のための活動」の理想のバランスについて、これら3つを合わせて100%としたときのそれぞれの理想比率からたずねた。男女別で平均値を比較すると、男性では「仕事」の理想比率が、女性では「家庭」の理想比率が高くなっている。前回の結果と比べると、今回のほうが男女差が大きくなっている。

理想のバランスは実現しているかを問うた結果は、前回よりも実現しているという割合が少し減少している。

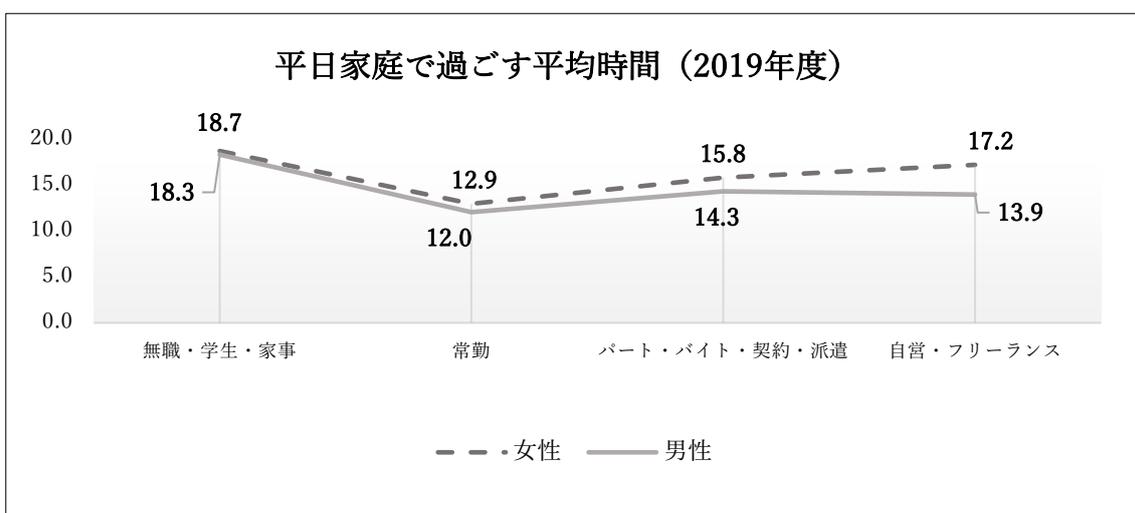


性別・就労形態別に「仕事」「家庭」「趣味など自分自身のための活動」の理想比率を比較したところ、女性では就労形態によって「仕事」「家庭」の理想比率が異なるが、男性においては就労形態による差はほとんどなかった。女性では、「常勤」「自営・フリーランス」で「仕事」の理想比率がより高く、「無職・学生・家事専業」「パート・アルバイト・任期付き契約社員・派遣社員」では「家庭」の理想比率がより高い。

※就労形態は、「無職・学生・家事専業」「常勤」「パート・アルバイト・任期付き契約社員・派遣社員」「自営・フリーランス」の4グループで分析している。



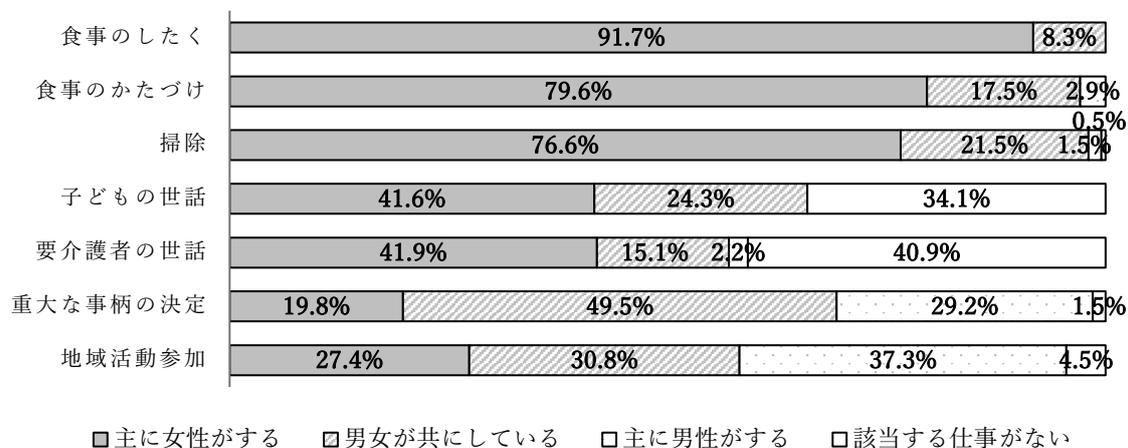
平日家庭で過ごす平均時間を性別・就労形態別に見ると、いずれの就労形態でも男性より女性のほうが家庭で過ごす時間は長い。一方、就労形態間での差も見られ、「常勤」は男女とも最も家庭で過ごす時間が短い。女性では、「自営・フリーランス」の平日家庭で過ごす平均時間が「無職・学生・家事専業」に次いで2番目に長いが、「自営・フリーランス」の理想のワーク・ライフ・バランスは、家庭より仕事により大きなウエイトがかかっていたことをふまえれば、家にいながら仕事にもっと専念したいという声があることが推察される。



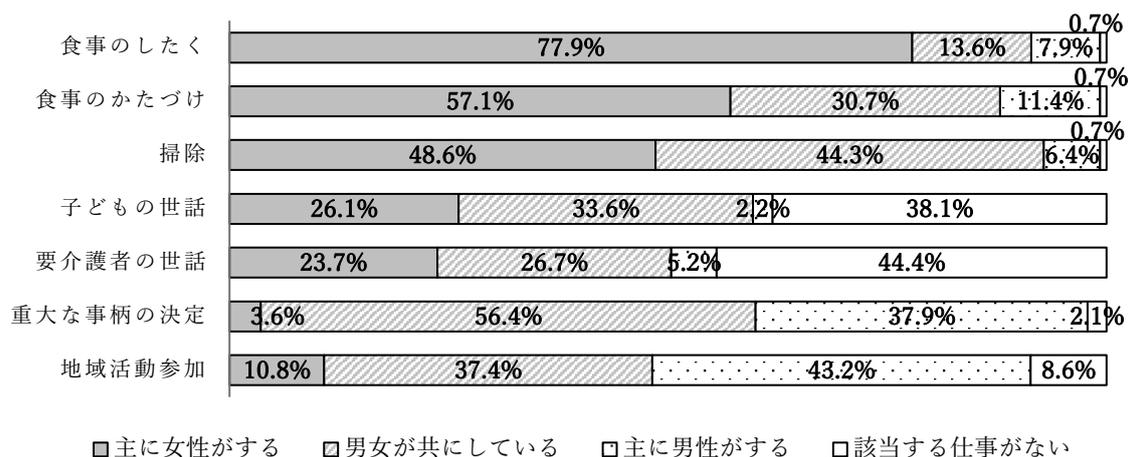
#### ⑥家族の性別役割について

食事のしたくやかたづけ、子どもの世話など、家族内では男女どちらが担当しているかについてたずねた結果、全体的に男性のほうが「男女共にしている」という回答の割合が大きくなっている。「子どもの世話」「介護の必要な高齢者・病人の世話」は、女性は「主に女性がする」という回答の割合が、男性は「男女共にしている」という回答の割合がより大きい。

### 家族での担当者について女性の回答



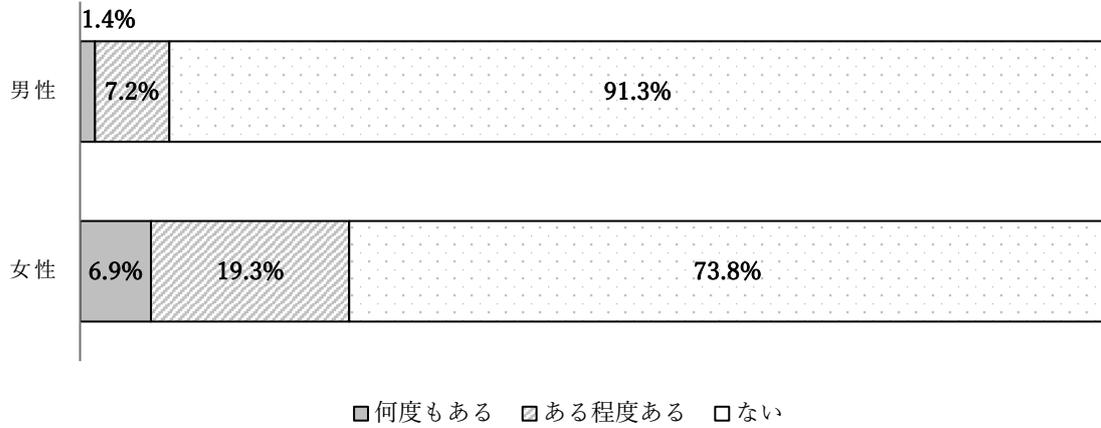
### 家族での担当者について男性の回答



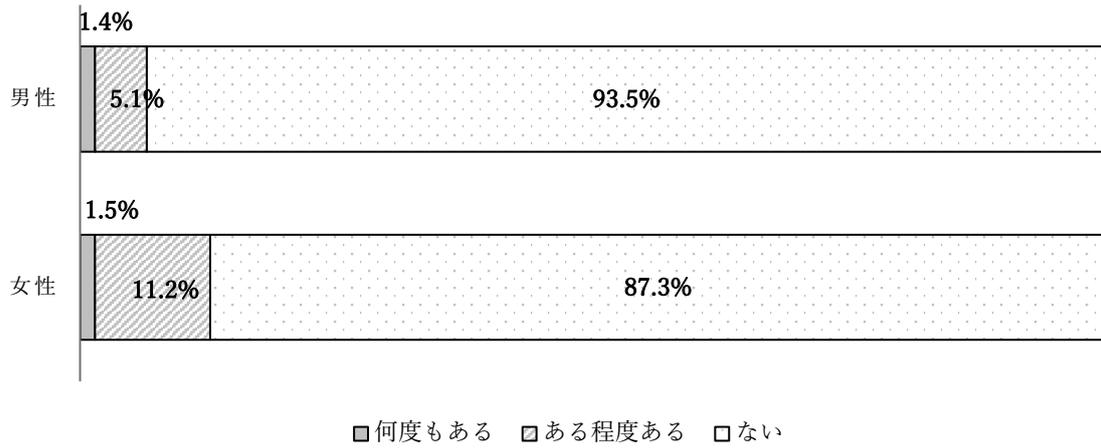
#### ⑦DV・性差別について

セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスは、女性のほうが男性よりも被害を受けたことがある割合が大きい。とくに、セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある女性は5人に1人、ドメスティック・バイオレンスのうち身体的暴力を受けたことがある女性は10人に1人となっている。男だから／女だからという理由で差別を受けたことがある割合は、男性で2割以上、女性で3割以上を占めている。

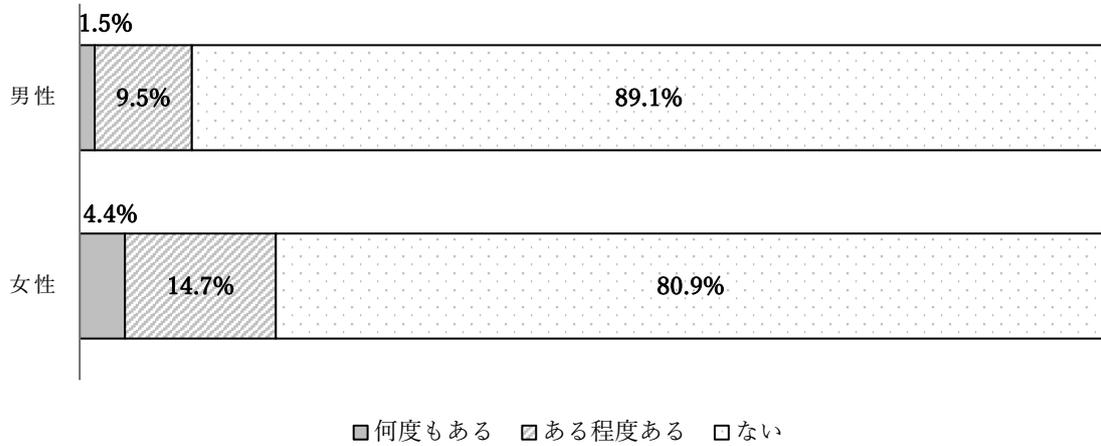
### セクハラを受けたことがある



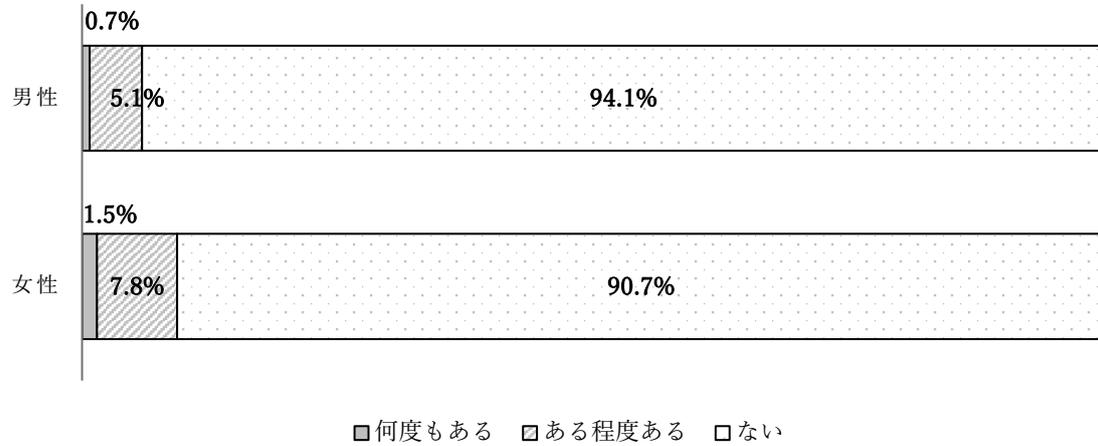
### DV（身体的暴力）を受けたことがある



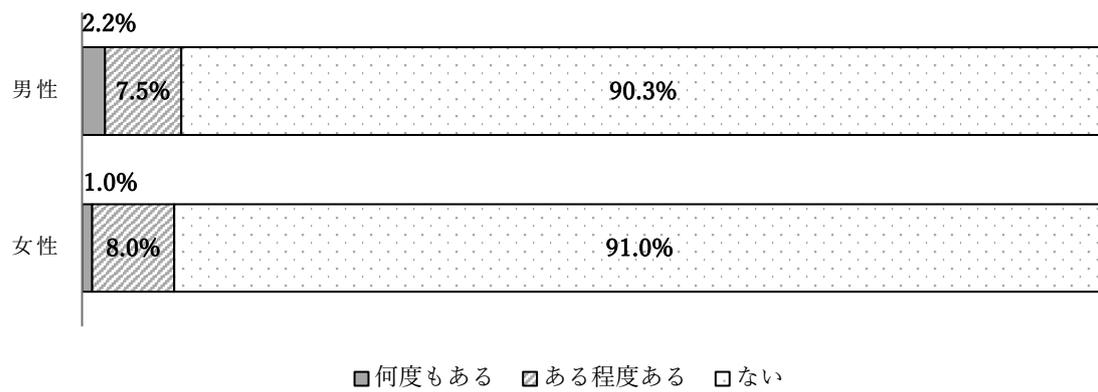
### DV（精神的暴力）を受けたことがある



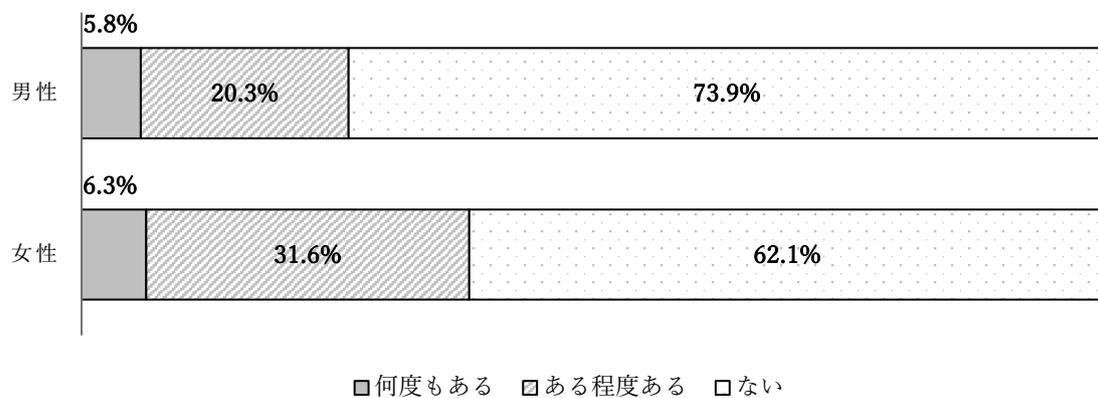
### DV（性的暴力）を受けたことがある



### 妊娠・出産・育休が理由で職場で嫌がらせを受けたことがある



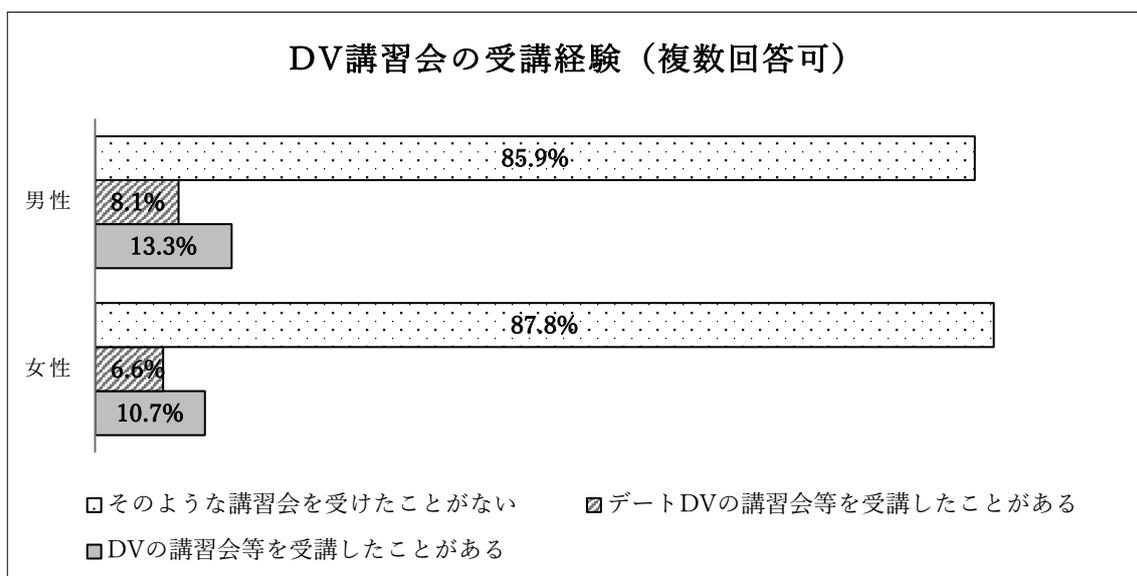
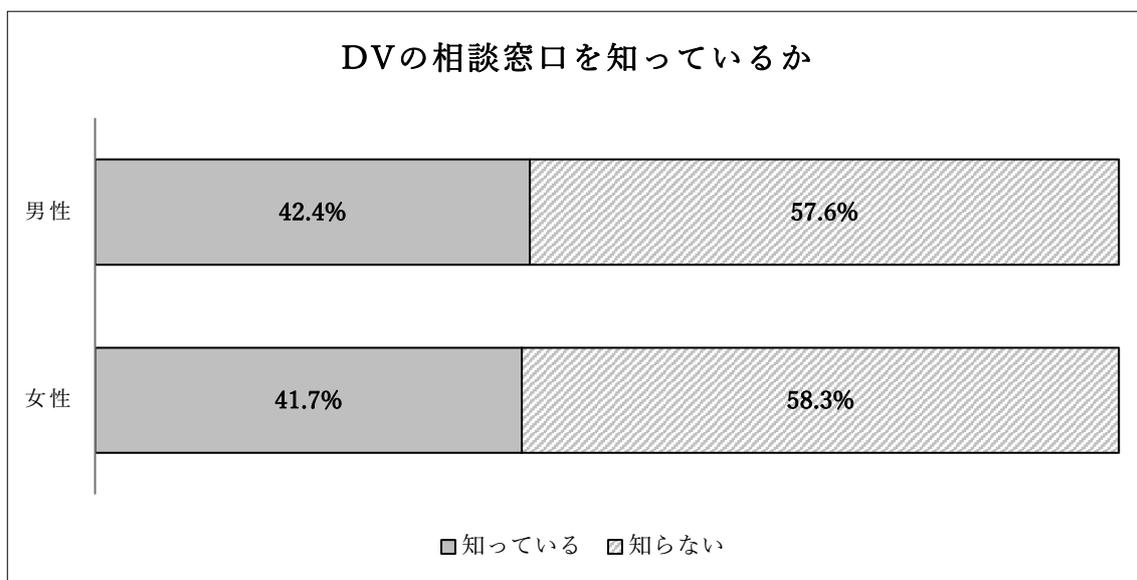
### 男だから／女だからといった理由で差別を受けたことがある



⑧DVの相談窓口や講習会について

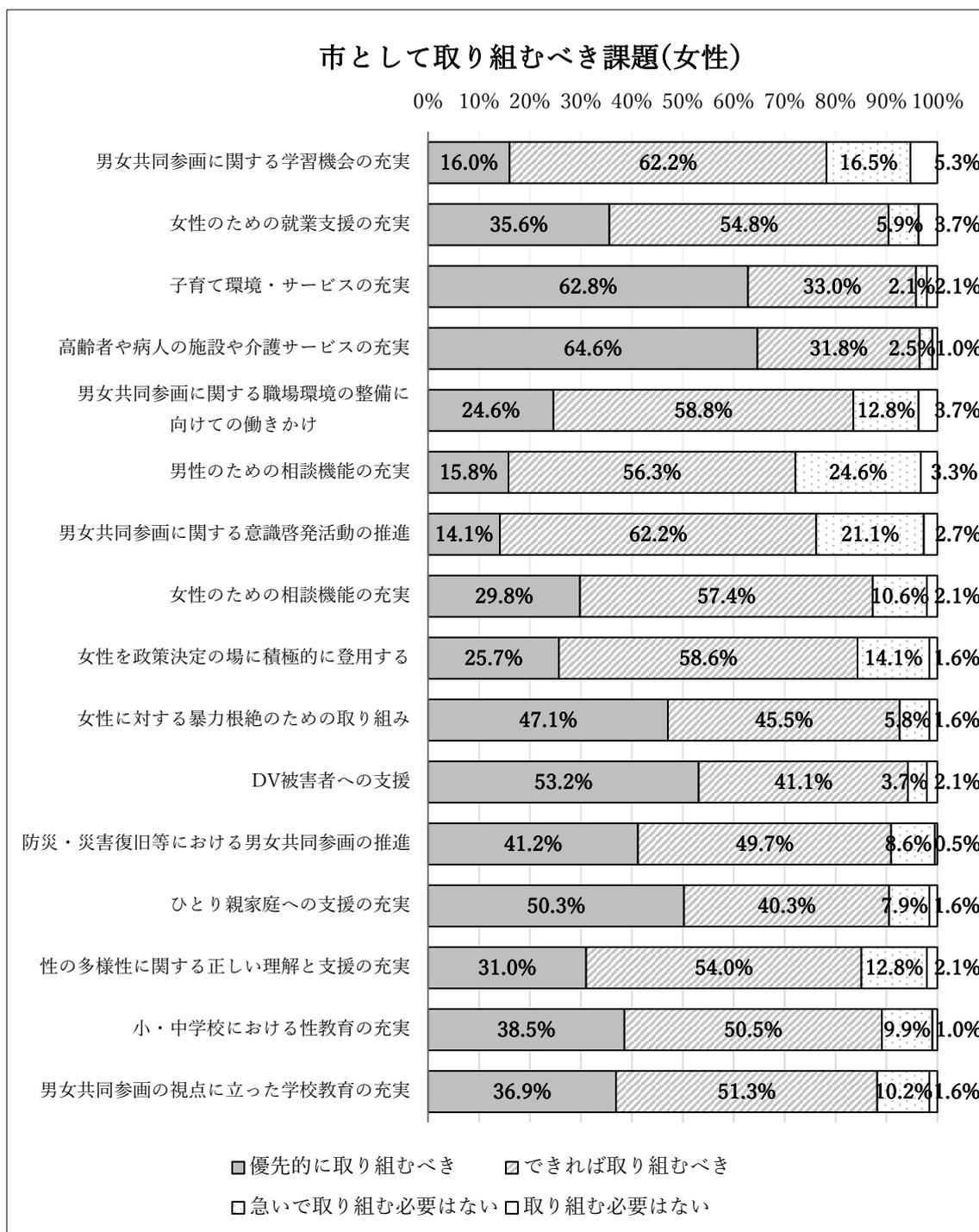
ドメスティック・バイオレンスの相談窓口は、男女とも6割ほどが知らないと回答している。被害経験のない人のほうが多数派であることから、ドメスティック・バイオレンスは自分には関係がない問題だということで、相談窓口がどこにあるかについても無関心な人が多いのかもしれない。

一方、これまでにドメスティック・バイオレンス、デートDVについての講習会を受講したことがあるかについては、男女ともそれぞれ1割前後が受講したと答えている。



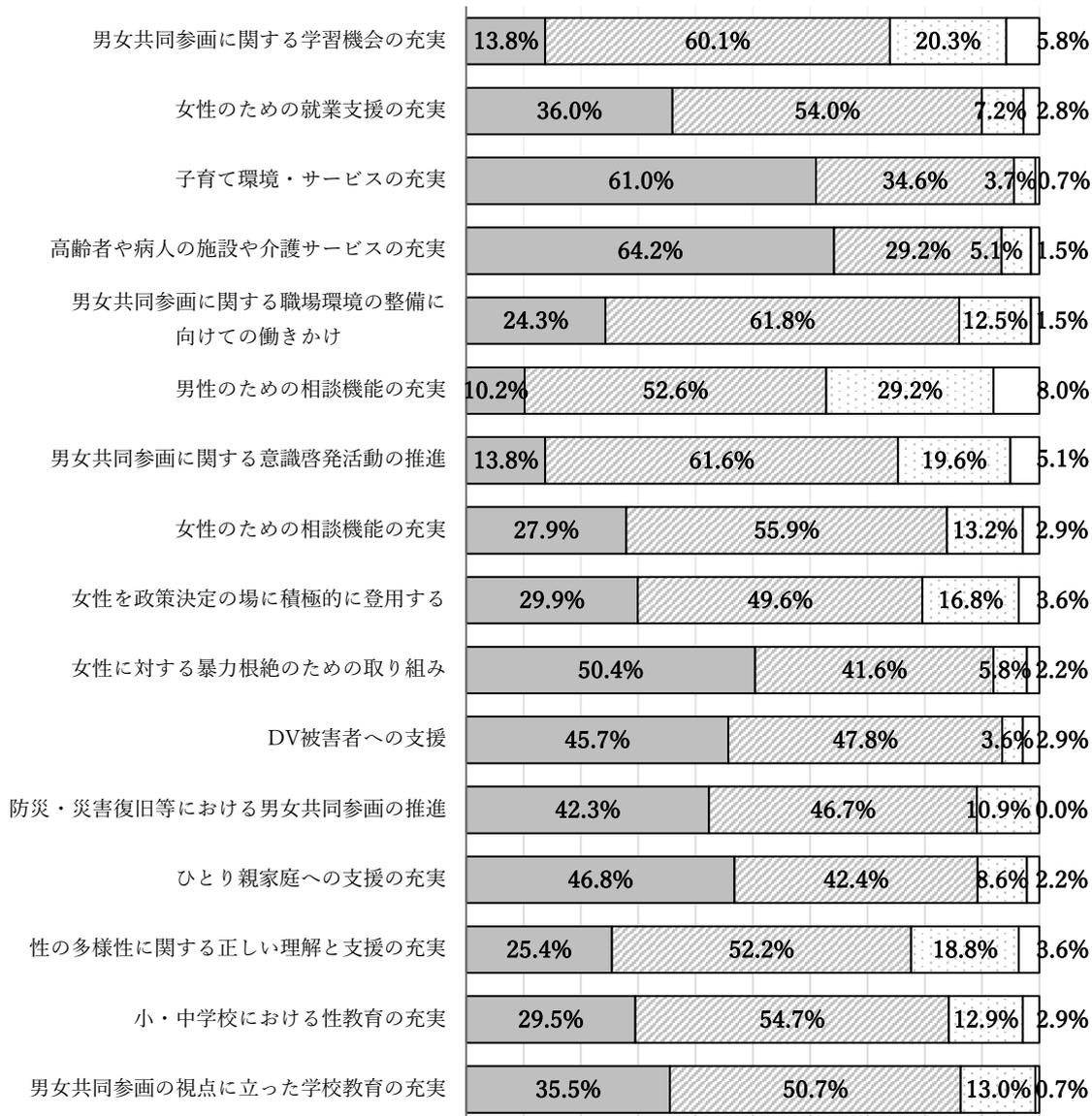
⑨市として取り組むべき課題について

男女共同参画社会の実現に向け、市として取り組むべき課題についてたずねた結果、「優先的に取り組むべき」の割合が最も大きいのは、男女とも「高齢者や病人の施設や介護サービスの充実」「子育て環境・サービスの充実」であった。次いで「女性に対する暴力根絶のための取り組み」「DV被害者の支援」「ひとり親家庭への支援」が続く。



### 市として取り組むべき課題(男性)

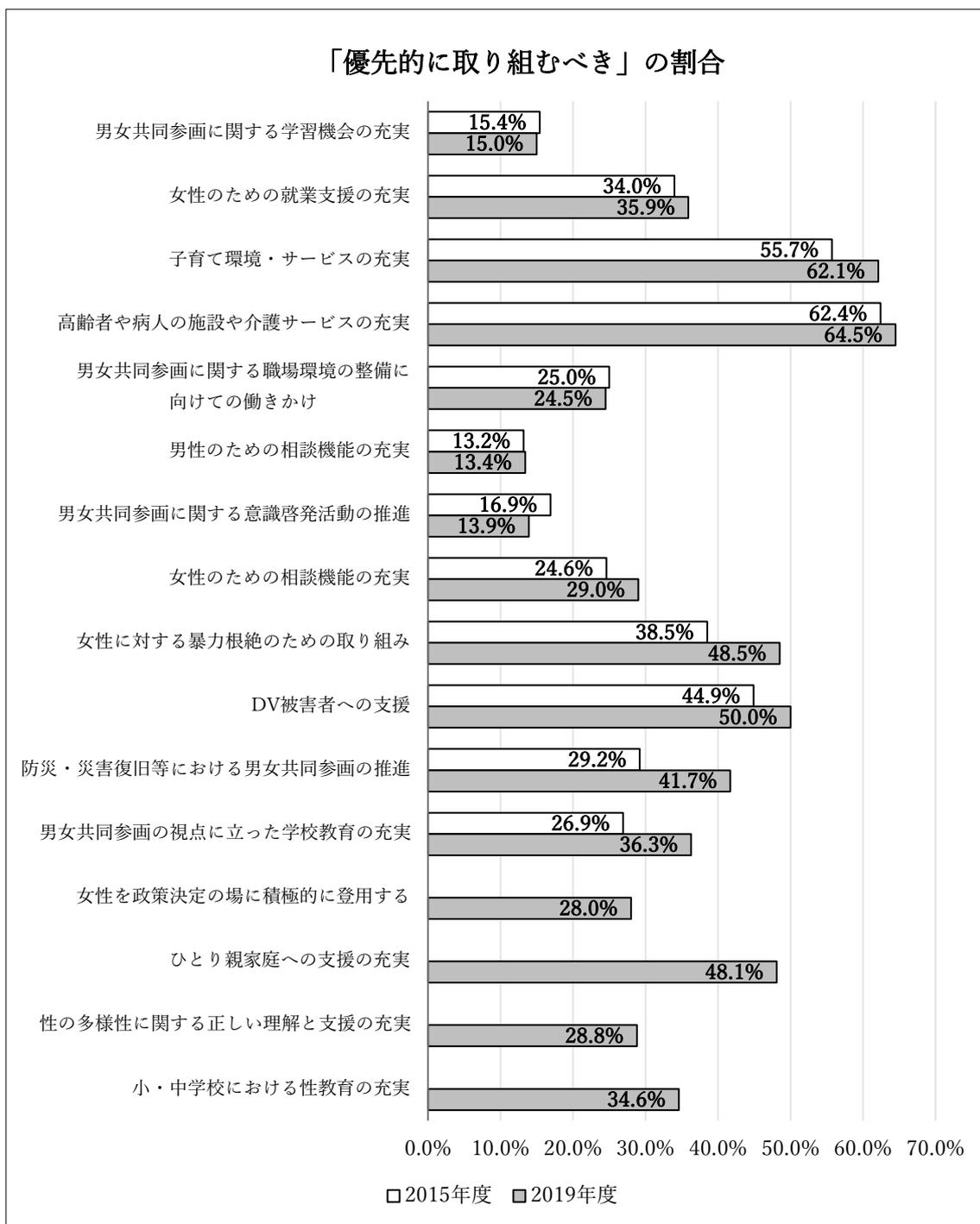
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



優先的に取り組むべき     できれば取り組むべき  
 急いで取り組む必要はない     取り組む必要はない

「優先的に取り組むべき」の割合を、前回調査の結果と比較すると「女性に対する暴力根絶のための取り組み」「防災・災害復旧等における男女共同参画の推進」「男女共同参画の視点にたった学校教育の充実」が大きく増えていることがうかがえる。

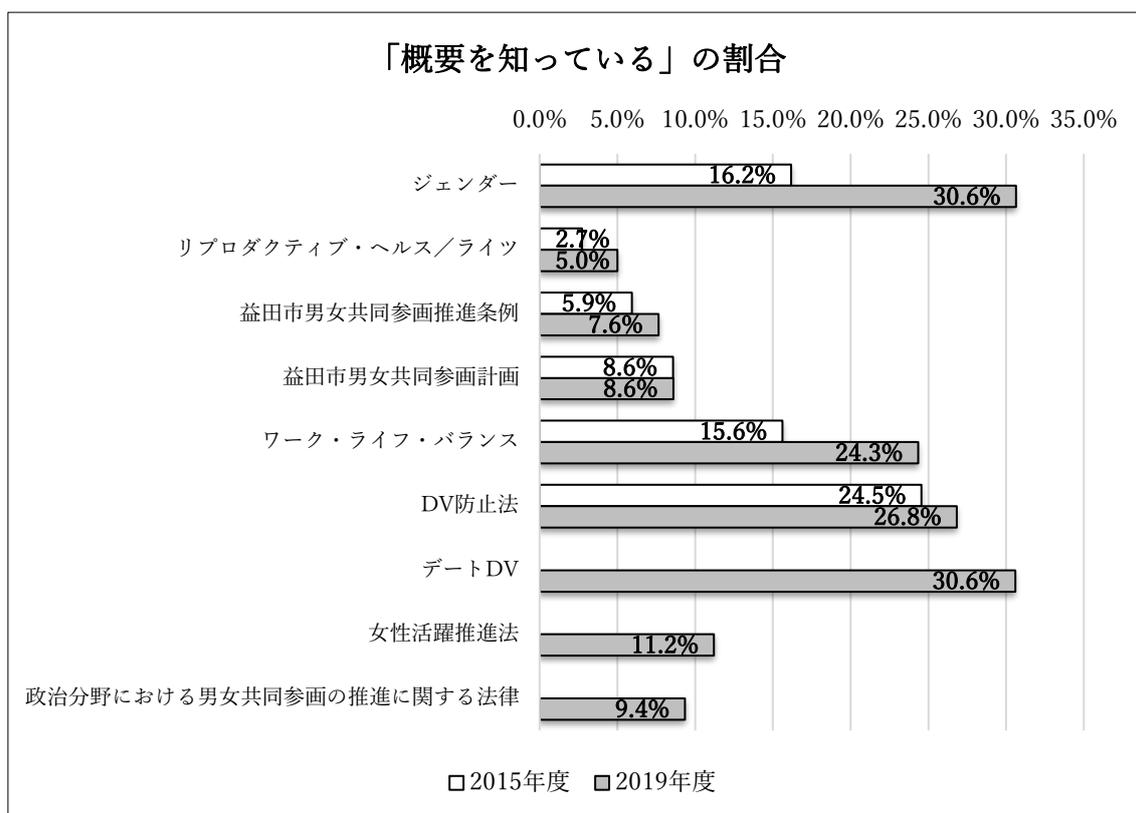
※「女性を政策決定の場に積極的に登用する」「ひとり親家庭への支援」「性の多様性に関する正しい理解と支援の充実」「小・中学校における性教育の充実」の各項目は、前回調査では含まれていない。



⑩男女共同参画に関するキーワードの認知度について

男女共同参画に関するキーワードについて、「概要を知っている」「言葉を聞いたことはある」「知らない」からそれぞれ回答してもらった。「概要を知っている」の割合を前回調査の結果と比較すると、「ジェンダー」「ワーク・ライフ・バランス」で大きく増えていることがうかがえる。

※「デートDV」「女性活躍推進法」「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の各項目は、前回調査では含まれていない。



■結果をふまえて

多くの男女が「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という典型的な性別役割の考え方から、徐々に自由になってきている。もっと市の政策に女性の視点を反映すべきという声も、経済的自立は男女両方にとって重要という声も、男女ともに大きい。しかし、実態としては、食事のしたく・かたづけや掃除といった家事、そして子どもや要介護者の世話は、たいてい女性が行なっている。家庭内での男女共同参画は、なかなか進んでいない。

こうしたなか、今回の調査では、家事や世話は女性のほうが向いているという回答が女性において若干増えていた。また、女性が理想とするワーク・ライフ・バランスは、男性と比べて「仕事よりも家庭」となる傾向が前回調査よりも強く見られた。これらについてはどの

ように解釈できるだろうか。女性は従来の性別役割を、やはりよいものとして受け入れるようになったのだろうか。

おそらくそうではなく、女性はなかなか変化しない男性に苛立ち、見切りをつけたくなっているのではないだろうか。男性が変わらないから、女性がやるしかしようがないということなのではないか。

今回の調査では、家庭生活で男性のほうが優遇されているという回答は男女ともに前回調査よりも減少したが、それでも男性優遇を指摘する割合は女性では6割もあった（男性は4割）。また、男女両方について言えることだが、大多数の回答者が市に対して子育てや介護のサービスを充実してほしいと強く要望していた。これらからは、家事・世話といった家庭内の仕事への男性の参加が進まず、女性に責任が集中したままとなっているために、行政に支援を求めたいという声が高まっていくことが考えられる。もはや家族内だけでは解決できない、という認識の表れとして見ることができる。たとえても、そうした認識を「間違っている」と私たちは非難すべきではない。仕事やさまざまな活動をする男女が増えているなか、家庭内の責任をだれかが一手に担うことを前提にするのは、そもそも困難となっているからである。

また今回の調査では、DVの被害者やひとり親への支援も、市に対して強く求められていることが示された。DV被害者やひとり親が暮らしにくい状況にあることが、広く認識されているということであろう。では、なぜDV被害者やひとり親は暮らしにくいのか。それは、家事・世話といった家庭内のことは家族だけでなんとかやっていかななくてはいけないという、私たちの社会に根付いた考えに由来すると考えられる。家族内でなんとかするという話は、結局女性がなんとかするという話になるのである。そうすると、女性が多数を占めるDV被害者やひとり親などはとくに、孤立して家庭内の責任を負わなければならないのである。

このように考えれば、男女共同参画推進のためには、家事や世話などこれまで家族内だけで解決させられてきたことを、家族外から支援するよう積極的に検討しなければならないだろう。もちろん、家族外支援は行政だけに要望するというわけではない。地域の人びとからの支援など、さまざまな方法が模索されるべきであろう。

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第一百四十五回通常国会

小渕内閣

改正 平成一一年七月一六日法律第一〇二号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。  
(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。  
(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。  
(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。  
(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。  
(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。  
(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。  
(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。  
(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めると

きは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の

処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

第百八十九回通常国会

第三次安倍内閣

改正 平成二九年三月三十一日法律第一四号

令和元年六月五日同第二四号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における

慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を

公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

#### 第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

### 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用

する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正）

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する

承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法二四・旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四・旧第十四条繰下)

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条繰下)

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正)

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条繰下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援

するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条線下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条線下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条線下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条線下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）

が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条線下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条線下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条線下)

#### 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条線下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条線下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条線下)

#### 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による

業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（令元法二四・一部改正）

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第一百五十一回通常国会

第二次森内閣

改正 平成一六年六月二日法律第六四号

同一九年七月一日同第一一三号

同二五年七月三日同第七二号

同二六年四月二三日同第二八号

令和元年六月二六日同第四六号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身

体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正）

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的<sup>しゅう</sup>羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するた

め必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない

事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係

にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| 第二条   | 被害者                  | 被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。） |
| 第六条第一項  | 配偶者又は配偶者であった者        | 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者         |
| 第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 | 配偶者                  | 第二十八条の二に規定する関係にある相手                         |
| 第十条第一項  | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合                       |

(平二五法七二・追加)

#### 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対

する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

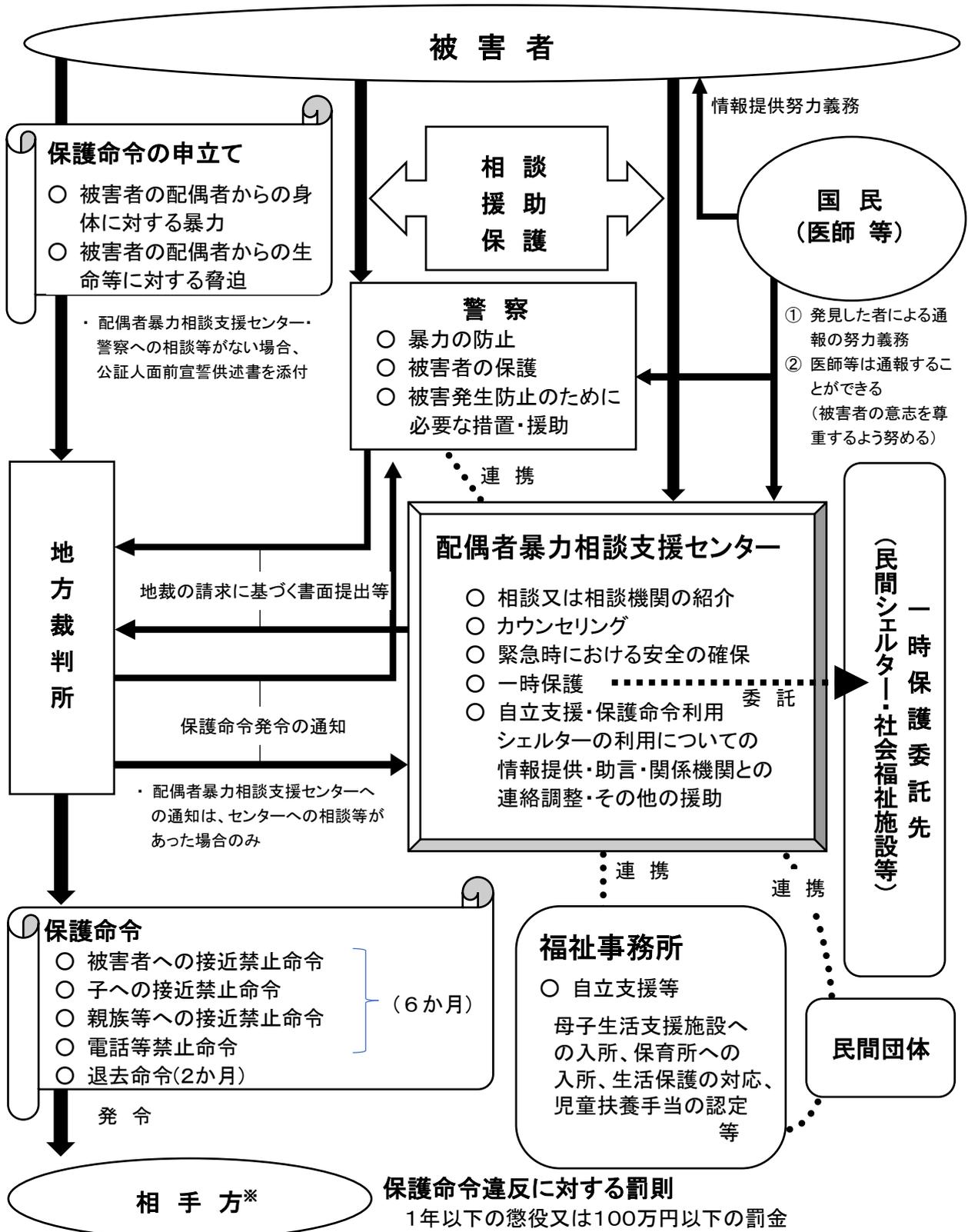
第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」のしくみ



\*申立人(被害者)の配偶者・元配偶者(事実婚を含む) 及び 生活の本拠を共にする交際相手・元交際相手

## 国や地方公共団体は…

- 主務大臣(内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣)による基本方針の策定
- 都道府県・市町村による基本計画の策定(市町村については努力義務)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第7条・第8条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第20条）

第4章 益田市男女共同参画審議会（第21条・第22条）

第5章 雑則（第23条）

附則

わが国では、基本的人権を保障し、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、男女が性別による差別的な取扱いを受けないことを盛り込んだ男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女共同参画社会の形成に向けて様々な取組が行われてきた。

本市においても、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる豊かで活力に満ちた社会を築いていくため、益田市男女共同参画計画の策定や益田市男女共同参画推進協議会の設置などの制度整備に取り組んできたところである。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習が社会の広範な分野に依然として残っており、政策又は方針の決定過程への女性の参画は進んでいない。また、近年においては、配偶者間の暴力に代表される性別に起因する人権侵害など、多くの問題が顕在化している。

このような状況の中、互いに人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現することが最も重要な課題である。

ここに本市は、男女共同参画の推進に関する基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、相互の連携協力の下に男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有し、市内に通勤し、又は市内に通学する者をいう。

- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的、精神的、性的又は経済的なあらゆる形の暴力的行為をいう。
- (5) ワーク・ライフ・バランス 一人一人が、やりがい及び充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事と家庭、地域生活等との調和が保たれ、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。
- (6) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動又は行為により、他の者を不快にさせ、又は生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる理念を基本として行わなければならない。

- (1) 男女が個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けず、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為が根絶されること。
- (3) 社会における制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること、及び男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員としてそれぞれのワーク・ライフ・バランスを尊重され、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会における活動に対等に参画することができること。
- (6) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること、及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進に関する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画施策の実施に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体並びに市民及び事業者との連携に努めなければならない。
- 4 市は、男女共同参画施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、地域、学校その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参加することができる体制及びその雇用する労働者がワーク・ライフ・バランスの実現を図ることのできる職場環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、地域、学校、家庭、職域等社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別に基づく差別的な取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為

(情報の表示における留意)

第8条 何人も、公衆に情報を表示する際には、前条各号に掲げる行為を助長する表現をしないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定しようとするときは、次章に規定する益田市男女共同参画審議会(以下この章において「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合に準用する。

(推進体制の整備)

第10条 市は、前条の男女共同参画計画に基づく男女共同参画施策を実施するため、必要な体制の整備をするものとする。

(情報の収集、調査、研究等)

第11条 市は、男女共同参画施策の策定と実施に必要な情報の収集、調査、研究等及びその結果の公表その他の適切な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年度、男女共同参画施策の実施状況を審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(男女共同参画の理解と啓発)

第13条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、啓発を目的とした

広報その他適切な措置を講ずるものとする。

(防災の分野における施策の推進)

第14条 市は、災害対応を含む防災の分野において、男女共同参画が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(仕事と生活の調和の推進)

第15条 市は、男女が共に仕事と家庭生活、地域活動その他の活動との調和を図ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの視点に立った必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(教育における配慮)

第16条 市は、学校教育及び社会教育において、基本理念に配慮した教育が行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市の施策全般の実施に当たっての留意)

第17条 市は、その実施する施策全般にわたり男女共同参画の推進に留意するものとする。

(相談への対応)

第18条 市長は、性別による差別的な取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為に関する市民又は事業者からの相談に対し、関係機関と連携して適切に対応するものとする。

(苦情の処理)

第19条 市長は、市の実施する施策に関する市民又は事業者からの苦情の申出に対し、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の苦情への対応に当たり、審議会の意見を聴くものとする。

(ドメスティック・バイオレンス等への対応)

第20条 市長は、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為に関する市民からの相談に対し、関係機関と連携して、必要な措置を講ずるものとする。

#### 第4章 益田市男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第21条 市長は、次に掲げる事務を行うため、益田市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 市長の諮問に応じ、第9条第2項の規定により市が策定する男女共同参画計画に関し必要な事項について調査し、及び審議すること。

(2) 第12条の規定による男女共同参画施策の実施状況に係る市長からの年次報告に関し必要な意見を述べること。

(3) 第19条第2項の規定による男女共同参画に関する市民又は事業者からの苦情に関し必要な意見を述べること。

(4) 前各号のほか、男女共同参画に関する市の基本的かつ総合的な施策に係る進捗状況その他の重要事項について調査し、及び審議すること。

(組織等)

第22条 審議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募に応じた者

(3) その他市長が必要と認める者

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員の任期は2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 審議会の会議の議決は、出席委員の過半数をもって決する。

#### 第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている益田市男女共同参画計画は、この条例の規定により策定されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年益田市条例第19号）の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

○益田市男女共同参画推進条例施行規則

平成26年4月28日

益田市規則第22号

改正 平成28年3月25日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、益田市男女共同参画推進条例（平成26年益田市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(苦情の申出)

第3条 条例第19条第1項に規定する苦情の申出は、男女共同参画推進に関する苦情申出書（様式第1号）を市長に提出して行うものとする。ただし、市長が当該申出を書面により行うことができない特別の理由があると認めるときは、口頭その他適切な方法によりこれを行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該申出の内容が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、同項による対応の対象としない。

(1) 現に地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に基づく監査の請求がなされている事案に関するもの。

(2) 現に行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求がなされている事案に関するもの。

(3) 現に訴訟が裁判所に係属している事案に関するもの。

(4) 現に益田市議会に対して請願がなされている事案に関するもの。

(苦情の処理)

第4条 市長は、前条第1項の苦情の申出があったときは、当該事案に関し、適切な対応を図るものとする。

2 市長は、前項の対応に関し、専門的な見地からの意見を要すると認めるときは、条例第19条第2項の規定により、条例第21条に規定する益田市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

(苦情処理の通知及び公表)

第5条 市長は、前条による苦情の処理について、その内容を処理結果等通知書（様式第2号）により当該苦情の申出者に通知するものとする。

2 市長は、前条による苦情の処理について、年度毎にその内容、件数等の状況を公表するものとする。

(審議会の会長等)

第6条 条例第21条に規定する審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、調査及び審議のため必要と認めるときは、第3条第1項の苦情の申出のあった事案に係る関係者その他の参考人(以下「参考人」という。)に対し、意見若しくは説明を聴取するため会議への出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項の規定は、会議に出席した参考人について準用する。この場合において、同項中「職務上」とあるのは「会議において」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉環境部人権センターにおいて処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮り会長が定め、その他条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会の会議は、市長が招集する。

(益田市男女共同参画推進協議会設置規則の廃止)

3 益田市男女共同参画推進協議会設置規則(平成22年益田市規則第29号)は、廃止する。

附 則(平成28年3月25日規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

益田市男女共同参画審議会 委員名簿

任期：R2.4.1.～R4.3.31

| No. | 氏名     | 所属                    | 備考            |
|-----|--------|-----------------------|---------------|
|     |        | 機関・団体名等               |               |
| 1   | 片岡 佳美  | 島根大学法文学部              | 学識経験を有する者     |
| 2   | 羽柴 貴宏  | 島根県弁護士会               |               |
| 3   | 吉松 志保  | 人権擁護委員協議会             | その他市長が必要と認める者 |
| 4   | 福井 祐子  | 益田児童相談所               |               |
| 5   | 篠原 知子  | 益田商工会議所               |               |
| 6   | 原田 利治  | 連合島根西部地域協議会 益田・鹿足地区会議 |               |
| 7   | 石橋 留美子 | しまね女性人材リスト登録者         |               |
| 8   | 増野 峰国  | 益田市小・中学校長会            |               |
| 9   | 柳井 直樹  | 益田市PTA連合会             |               |
| 10  | 山本 宏史  | 連合自治会長会               |               |
| 11  | 小川 律子  | 島根県男女共同参画サポーター        |               |

## 用語の解説（五十音順）

### イクボス

職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことをいう。

### イクメン

子育てする男性（メンズ）の略語。積極的に子育てを楽しみ、自らも成長する男性のことをいう。

### ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」をいう。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

### セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

性的な言動による嫌がらせ行為。

### デートDV（交際相手からの暴力）

身体的、精神的、性的、社会的、経済的など、あらゆる形の暴力行為をいう。

### ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者その他親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的、精神的、性的、社会的、経済的など、あらゆる形の暴力行為をいう。

### パワー・ハラスメント

職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であり、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるもの。

### マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

働く女性が妊娠・出産を理由として職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせ行為。

### ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

### リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全に性生活を営み、子どもをいつ何人産むか産まないかなどについて、女性の自己決定を尊重する考え方の中で、安全な妊娠・出産や子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざすものであり、国際的に女性の人権の一つとして認識されている。

### ワーク・ライフ・バランス（和訳：仕事と生活の調和）

一人ひとりが、やりがい及び充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事と家庭、地域生活等との調和が保たれ、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。

【男女共同参画に関する相談窓口】

| 名称        | 住所                       | 連絡先                     |
|-----------|--------------------------|-------------------------|
| 益田市人権センター | 〒698-0036 益田市須子町 3 番 1 号 | TEL:31-0412 FAX:31-0414 |

【庁内関係課】

| 名称                               | 住所  | 連絡先   |
|----------------------------------|---|---|
| 人口拡大課                            | 〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号                    | TEL:31-0600 FAX:23-7708                             |
| 人事課                              | 〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号                    | TEL:31-0131 FAX:23-5001                             |
| 危機管理課                            | 〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号                    | TEL:31-0601 FAX:23-5001                             |
| 子ども福祉課                           | 〒698-0024 益田市駅前町 17 番 1 号<br>益田駅前ビル EAGA2 階 | TEL:31-0243 FAX:23-7134                             |
| 子ども家庭支援課                         | 〒698-0024 益田市駅前町 17 番 1 号<br>益田駅前ビル EAGA2 階 | TEL:31-1381 FAX:23-7134<br>TEL:31-1977 (子育てあんしん相談室) |
| 子育て支援センター<br>ファミリー・<br>サポート・センター | 〒698-0023 益田市常盤町 11 番 1 号                   | TEL:22-2851 FAX:22-2851<br>TEL:23-0030 FAX:22-2851  |
| 健康増進課                            | 〒698-0024 益田市駅前町 17 番 1 号<br>益田駅前ビル EAGA2 階 | TEL:31-0214 FAX:23-7134                             |
| 福祉総務課                            | 〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号                    | TEL:31-0664 FAX:23-5454                             |
| 障がい者福祉課                          | 〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号                    | TEL:31-0251 FAX:31-8120                             |
| 高齢者福祉課                           | 〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号                    | TEL:31-0245 FAX:24-0181                             |
| 産業支援センター                         | 〒698-0024 益田市駅前町 17 番 1 号<br>益田駅前ビル EAGA3 階 | TEL:31-0341 FAX:22-0437                             |
| 農林水産課                            | 〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号                    | TEL:31-0316 FAX:24-0452                             |
| 美都地域振興課                          | 〒698-0292 益田市美都町都茂 1 803 番地 1               | TEL:52-2311 FAX:52-2190                             |
| 匹見地域振興課                          | 〒698-1211 益田市匹見町匹見イ 1260 番地                 | TEL:56-0300 FAX:56-0362                             |
| 教育総務課                            | 〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号                    | TEL:31-0441 FAX:24-1380                             |
| 学校教育課                            | 〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号                    | TEL:31-0451 FAX:24-1380                             |
| 社会教育課                            | 〒698-0033 益田市元町 11 番 26 号                   | TEL:31-0621 FAX:31-0641                             |

【その他関係機関】

| 名称          | 住所                           | 連絡先                     |
|-------------|------------------------------|-------------------------|
| 島根県益田児童相談所  | 〒698-0041 益田市高津四丁目 7 番 4 7 号 | TEL:31-1886 FAX:22-0075 |
| 益田警察署生活安全課  | 〒698-0004 益田市東町 7 番 5 号      | TEL:22-0110 FAX:23-7275 |
| 松江地方裁判所益田支局 | 〒698-0027 益田市あけぼの東町 4 番 6 号  | TEL:22-0429 FAX:22-0429 |
| 益田公共職業安定所   | 〒698-0027 益田市あけぼの東町 4 番 6 号  | TEL:22-8609 FAX:23-2622 |

|             |                         |                         |
|-------------|-------------------------|-------------------------|
| 益田労働基準監督署   | 〒698-0027 益田市あけぼの東町4番6号 | TEL:22-2351 FAX:22-8035 |
| 益田市社会福祉協議会  | 〒698-0036 益田市須子町3番1号    | TEL:22-7256 FAX:23-4177 |
| 益田人権擁護委員協議会 | 〒698-0027 益田市あけぼの東町4番6号 | TEL:23-2871 FAX:22-0429 |

### 【各種専門相談窓口】

| 名称                     | 住所                    | 連絡先                                    |
|------------------------|-----------------------|--|
| 益田市基幹相談支援センター          | 〒698-0001 益田市久城町531番地 | TEL:32-0022 FAX:23-4253                |
| 益田市教育委員会<br>ハラスメント相談窓口 | 〒698-8650 益田市常盤町1番1号  | TEL:31-0441 FAX:24-1380<br>TEL:31-0445 |

### 〈相談電話〉

|                 |                                 |                      |
|-----------------|---------------------------------|----------------------|
| ますだ健康ダイヤル24     | コール イフミ<br>0120-506-103         | 地域医療対策室              |
| みんなの人権 110番     | ゼロゼロみんなのひゃくとおばん<br>0570-003-110 | 松江地方法務局/島根県人権擁護委員連合会 |
| 相談専用電話（フリーダイヤル） | なやむな<br>0120-71-7867            | 子育てあんしん相談係           |

### 〈DVの相談窓口〉

|                         |                         |                |
|-------------------------|-------------------------|----------------|
| 内閣府 DV 相談ナビ             | #8008                   | 配偶者暴力相談支援センター  |
| DV相談+（ぷらす）<br>（24時間対応）  | つなぐ はやく<br>0120-279-889 | 専門の相談員が一緒に考えます |
| 島根県警察相談センター<br>（24時間対応） | #9110<br>（0852-31-9110） | 島根県警察相談センター    |

### 〈性暴力の相談窓口〉

|                                |                          |                                |
|--------------------------------|--------------------------|--------------------------------|
| 性犯罪・性暴力被害者のための<br>ワンストップ支援センター | 相談専用ダイヤル<br>0852-25-3010 | 性暴力被害者支援センター<br>たんぼぼ           |
|                                | おはやく<br>0852-28-0889     | 一般社団法人 しまね性暴力被害者<br>支援センター さひめ |
| 全国共通短縮ダイヤル                     | はやくワンストップ<br>#8891       | お近くのワンストップ支援センタ<br>ーへつながります    |
|                                | はーとさん<br>#8103           | お近くの警察相談窓口へつながり<br>ます          |





## 第4次益田市男女共同参画計画

発行年月：令和3年3月

発行：益田市福祉環境部人権センター

〒698-0036 島根県益田市須子町3番1号

TEL：(0856) 31-0412

FAX：(0856) 31-0414

E-mail：jinken@city.masuda.lg.jp